

# はじめに

## 岡山県知事 石井 正弘

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、二酸化炭 素等の増加による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、森林の減少な ど様々な地球環境問題を顕在化させ、ライフスタイルの見直しを余儀なくされて います。また、一方では、潤いのある生活環境へのニーズが高まっており、自動 車公害や生活排水による汚染、ゴミ処分場の不足等に加え、街の美観を損なう落 書きなども身近な問題として捉える必要が生じています。

このように複雑・多様化した環境問題に対処するためには、資源のリサイクル やエネルギーの効率的利用など、持続可能な循環型社会への転換に向けた取組や、 きれいな空気や水、美しい景観など、本県の豊かな環境を保全し、将来の世代に 継承する取組を、様々な主体が互いに連携し、積極的に進めることが非常に重要 になっています。

こうした中、県では「新世紀おかやま夢づくりプラン」において、目指すべき 具体的な社会の姿の一つとして「環境にやさしい生活をおくり自然と共生できる 社会」を掲げるなど、環境への取組を県政の最重点課題の一つとして位置づけて おり、現在、こうした環境問題や社会情勢の変化に、より的確に対応するため、 皆様のご意見・ご提言をいただきながら「岡山県環境基本計画(エコビジョン2 010)」の改訂を進めているところです。

今年度は、地球温暖化防止行動計画や、生活環境を取り巻く新たな課題に対処 することを目的として制定された環境3条例に基づく取組、豊かな郷土の自然を PRする「おかやま自然百選」の選定など様々な施策をスタートさせたところで すが、今後とも「環境先進県おかやま」を目指して、県民、事業者、行政のパー トナーシップのもと、環境の保全に関する総合的かつ計画的な取組を一層推進し てまいりたいと存じます。

この環境白書は、岡山県環境基本条例()第8条に基づき、平成13年度におけ る本県の環境の状況や環境保全のために講じた施策などを中心に掲載し、公表す るものです。県民の皆様が環境問題を考え、研究や活動に取り組むためにご活用 いただければ幸いです。

平成14年(2002年)12月

# 第1章 総合的環境保全

- 1 基本的な方針等
  - 2 環境影響評価
  - 3 公害防止対策
- 4 環境教育の推進
- 5 環境保全の推進体制

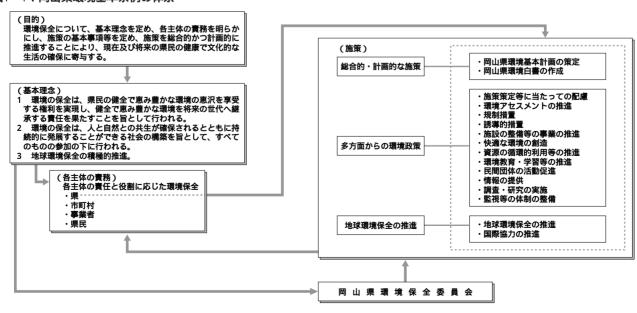
# 1基本的な方針等

## (1)環境基本条例

昭和40年代以降、国においては「公害対策基本法」「自然環境保全法」をはじめとする諸法令により、 県においては「公害防止条例」、「自然保護条例」、 「環境影響評価指導要網」など地域の実情に即した 条例等により、環境の保全のため必要となる枠組み を整えてきた。 しかし、その後顕在化した都市・生活型公害や廃棄物の増加は、今や環境に大きな負荷をかけており、早急な対応が求められている。また、地球温暖化()、オゾン層()の破壊、酸性雨()などの地球環境問題()は、まさに地球規模で対応すべき課題である。さらに、都市部で身近な自然が減少するとともに、農山村でも農地や森林の持つ環境保全機能が低下している。

複雑化、多様化が進む今日の環境問題は、地球環境という空間的広がりと、将来の世代にわたる時間

図1-1:岡山県環境基本条例の体系



的広がりを持つという性格を有している。したがって、従来のように課題ごとに別々に対処するのではなく、環境そのものを総合的にとらえ、計画的な施策を講ずる必要がある。特に、都市・生活型公害や地球温暖化問題は、私たちの通常の生活や事業活動に起因する部分が多く、その解決のためには、社会経済システムの在り方や私たち自身のライフスタイルそのものを見直すことが必要となっている。

こうしたことから、国の「環境基本法」()の理念 その他の枠組みを踏まえつつ、地域におけるこれか らの環境保全に関し基本となる枠組みと方向性を示す 「岡山県環境基本条例」()を平成8年10月に制定した。 環境基本条例では、環境の保全及び創造を図る上 で、次の3点の基本理念が掲げられている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、将来の 世代へ継承すること

環境への負荷を低減し、人と自然が共生する持 続的発展が可能な社会の構築を、すべてのもの の参加の下に行うこと

地球環境保全を積極的に推進すること

こうした基本理念にのっとり、県及び市町村は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定

し、実施するとともに、それぞれが実施する環境の保全に関する施策について、相互に支援又は協力するよう努めることとしている。事業者は、事業活動のすべての段階において環境の保全に配慮することを責務としている。県民についても、日常生活に伴う環境への負荷の低減と環境の保全に努めることを求めている。

(条文を資料編に掲載)

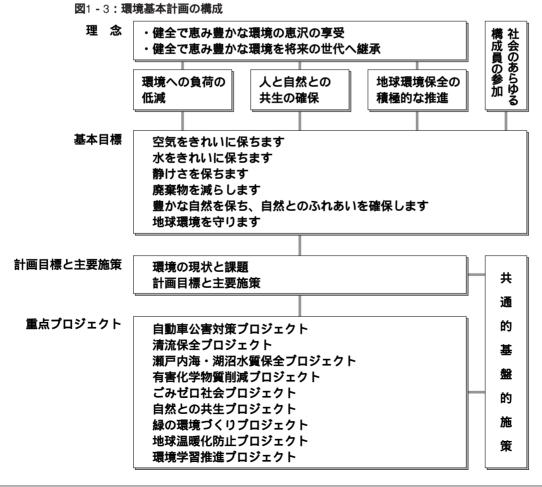
## (2)環境基本計画

計画の目的

県では、平成10年3月、2010年度を目標年次とし

図1-2:環境基本計画の理念





た「岡山県環境基本計画」()(エコビジョン2010)を策定した。この基本計画は、環境基本条例の規定に基づき、総合的かつ長期的な目標、施策の大綱を定め、行政、事業者、県民それぞれが主体となった環境の保全に関する総合的かつ計画的な取組を推進するものである。

## 基本的な考え方

計画では、岡山県の豊かな自然と歴史的な地理風土を県民共有の財産と認識し、環境を優先する価値観に基づき、県民一人ひとりの主体的な参加により、きれいな空気、きれいな水辺、豊かで身近な自然、美しい景観など「晴れの国岡山」にふさわしい健全で恵み豊かな環境を有する「快適生活県おかやま」を実現し、将来の世代に継承することを基本的な考えとしている。このため、日常の生活や事業活動等の人間の行動そのものや、地域の交通、物流、エネルギー、消費などの社会経済システム、さらには地球環境にも目を向け、将来にわたって人と自然が共生できるよう、社会のあらゆる構成員が環境保全に取り組み、人間の生活や生産が持続可能で、自然生態系が健全に保全される環境の創造を目指すこととしている。

### 推進体制

計画の推進に当たっては、「計画の策定」、「施策の実施」、「進捗状況の把握」、「計画の見直し」の一連の手続きを管理する環境管理システムにより、実効性を確保している。また、計画の着実な推進を図るため、県庁内に知事を会長とし各部局長で構成する「環境基本計画推進会議」を設置するとともに、有識者で構成する「環境基本計画推進専門委員会」を岡山県環境審議会内に設置し、進捗状況について指導、助言を受けている。さらに9つの重点プロジェクトのうち、自動車公害対策、ごみゼロ社会及び地球温暖化防止について、「重点プロジェクト推進会議」を設置し、県民、事業者、行政が一体となった推進を図っている。

### 重点プロジェクト推進会議の状況

自動車公害対策プロジェクト推進会議(平成10年 11月設置) 会員構成 自動車公害防止に関わる専門的な知識 を持つ有識者と県民、事業者の各種団 体の推薦する者及び行政関係者(24名)

事 務 局 岡山県生活環境部環境管理課

所掌事項 低公害車の普及、導入、アイドリング・ ストップ運動等の推進、公共交通機関 の利用推進、自動車交通量抑制対策の 推進、交通流対策の推進 等

平成13年度における取組状況

開催年月日 平成14年3月13日

内 容 警察のITSによる交通需要マネージメント施策の推進、第3次渋滞対策プログラムの進捗状況、アイドリングストップ運動等の推進、パークアンドバスライド、天然ガス自動車の普及に関する天然ガス転換事業 等

ごみゼロ社会プロジェクト推進会議(平成11年3 月設置)

委員構成 学識経験者、事業者団体、NPO、義 務教育関係者、市町村等(20名)

事 務 局 岡山県生活環境部廃棄物対策課

事 業 廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利 用に関する計画の策定及び施策の企画 立案等

平成13年度における取組状況

開催年月日 全体会議 平成13年6月25日、平成 14年3月18日 ワーキング 平成13年7月23日

内 容 マイバッグ運動、岡山県リサイクル 推進店奨励制度、グリーン購入運動、 岡山県ごみ減量化・リサイクル推進 ポスターコンクール、岡山県リサイ クル推進大会等

温暖化防止プロジェクト推進会議(平成10年10月 設置)

会員構成 地球温暖化防止に関わる専門的な知識 を持つ有識者と県民、事業者、行政の 各種団体等の推薦する者(17名)

事 務 局 岡山県生活環境部環境政策課

推進施策 新&省エネルギー設備の導入、グリーンオフィスの推進、エコライフ実践活動の推進、国際環境協力の推進 等

## 平成13年度における取組状況

開催年月日 平成13年6月29日、13年12月21日 内 容 岡山県地球温暖化防止行動計画案の 検討、地球温暖化防止月間における 普及啓発事業、「暮らしと環境を考 える作文コンクール」の実施 等

計画目標等に対する平成13年度の状況 資料編掲載のとおり。

## (3) グリーンオフィス推進プログラム

県は、環境保全施策を実施する行政機関としての 役割を持つ一方で、事業者・消費者としての経済活動も行っており、組織の規模も大きいことから、オフィスワークを中心とした活動が環境に及ぼす影響 はかなりのものとなっている。

こうしたことから、平成10年11月に、県の率先行動として「グリーンオフィス推進プログラム(略

表1-1:取組の状況

取組目標	目 標 (平成17年度)	実 績 (平成13年度)	備考
自動車燃料使用量の節減	2,973,400 ℓ以下	3,156,910 ℓ	ガソリン・軽油
庁舎用等燃料使用量の節減	3,471,000 ℓ以下	3,180,012 ℓ	灯油・A重油
電力使用量の節減	83,907,500kWh以下	90,590,337kWh	自家発電量、道路照明、信 号機、滑走路照明は除く。
再生紙使用率の向上	92.4%以上	96.4 <b>%</b>	古紙配合率100%用紙
複写機用紙使用量の節減	100,970,500 枚以下	109,451,405枚	
事務用封筒使用量の節減	1,576,700枚以下	1,151,847枚	角形一般文書用
水道水使用量の節減	1,281,300㎡以下	<b>1,324,428</b> m³	
廃棄物の排出量の削減	2,562,300kg以下	2,502,445kg	
温室効果ガスの排出量	57,910 t-CO <sub>2</sub>	59,733t-CO <sub>2</sub>	

注1 取組目標欄の\*印は、直接的に温室効果ガスの削減に関する取組項目 2 道路照明、信号機、滑走路照明等の使用・維持により排出する温室効果ガスについては、排出 量の把握は行うが、目標及び実績から除いている。

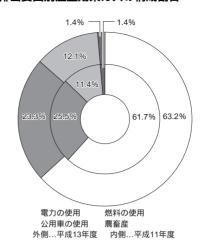
表1-2:県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況

(単位:t-CO2)

排出要因	ガスの種類	平成11年度	平成13年度	備考
燃料の使用	CO <sub>2</sub> , CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O	17,203	15,815	8.1 <b>%</b>
電力の使用	CO <sub>2</sub>	41,681	42,830	+ 2.8 <b>%</b>
公用車の使用	CO <sub>2</sub> , CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O, HFC	7,694	8,195	<b>+</b> 6.5 <b>%</b>
農 畜 産	CH <sub>4</sub> ,N <sub>2</sub> O	939	935	<b>-</b> 0.4 <b>%</b>
合 計		67,517	67,777	+ 0.4%

注) 備考欄は、平成11年度との対比 本県は、平成17年度において平成11年度対比3.2%削減を目標としている。

図1-4:排出要因別温室効果ガスの構成割合



称: GOP)」を策定し、県の全ての組織で日常的な事務の実施における省資源・省エネルギー、グリーン購入、廃棄物の減量などを進めている。

また、平成13年3月には、地球温暖化対策の推進 に関する法律に基づく地方公共団体の温室効果ガス の削減計画として、平成17年度の目標値などを設定 し大幅改正を行った。

## (4)環境マネジメントシステム<sup>(·)</sup>

地球温暖化など複雑多様化する環境問題がクローズアップされている中、企業等において、各種法令で定められている環境の規制基準の遵守のみにとどまらず、自主的に環境に対して与えている影響を低減させる取組が進められている。

これらの取組を進める体制、手順等を環境マネジメントシステム(EMS)といい、これについて国際標準化機構(ISO)が定めた規格がISO14001である。

ISO14001規格のEMSは、経営方針の中に環境方針を取り入れ、その環境方針に基づいて計画を立て、実施し、点検・是正を行い、システムの見直しを行うという企業活動の展開の中で、企業の活動、製品またはサービスによる環境負荷(著しい環境影響)や環境リスクを低減し、発生を予防するための行動を継続的に改善していくことをその目的とする。

岡山県においては、平成10年3月に策定した環境 基本計画 - エコビジョン2010 - をベースとして、次に掲げることを目的に県本庁舎の事務事業を 対象とした環境マネジメントシステムを導入し、平 成13年2月9日に認証を取得した。また、平成13年度には、その対象範囲を地方振興局等に広げたところであり、さらに、今後、原則として知事部局のすべての出先機関に対象範囲を広げることとしている。

#### <環境マネジメントシステム導入の目的>

・環境基本計画の理念、基本目標に沿った環境の保全・創造に関する施策の総合的、計画的

な推進

- ・県の事務事業が直接的、間接的に及ぼす環境 影響の継続的な改善
- ・職員の環境意識の徹底
- ・市町村等への波及効果

なお、平成13年度における環境目標の達成状況は次のとおりとなっている。

表1-3:環境目標の達成状況

	環境基本計画の施策区分	目 標 数	達 成 数	達 成 率(%)
	空気をきれいに保ちます	26	25	96.2
	水をきれいに保ちます	78	68	87.2
主	静けさを保ちます	20	19	95.0
要施	廃棄物を減らします	38	36	94.7
策	豊かな自然を保ち、自然とのふれあいを確保します	62	59	95.2
	地球環境を守ります	22	20	90.9
	小 計	246	227	92.3
	自動車公害対策プロジェクト	16	11	68.8
	清流保全プロジェクト	34	31	91.2
重	瀬戸内海・湖沼水質保全プロジェクト	41	37	90.2
点プ	有害化学物質削減プロジェクト	18	18	100.0
	ごみゼロ社会プロジェクト	28	25	89.3
ジ	自然との共生プロジェクト	16	14	87.5
ェク	緑の環境づくりプロジェクト	37	35	94.6
, 	地球温暖化防止プロジェクト	26	25	96.2
	環境学習推進プロジェクト	24	16	66.7
	小 計	240	212	88.3
	環境影響評価の推進	1	1	100.0
	環境保全のための費用負担意識の普及等	1	1	100.0
共通	環境情報の収集、公開、公表	1	1	100.0
的基 盤的	調査研究の推進	3	3	100.0
施策	その他	5	5	100.0
	県の事業者・消費者としての率先行動	5	4	80.0
	小 計	16	15	93.4
	合 計	502	465	92.6

# (5)環境保全委員会

県民参加のもとに環境保全施策を進めるため、「環境基本条例」の規定に基づき、平成9年4月から「岡山県環境保全委員会」()を設置している。

県民は委員会に対し、知事等の行う施策について 環境の保全に関する提言を行うことができる。委員 会は、提言について調査審議を行い、必要があると きは知事等に対し意見書を提出することとしている。

平成13年度においては、2件の提言について調査 審議を行った。 (詳細は資料編)

## (6)岡山県の環境に関する意識調査

環境保全の各分野に関する県民や事業者の意識や 行動の実態を把握することにより、平成14年度に予 定している岡山県環境基本計画(エコビジョン2010) の見直しや岡山県地球温暖化防止行動計画の策定に 反映させるなど、今後における県の環境保全に係る 施策推進のための基礎データとする目的で調査を実 施した。

#### (調査項目)

県 民 調 査	事業所調査
周辺の生活環境 環境問題についての考え 環境保全に役立つ行動の実行度 環境保全と経済や利便性との関係 環境学習や環境保全活動への参加 企業活動と環境との関係 環境問題を改善する方策	環境保全についての考え方 環境保全への取組状況 環境問題を改善する方策

#### (調査概要)

	県 民 調 査	事業所調査
調査地域	岡山県全域	岡山県全域
調査対象	20 <b>歳以上の県内在住者</b>	従業員数30人以上の事業所
対象者数	4,000人 (うち有効回収数3,330人)	800社 (うち有効回収数 404社)
調査方法	調査員による留置 (自記式)・回収郵送方式	往復郵送方式
	平成13年8月~9月	平成13年8月~9月

#### (調査結果)

- ・調査結果の概要は「資料編」を参照
- ・調査結果概要版は、岡山県ホームページにも掲載【アドレス】

http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/kansei/kansei.htm

# 2 環境影響評価

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関し、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが事前に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して、関係地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものである。

国においては、「環境影響評価実施要網」(以下「国要網」という。)(昭和59年8月28日閣議決定)に基づいて環境影響評価が実施されてきたところであるが、平成11年6月12日から環境影響評価法(以下「法」という。)が全面施行され、国の許認可等を受けて行われる大規模事業を対象に環境影響評価が実施されている。

本県においては、昭和54年1月1日から施行した「環境保全に関する環境影響評価指導要網」(以下「県要網」という。)に基づいて審査等を行ってきたが、住民参加の機会の充実、審査の透明性の確保、対象事業の拡充等を図るため、法の施行に併せて「岡山県環境影響評価等に関する条例」(以下「条例」という。)を施行し、環境影響評価制度の一層の充

実を図っているところである。

### 環境影響評価の審査

平成13年度は、道路建設事業(条例:実施計画書) レクリエーション施設(条例:実施計画書)、下水 道終末処理施設(条例:実施計画書)、公有水面埋 立(法:方法書)の4事業について審査を実施した。 (処理状況を資料編に掲載)

平成13年度末までの審査件数の累計は109件(内 訳:県要綱・条例99件、国要綱・法10件)である。

環境影響評価の審査に当たっては、学識経験者10 人で構成する岡山県環境影響評価技術審査委員会の 意見を聴き対象事業に係る環境影響評価等の指導及 び審査を厳正に実施するとともに、環境影響評価の手 続について一層の周知を図ることとしている。

監視・指導

事業者の事務所若しくは対象事業実施区域に立ち

入り、対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る 環境影響評価、環境管理その他の手続等の実施状況 を調査し、事業実施に伴う環境影響の回避・低減に

# ー層努めるよう指導を行った。(平成13年度立入調査実施件数53件)

表1-4:環境影響評価の審査状況

		É	F度	52 ~	7 <b>4</b> 2 <del>44</del>	0年度	○ <b>左</b> 庄	40年度	11 <b>£</b>	<b>丰度</b>	12 <b>年度</b>	13 <b>年度</b>	計
事業	業の種類		_	6 <b>年度</b>	7 <b>年度</b>	8 <b>年度</b>	9 <b>年度</b>	10年度	方法書等	準備書	準備書	方法書等	āT
道			路	1(2)			1	1		(2)		1	4(4)
鉄			道		1					 			1
I	業	邳	地	17	1	1	1						20
住	宅	团	地	3(1)									3(1)
ダ	٨	•	堰	(1)					(1)				(2)
公	有 水	面埋	立	3						 		(1)	3(1)
電	気	C 作	物	1									1
飛	ŕ	<del>,</del>	場	1(1)			(1)						1(2)
レク	フリエー	ションカ	施設	25	5	1		4				1	36
廃	棄物処	0.理施	設	1						 			1
下	水道終末	<b>卡処理</b> 放	色設	8	1	1	1	1		1		1	14
そ	Ø	)	他	8	3	1	1	1			1		15
	吉	+		68(5)	11	4	4(1)	7	(1)	1(2)	1	3(1)	99(10)

(注):( )内は、国要綱・法等による処理件数(外数)

表1-5: 岡山県環境影響評価技術審査委員名簿

(平成14年4月1日現在)

E	E	4	3	専	門	等	所 属 等
青	野	孝	昭	昆		虫	元倉敷市立自然史博物館長
赤	木	靖	春	環均	竟 化	と 学	岡山理科大学工学部教授・副学長
池	田	己寶	子	環均	竟多	入 析	岡山県立大学保健福祉学部教授
河	原	長	美	河ノ	ו ו	C 学	岡山大学環境理工学部教授
佐	藤	ΞV	康	動		物	川崎医療福祉大学医療福祉学部教授
角	南	重	夫	公 衆	衛	生 学	川崎医科大学教授・副学長
波	田	善	夫	植		物	岡山理科大学総合情報学部教授
真	鍋	惠	美	生	物	学	就実短期大学生活科学科教授
森	田	亜	紀	芸	術	学	<b>倉敷芸術科学大学芸術学部助教授</b>
Щ	本	悦	世	考	古	学	岡山大学埋蔵文化財調査研究センター助教授

# 3 公害 防止対策

公害の発生を防止するため、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」などに基づく規制、公害防止計画の策定と推進、県南主要企業との公害防止協定の締結など、各種の公害防止施策を実施している。また、工場立地時における公害防止対策の指導、緑地の保全、工場における公害防止組織の整備の指導など、関連する施策を推進してきた。

今後とも、法令等による規制基準の遵守、徹底を図るほか、監視体制の充実により未然に環境汚染の防止に努める。さらに公害防止計画()策定地域にあっては、引き続き、関係自治体と連携を図りながら、計画に基づく総合的な公害防止対策を実施するほか、公害防止協定の締結による地域の実態に応じた公害防止対策を推進することとしている。

## (1)公害防止計画

公害防止計画策定地域の概要

### ・岡山・倉敷地域公害防止計画

平成10年度から平成14年度までを計画期間とする 第3次の「岡山・倉敷地域公害防止計画」を推進した。

この計画は、昭和46年度以来、倉敷市を対象とした「水島地域公害防止計画」及び昭和50年度以来の岡山市などを対象とした「岡山地域公害防止計画」の2つの公害防止計画を一本化したものである。

この地域では、汚染物質の排出の低減、排出総量の抑制など直接的な公害防止対策をはじめ、工場立地時の指導、道路交通対策、緑地の保全など、公害防止に関連する施策を総合的に推進してきた結果、一部の環境質については改善してきている。しかし、都市・生活型公害の増大をはじめ、廃棄物の適正処理の問題など、公害が多様化してきており、さらには、児島湖及びこれに流入する河川の汚濁問題を抱えている。

また、岡山空港、山陽自動車道、瀬戸大橋などの

広域交通網の整備が進み、当地域だけでなく本県の 社会経済活動も大きく進展することが予想される。

このような状況下において、健康で快適な暮らしのできる良好な環境を保全するため、産業活動に起因する公害防止対策を推進するとともに、交通公害対策の推進、都市内河川及び児島湖、備讃瀬戸及び児島湾の水質汚濁(()対策を推進するなど総合的に諸施策を推進した。

### ・備後地域公害防止計画

平成11年度から平成15年度までを計画期間とする 第6次の「備後地域公害防止計画」を推進した。

この地域では、昭和49年度を初年度として平成10年度まで5次にわたって計画が策定され、それに基づき公害の防止に関する諸施策を実施した結果、環境質の状況は改善されてきた。このため、平成11年度の内閣総理大臣の策定指示では、1市1町(岡山県側は井原市)が計画地域から外された。

しかし、浮遊粒子状物質()及び光化学オキシダント()による大気汚染()、河川・海域における水質汚濁などについてはさらに改善すべき問題が残されているほか、山陽自動車道が昭和63年春に完成し、内陸部及び臨海部における工業団地の生産規模の増大等が見込まれ、産業活動の拡大に伴う公害の発生も懸念されるところから、本計画に基づき、総合的な諸施策を推進した。

## 公害防止計画の推進・進行管理

岡山・倉敷地域及び備後地域について、平成10年度、11年度にそれぞれ新計画が承認され、前計画に引き続き、事業者、県及び関係市町において総合的な公害防止に係る施策を講じている。特に、備後地域については広島県との県境地域であり広島県と連携を緊密にし、地域の総合的な公害防止対策を推進している。

なお、それぞれの地域における公害防止対策事業 の進捗状況調査を毎年実施して公害防止計画の進行 管理を行ってきた。

表1-6:公害防止計画策定状況

地	域	名	地域の	範囲	計画の期間	備	考
岡倉地	Щ	・敷域	岡倉玉灘早山敷野崎島	市市市町町	昭和63~平成4 年度(5か年) 平成5~9年度 (5か年) 平成10~14年度 (5か年)	「岡山地域公害防止語 度の間は岡山市、保	止計画 市 年度
備地		後域	笠 岡 (注) 井原市 成10年 で、ま 島県側 在4市1	度ま た広 は現	昭和49~53年度 (5か年) 昭和54~58年 (5か年) 昭和59~63年 (5か年) 平成元~5年 (5か年) 平成6~10年 (5か年) 平成11~15 (5か年)	計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計計	昭和48年7月3日 昭和49年12月27日 昭和55年8月17日 昭和55年3月18日 昭和59年9月21日 昭和60年3月8日 平成元年9月8日 平成2年3月13日 平成6年9月20日 平成7年3月13日 平成11年10月15日 平成12年2月24日

## (2)公害防止協定

公害防止協定の締結

県では、国の環境関係法令の規制基準を補完し、 また、地域における公害防止対策を推進するため、 企業と市町村との公害防止協定(環境保全協定)の 締結を推進してきている。

締結に当たっては、原則的に市町村と企業が当事者となることとしているが、特にその影響が広域に及ぶと判断される大規模発生源を持つ企業、又は「鉱山保安法」、「電気事業法」等の規制を受け、知事権限が及ばない企業の内、必要と認めるものは、県も当事者に加わっている。

県が当事者となっているものは、倉敷市水島地域の企業等10企業(グループ)及び核燃料サイクル開発機構との11協定で、これらの公害防止協定に基づき、新増設計画の事前審査、指導を行うなど協定のフォローを行っている。

平成13年度には、水島地域の企業等との協議が18

件、核燃料サイクル開発機構との協議が8件あり、 環境保全等について審査指導を行った上で、これら の計画を了承している。

表1-7:公害防止協定に基づく事前審査・指導件数の推移

年	度	9 <b>年度</b>	10 <b>年度</b>	11年度	12 <b>年度</b>	13 <b>年度</b>
件	数	30 (4)	66 (19)	65 (27)	60 (13)	26 (8)

( )内はサイクル機構に係るもの、内数

#### 市町村に対する指導

県では、市町村が独自に、地域住民から苦情のある工場や新規立地を行う企業と協定を締結する場合は、必要な指導を行っている。

県としては、昭和49年に定めた「企業立地に伴う 環境保全指導マニュアル」(平成6年改訂)により協 定のモデルを市町村に示しており、また、審査、協 定への立会等について市町村から要望があるものに ついては、実態に即したきめ細かい協定を締結する よう指導している。 また、市町村等の要望に応じ、企業誘致に伴う事 前審査を行い、立地に当たって事前に環境保全上の 配慮を求めることとしている。(平成13年度は審査 対象はなかった。)

表1-8:企業誘致に伴う指導件数の推移

年	度	9 <b>年度</b>	10 <b>年度</b>	11年度	12 <b>年度</b>	13 <b>年度</b>
件	数	6	7	0	8	0

## (3)公害苦情処理

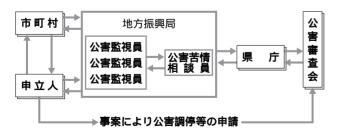
## 公害苦情の処理体制

公害苦情については、市町村が第1次苦情処理機関となるが、2つ以上の市町村にまたがる場合や内容が複雑で市町村において処理が困難である場合などは、県が処理することとしている。

苦情処理に当たっては、市町村等の関係機関と連携して処理を行うとともに、県に公害苦情相談員、公害監視員を設置し、適切な対応を図るようにしている。公害苦情相談員は、各部局に関係する問題や難処理事案について、調整し、解決を図るために、本庁関係課及び地方振興局に配置している。(平成13年度末現在19人)。公害監視員については、公害苦情相談員と協力して、県下各地で発生する公害を速やかに把握し、その対策を迅速かつ適正に推進するために、地方振興局、出先事務所等に配置している(平成13年度末現在44人)。

また、専門的調査・分析については、必要に応じ 環境保健センター等に協力を求めている。

図1-5:公害苦情処理のフローチャート



#### 公害苦情件数

公害苦情の件数は、昭和50年をピークに減少傾向 を示し、昭和59年ごろから多少の増減はあるものの ほぼ横ばいとなっていたが、平成8年度から増加傾 向に転じた。このことは、必ずしも実際の環境が悪化しているのではなく、ダイオキシン類(・)問題などで環境に対する住民意識の高まりがあったためと推測されている。

なお、全国の公害苦情件数も岡山県と同様の傾向 を示している。

表1-9:近年の公害苦情受付件数の推移

種類 年度	大気 汚染	水質 汚濁	土壌	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その 他	計
9 <b>年度</b>	328	218	2	106	17	0	94	93	858
10 <b>年度</b>	478	257	9	84	11	0	113	124	1,076
11年度	423	176	4	97	25	0	115	148	988
12 <b>年度</b>	373	250	2	101	18	0	116	159	1,019
13 <b>年度</b>	476	294	4	108	29	0	155	204	1,270

## 公害審查会

公害に関する紛争を解決するため、県では「公害 紛争処理法」に基づき、「岡山県公害紛争処理条例」 を昭和45年11月から施行しており、公害に係る紛争 について、あっせん、調停及び仲裁を行う「岡山県 公害審査会」を設けている。

表1-10:近年の公害調停等申請件数の推移

年	度	9 <b>年度</b>	10 <b>年度</b>	11年度	12 <b>年度</b>	13 <b>年度</b>
件	数	1	2	1	0	0

# (4)公害防止管理者○等

昭和46年に制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、産業公害の発生源となる工場内に公害防止組織を整備し、公害防止に万全を期すことを目的にしている。製造業、電気供給業、ガス供給業等に属し、一定規模以上の特定のばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音・振動()発生施設等を設置している工場が、この法律の適用を受けることになる。

これらの工場を設置している事業者は、その規模に応じて、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者等を選任し、知事又は市町村長に届け出ることとなっている。

この知事への届出業務については、平成7年4月1日から地方振興局長へ事務委任されている。

# 4環境教育(の推進

## (1) こどもエコクラブ活動

「こどもエコクラブ」は、地球の環境や自然について楽しく学び、活動する子どもたちの・子どもたちによる・子どもたちのための環境保全活動クラブである。クラブは、数人から20人程度の小中学生のメンバーとサポーター(大人の指導者)により構成される。

県では、募集ポスターを市町村、振興局、教育事 務所などへ掲示、ラジオや広報誌を利用したこども エコクラブ会員の募集を行うとともに、各種の活動 支援事業を実施している。

平成13年度は、11月23日に、赤磐郡佐伯町の県自 然保護センターの豊かな自然を舞台とした野外プロ

表1-11:こどもエコクラブの状況

年度	主な支援事業	クラブ数 (会員数)
7	・「こどもエコクラブ説明会」の開催	42 <b>クラブ</b> <b>(</b> 440人)
8	<ul><li>「こどもエコクラブ in おかやま」の開催 * 岡山市、(社)岡山東法人会とのパートナーシップ事業</li><li>「こどもエコクラブサポーターズ研修会 in 岡山」の開催</li></ul>	37 <b>クラブ</b> (535人)
9	・「こどもエコクラブ交流会~デイキャンプ in 吉備高原~」の開催 ・「地球を守るこどもエコクラブ展」の開催 *岡山市、(社)岡山東法人会とのパートナーシップ事業	90 <b>クラブ</b> (1,515人)
10	・「こどもエコクラブ交流会エコライフ探偵団」の開催 * 岡山市、(社)岡山東法人会とのパートナーシップ事業・「こどもエコクラブサポーターズ研修会 in 岡山」の開催	104 <b>クラブ</b> (2,029人)
11	<ul> <li>・「こどもエコクラブ県内交流会~エコクラブinたまの~」の開催</li> <li>・「こどもエコクラブINおかやま活動発表会」の開催</li> <li>*岡山市、(社)岡山東法人会とのパートナーシップ事業</li> </ul>	115 <b>クラブ</b> (2,103人)
12	・「こどもエコクラブ県内交流会 ~ エコクラブinみさおやま ~ 」の開催 ・「こどもエコクラブINおかやま活動発表会」の開催 ・岡山市、(社)岡山東法人会とのパートナーシップ事業	122 <b>クラブ</b> (2,022人)
13	・「こどもエコクラブ県内交流会 ~ エコクラブinさえきま ~ 」の開催 ・「こどもエコクラブINおかやま活動発表会」の開催 *岡山市、(社)岡山東法人会とのパートナーシップ事業	77 <b>クラブ</b> (1,916人)

グラム体験を通して参加者間の交流を図るため「こどもエコクラブ交流会inさえき」を開催した。また、2月9日に岡山市、(社)岡山東法人会とのタイアップにより、県内のこどもエコクラブの日頃の活動を壁新聞にとりまとめ発表する「こどもエコクラブINおかやま活動発表会」を開催するなど積極的な活動の促進を図った。

## (2)環境学習リーダー養成講座

環境基本計画の環境学習推進プロジェクトに基づき、県民、事業者による環境学習の取組を促進するための事業として、平成11年度から生活環境系及び自然保護系の2種類の講座を開催している。環境問題に関して幅広い視点を持ち、地域や職域などで環境学習や環境保全活動のリーダーとなる人材の養成を目的としている。

表1-12:平成13年度環境学習リーダー養成講座の実施状況

講座名	おかやまエコマインド講座	環境学習指導者養成講座		
テーマ	地域での環境保全活動等	里山の現状と問題を探る		
実施期間	平成13年10月 ~平成14年1月	平成13年6月 ~平成14年2月		
講座日数	4回(延べ5日)	6回(延べ6日)		
開催場所	岡山市内	自然保護センター、蒜山 ほか		
修了者数	27人	16人		

## (3)環境学習拠点施設

環境学習の拠点施設として、平成10年度末に、環境保健センターと自然保護センターを指定した。環境保健センターでは、学校や地域での環境学習を支援するため環境学習出前講座を、自然保護センターでは、親子観察会等各種の自然観察会や研修会を実施している。また、各施設とも環境学習資器材や図書の貸出を行っている。

## **(4)環境月間**()

1972年6月、ストックホルムで開催された「国連 人間環境会議」()において、人類とその子孫のために人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標とし、その実現の意思を表明するため「人間環境宣言」が採択された。また、併せて6月5日を「世界環境デー」とすることが定められた。

わが国では、「環境基本法」により6月5日が「環境の日」と定められ、また6月1日から30日までの1か月間を「環境月間」として、環境の保全についての関心と理解を深めるための各種行事が行われている。平成13年度は、「時代が変わる 私が変わる 環境世紀の幕開けです」を統一テーマとして、全国各地で実施された。

本県でも、環境行政関係者をはじめ、地域で環境の美化に取り組んでいる人たちが一堂に会し、環境問題に関する講演や環境保全活動等に功績のあった者に対する感謝状の贈呈などを行う「環境月間の集い」を平成13年6月7日に開催するなど、様々な催しを行った。

## (5) その他の普及啓発

地球温暖化問題の解決に向けて、環境にやさしい ライフスタイルの普及啓発を目的とする「エコライ フワークショップ」「エコクッキング教室」などを 開催した。また、小・中学生を対象にくらしの中で できる地球温暖化防止等をテーマとする作文コンク ールを実施し、地球環境保全意識の高揚を図った。

さらに、地球温暖化問題やグリーン購入に関する パンフレットを配布するとともに、環境関連ビデオ の貸し出しを行い普及啓発に努めた。

# (6)学校教育

学校教育では、各教科、道徳、特別活動等において、さらに、平成14年度からの総合的な学習の時間等において、地域の特色を生かした環境教育・学習を充実するとともに、児童生徒の発達段階に応じて、問題解決的な学習や体験的な学習を重視するように努めている。環境教育・学習の全般的な取組状況は、

次のとおりである。

小学校では、社会科、理科、生活科、家庭科等の 教科や、道徳、特別活動等で取り組むとともに、これら相互の関連を図りながら、環境教育・学習にかかわる内容を教育計画の中に位置付けている学校が増えている。また、水生生物による水質調査など、地域の自然と触れ合ったり、クリーン作戦への参加など、地域社会との連携を図ったりしながら、感受性や行動力の育成を目指した教育を推進している学校もある。

中学校では、例えば社会科において瀬戸内工業地域と環境との関係を取り上げた学習、理科において身の回りの水環境を調査研究する学習、外国語科において地域の自然を英語で表現する学習などのように、身近な環境を取り入れた取組や各教科の特色を生かした取組を実践している学校がある。また、学級活動、生徒会活動等において環境保全活動への参加意識の向上を目指す取組も増えてきている。

高等学校では、普通科高校における「現代社会」「環境問題研究」「総合理科」「生物IA」「環境科学」や、専門高校における工業科の「環境工学」「環境化学」、農業科の「課題研究」などのように、学科の特色を生かした各教科・科目の指導において、環境問題やエネルギー問題への関心や理解を高める工夫をしている学校が増えてきている。また、地球環境問題をテーマにしたホームルーム活動、文化祭で環境問題を取り上げた生徒会活動、身近な環境調査を研究課題にした部活動など、特別活動等における取組も見られる。

平成13・14年度環境教育推進モデル市 町村

文部科学省では、地球環境問題や都市・生活型公害などの環境問題の解決へ向けた循環型社会の形成を目指し、学校・家庭・地域が一体となった環境教育の推進に取り組む市町村を「環境教育推進モデル市町村」として指定し、具体的な実践研究を推進することにより、学校における環境教育一層の充実・振興を図っている。

平成13~14年度の2か年間、全国で36の市区町村がモデル市町村として指定を受けている。岡山県では、玉野市が指定を受け、「主体的に環境問題を学習し、自然環境を保護しようとする児童生徒の育成」を研究主題に、平成13年度は、市内及び近隣地域の

3つの小学校と1つの中学校を実践協力校として、地域や家庭との連携を図りながら、環境教育に対するモデル的な実践を行った。

環境教育に関する教員研修

・総合的な学習の時間研修講座(環境)

県教育センターでは、小学校、中学校、高等学校、 盲・聾・養護学校の教員を対象に、環境及び環境問題に対する関心を高めるとともに、総合的な学習の時間などにおいて環境学習を推進する上での実践的指導力の向上を図ることを目的に研修講座を開催している。

平成13年度は年間2日実施した。第1日には、県内 の小学校・中学校・高等学校における実践発表や、 総合的な学習の時間における環境学習の進め方についての講義などを行った。第2日には、日本の気候についての講演や、学校外の施設を利用した環境学習の進め方についての講義を行った。

・経験年数別研修における環境教育に関する 研修

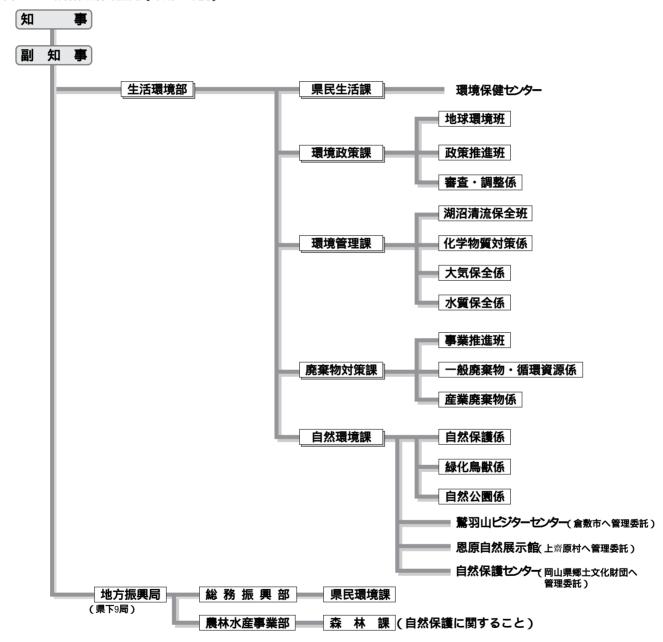
新規採用教員を対象とする初任者研修では、岡山県自然保護センターを会場として、自然観察を中心にした体験的な研修を行った。

また、教職6年目及び11年目の教員を対象とした 教職経験者研修では、環境教育の進め方についての 講義や実践発表、ネイチャーゲームを中心として、 地域の自然を活用した環境学習の進め方についての 講義・実習などを行った。

# 5 環境保全の推進体制

## (1)環境保全行政組織

図1-6:環境保全行政組織(平成14年度)



# (2) 環境審議会

「環境基本法」の規定に基づき、「岡山県環境審議会条例」を設け、「岡山県環境審議会」( )を設置している。

環境審議会は、環境の保全に関し基本的な事項に

ついて調査審議するために設置されるもので、国においては中央環境審議会()が置かれている。

岡山県環境審議会は、学識経験のある者及び関係 行政機関の職員40人以内で構成され、景観部会、水 質部会、大気部会、廃棄物対策部会の4部会が置か れており、必要に応じ専門の事項を調査審議している。

表1-13:岡山県環境審議会委員名簿

(平成14年9月1日現在)

	_			所		属	部		会	
E	₹	î	3	景観	水	質	大	気	廃棄物対策	所属・職業
今	井	真打	₹子	0						全国旅館生活環境衛生同業組合青年部常任相談役
小	田	春	人	0						岡山県議会議員
澁	谷	俊	彦	0						山陽学園短期大学生活デザイン学科助教授
千	葉	喬	Ξ	0						岡山大学大学院自然科学研究科教授•副学長
西	平	順	子	0						岡山科学技術専門学校インテリアデザイン学科主任教員
西	脇	宣	子	0						建築家(一級建築士)
富	出	亮	子	0						岡山大学教育学部教授
青	Щ		勲			0				岡山大学資源生物科学研究所教授
足	立	晵	子			0				就実短期大学生活文化学科教授
沖		陽	子			0				岡山大学環境理工学部教授
河	原	長	美			0				岡山大学環境理工学部教授
佐	藤	蚁	康			0				川崎医療福祉大学医療福祉学部教授
佐	藤	洋	子			0				弁護士
鈴	木	茂	之			0				岡山大学大学院自然科学研究科助教授
森	Щ	利	夫			0				中国地方整備局企画部環境審査官
池	田	己	字				С	)		岡山県立大学保健福祉学部教授
大	島	光	子				C	)		岡山大学理学部助教授
吉	良	尚	平				С	)		岡山大学大学院医歯学総合研究科教授
角	南	重	夫				С	)		川崎医科大学教授•副学長
高	橋	正	徳				С	)		岡山大学法学部助教授
立	木	大	夫				С	)		市長会副会長(高粱市長)
谷	П		守				С	)		岡山大学環境理工学部環境デザイン工学科 教授
赤	木	靖	春						0	岡山理科大学工学部教授•副学長
井	頭	昭	子						0	吉備国際大学社会福祉学部教授
木	本	眞川	美						0	岡山県立大学保健福祉学部教授
岡	本	輝作	志分						0	岡山商科大学商学部教授
成	田	美和	诏子						0	ごみゼロ社会プロジェクト推進会議副会長
野	上	祐	作						0	岡山理科大学理学部教授
Щ	岡	治	喜						0	町村会長(矢掛町長)
	合計	29名		7		8	7		7	

(任期:平成14年9月1日~平成16年8月31日)

# (3)自然環境保全審議会

「自然環境保全法」等の規定に基づき、「岡山県 自然環境保全審議会条例」を設け、「岡山県自然環 境保全審議会」を設置している。

自然環境保全審議会は、自然環境の保全に関する

重要事項等を調査審議するために設置されているもので、学識経験のある者及び関係行政機関の職員で構成されており、現在26人。審議会の円滑な運営を図るため、自然保護部会、鳥獣部会、温泉部会の3部会を設置している。

(平成13年度の開催状況を資料編に掲載)

表1-14: 岡山県自然環境保全審議会委員名簿

(平成14年10月31日現在)

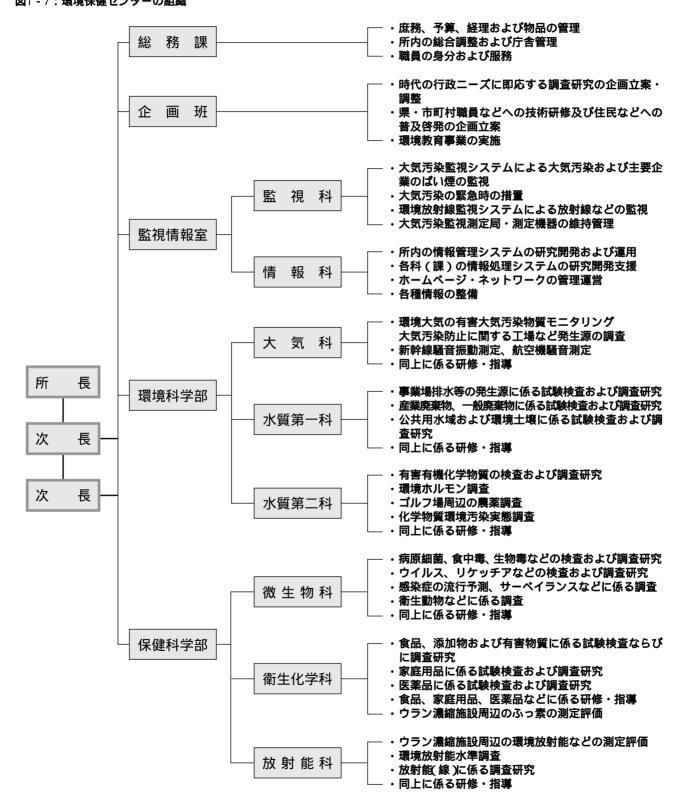
					所	属	部	会		( 平成14年10月31日現在 )
E	E	1	3	自	然	鳥	機	温	泉	所 <b>属 ·</b> 職 業
書	野	孝	昭		JAR .	AND .	ĦΛ	///	<b>ZK</b>	前倉敷市立自然史博物館館長
粟	野	論	美							岡山天文博物館館長
市	原	信	男							山陽四国地区自然保護事務所長
佐	藤	國	康							川崎医療福祉大学医療福祉学部教授
高	橋	正	徳							<b>川崎区が領征バチ区が領征デル教授</b> 岡山大学法学部助教授
高	宮	<u> </u>	明							岡山県森林組合連合会代表理事会長
武		満	子							河口宗林が起口足口云になる事云で 瀬戸内海国立公園倉敷地区パークボランティアの会会長
千	葉	喬	Ξ							岡山大学副学長・同大学院自然科学研究科教授
波	田田	善善	<u>三</u> 夫							岡山理科大学総合情報学部教授
直	鍋	惠	美							就実短期大学生活科学科教授
池	郵田	隆	政							(社)日本動物園水族館協会会長
	坂	· 隆 · 弥泉								(社)岡山県猟友会会長
石笠	井	秀								( 社 ) 岡山宗孫及云云長 岡山森林管理署長
			則							13 111111111111111111111111111111111111
清	野	幸	代士							弁護士
長	瀬	泰	志							岡山県議会議員
丸	<u>щ</u>	健	司							(財)日本野鳥の会岡山県支部長
宮	林	英	子							(財)日本鳥類保護連盟岡山県支部理事
森		拓	身							岡山県農業協同組合中央会農業振興部長
吉	田	浩	子							川崎医療福祉大学医療福祉学部助教授
池	里	輝	美							湯原町長
池	_		子							岡山県立大学保健福祉学部教授
金	重		<b>美子</b>							岡山中央病院副院長
鈴	木	茂	之							岡山大学大学院自然科学研究科助教授
鈴	木	則	子							岡山県レクリエーション協会理事
守	屋		明							岡山大学法学部教授
Щ	本	雅	弘							岡山大学理学部教授
合	計	26	名		10	9		7		

## (4)岡山県環境保健センター

岡山県環境保健センターは、環境、保健行政の基

図1-7:環境保健センターの組織

本を支える総合的試験研究機関として、環境保全と 保健衛生に関する調査研究、試験検査、情報の提 供・解析、研修・指導などを行っている。



# 第2章 大気環境

1 大気環境の概況 2 大気保全対策 3 悪臭の防止

# 1 大気環境の概況

硫黄酸化物()の排出量は、規制の強化、発生源対策の実施など、様々な対策が講じられたことにより以前に比べて大きく減少した。二酸化硫黄濃度は昭和40年代をピークに著しく低下し、昭和60年ごろから横ばいで推移している。一方、窒素酸化物の排出量は自動車交通量の増加に伴い自動車からの排出ガスの割合が増大する傾向にあるが、二酸化窒素濃度は横ばいで推移している。また、浮遊粒子状物質濃度についても、年平均値は横ばいで推移している。

平成13年度の環境大気の測定結果では、二酸化硫 黄については、長期的評価ではすべての測定局で環 境基準()を達成していた。

二酸化窒素については、自動車排出ガス測定局1 局(青江局)で環境基準を達成していなかった。

光化学オキシダントについては、すべての測定局 で環境基準を達成しておらず、注意報の発令は2回 (2日)であった。

浮遊粒子状物質については、環境基準の達成率が 約90%で前年度とほぼ同等であった。

一酸化炭素()については、従前と同じくすべて の測定局で環境基準を達成していた。

また、環境基準の定められていない非メタン炭化 水素については、すべての測定局で光化学オキシダ ント生成防止のための指針値の上限を超える日が出 現した。 (環境基準を資料編に掲載)

## (1) 二酸化硫黄(SO2) 濃度の状況

環境基準の達成状況

平成13年度の二酸化硫黄の長期的評価では前年度 に続いてすべての測定局で環境基準を達成してい た。しかし短期的評価においては57局中1局の測定 局で環境基準を達成していなかった。

年平均値の経年変化

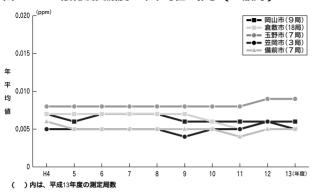
過去10年間継続して測定を実施している測定局に おける年平均値の推移は図2 - 1のとおりであり、近 年はほぼ横ばいで推移している。

## (2) 二酸化窒素(NO2)濃度の状況

環境基準の達成状況

平成13年度の二酸化窒素の環境基準達成状況は表 2-1のとおりであり、自動車排出ガス測定局1局

図2-1:二酸化硫黄濃度の年平均値の推移(一般局)



(青江局:岡山市)で環境基準を達成していなかった。 環境基準のゾーン内(日平均値の年間98%値が 0.04ppm~0.06ppm)にある測定局は前年度の19局 から13局に減少した。

ゾーン内の、自動車排出ガス測定局は、庭瀬(岡山市)駅前、大高(以上、倉敷市)大磯(笠岡市)伊部(備前市)長津(早島町)の6局であった。

## 年平均値の経年変化

過去10年間継続して測定を実施している測定局に おける年平均値の推移は図2 - 2のとおりであり、平 成13年度は前年度と同様にほぼ横ばいで推移している。

また、地域別の一般環境大気測定局における年平均値の推移は図2 - 3のとおりであり、平成13年度は前年度に比べて、笠岡市でやや上昇していた。

### 環境濃度上位測定局

平成13年度における年平均値及び日平均値の年間 98%値の上位局は表2 - 2のとおりであり、一般環境 大気測定局では出石(岡山市)が、また、自動車排 出ガス測定局では青江(岡山市)が年平均値、日平 均値の年間 98%値ともに最も高かった。

### 二酸化窒素の環境基準に基づく地域評価

二酸化窒素の環境基準に基づく地域区分別評価の 推移は表2-3のとおりであり、平成13年度は、岡山 市、倉敷市及び玉野市がゾーン内であった。

表2-1:二酸化窒素濃度の環境基準達成状況

区	区 分		9 <b>年度</b>	10 <b>年度</b>	11年度	12 <b>年度</b>	13 <b>年度</b>
	局	数	58(46)	58(46)	58(46)	57(46)	57(46)
測定局	達	成 局 数	57(46)	57(46)	57(46)	56(46)	56(46)
	y.	一ン内局数	19(10)	23(13)	12(4)	19(12)	13(7)
* * *	岡	山県	98.3 <b>%</b>	98.3 <b>%</b>	98.3 <b>%</b>	98.2 <b>%</b>	98.2 <b>%</b>
達成率	全	国	95.3 <b>%</b>	94.3 <b>%</b>	98.9 <b>%</b>	99.2 <b>%</b>	99.0 <b>%</b>

- (注) 1 年間測定時間が6,000時間未満の局を除く。
  - 2 ( )内は、一般環境大気測定局に係るもので内数である。
  - 3 全国達成率は、一般環境大気測定局に係るものである。

図2-2:二酸化窒素濃度の年平均値の推移(一般局・自排局)

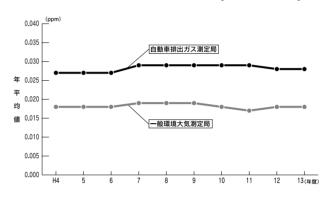
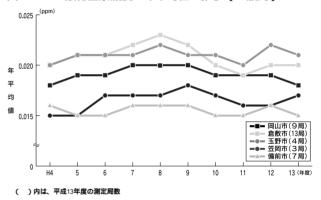


図2-3:二酸化窒素濃度の年平均値の推移(一般局)



## (3)一酸化炭素(CO)濃度の状況

平成13年度の一酸化炭素の環境基準達成状況は、 前年度に引き続いてすべての測定局で達成してお り、環境濃度上位測定局の濃度水準は環境基準の概 ね1/5以下で推移している。

## (4) 光化学オキシダント(Ox)濃度の状況

環境基準の達成状況

平成13年度の光化学オキシダントの環境基準達成

表2 - 2:二酸化窒素濃度の上位測定局 一般環境大気測定局

í	年 平 均 値	i	日平	<b>均値の年間</b> 98	%値
地 域	測定局	濃 度 (ppm)	地 域	測定局	濃度 (ppm)
岡山市	出 石	0.026	倉敷市	天 城	0.044
倉 敷 市	松 江	0.023	岡山市	出 石	0.044
玉野市	日 比	0.023	倉敷市	監視センター	0.043
倉敷市	豊洲	0.022	玉野市	日 比	0.042
玉野市	宇 野	0.022	倉敷市	松 江	0.041
倉敷市	春 日	0.021	"	宇 野	0.041
"	国設倉敷	0.021	"	豊洲	0.040
"	児 島	0.021	岡山市	西 大 寺	0.039
玉野市	向日比 1	0.021	玉野市	向日比 1	0.038
笠岡市	笠 岡	0.021	岡山市	江 並	0.038
備前市	沖 浦	0.021			
金光町	金 光	0.021			

#### 自動車排出ガス測定局

1	年平均(	直	日平均値の年間98%値				
地 域	測定局	濃 度 (ppm)	地 域	測定局	濃 度 (ppm)		
岡山市	青 江	0.043	岡山市	青 江	0.066		
倉 敷 市	駅前	0.034	倉敷市	大 高	0.052		
"	大 高	0.031	"	駅 前	0.050		
早島町	長 津	0.030	早島町	長 津	0.046		
備前市	伊 部	0.028	備前市	伊 部	0.044		
笠岡市	大 磯	0.026	笠岡市	大 磯	0.044		

表2-3:二酸化窒素の地域区分別評価

(一般環境大気測定局における日平均値の年間98%値上位3局の 平均値)

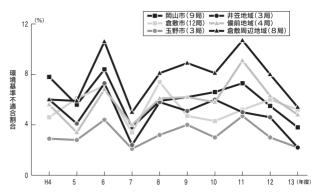
(単位:ppm)

地		域	52 <b>年度</b>	9 <b>年度</b>	10 <b>年度</b>	11年度	12 <b>年度</b>	13 <b>年度</b>
岡	Щ	市	0.048	0.041	0.043	0.040	0.042	0.040
倉	敷	市	0.040	0.043	0.043	0.039	0.043	0.043
玉	野	市	0.031	0.040	0.042	0.040	0.045	0.040
笠	岡	市	0.026	0.035	0.032	0.029	0.030	0.031
備	前	市	0.034	0.032	0.034	0.032	0.030	0.032

状況は、県下すべての測定局で環境基準を達成していなかった。

一般環境大気測定局について、年間における昼間 (5時~20時)の測定時間数に対する環境基準を達成

図2-4:光化学オキシダントの環境基準非達成状況(一般局)



- (注) 1 笠岡地域とは、笠岡市及び井原市を、備前地域とは備前市及び日生町を、倉敷周辺地域とは 総社市、灘崎町、早島町、船穂町、金光町、寄島町及び真備町をいう。
  - 2
     環境基準に非達成 = 地域内の昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数 × 100 地域内の昼間の延測定時間数

表2 - 4: 光化学オキシダント1時間値0.12ppm以上の延時間数

地	域	測定局数	9 <b>年度</b>	10 <b>年度</b>	11年度	12 <b>年度</b>	13 <b>年度</b>
岡	山市	9	0	2	15	8	0
倉!	敷 市	12	2	22	2	18	19
<b>玉</b> !	野市	3	0	0	0	0	0
井 笠	地 域	3	5	11	0	0	0
備前	地 域	4	2	9	15	3	0
倉敷周	辺地域	8	25	42	22	2	5
合	計	39	34	86	54	31	24

(注)測定局数は一般環境大気測定局数

していない (1時間値が0.06ppmを超える) 時間数の割合を地域別にみると、図2 - 4のとおりであり、平成13年度は、前年度に比べてすべての地域において環境基準達成割合が増加した。また、地域別の1局当たりの環境基準非達成時間数は、倉敷周辺地域が最も多かった。

## 高濃度の出現状況

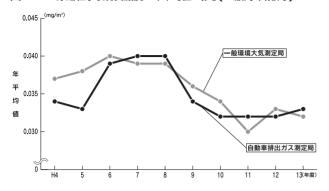
大気汚染防止法第23条の規定によるオキシダントの緊急時(注意報)の発令基準である1時間値0.12 ppm以上の地域別の延時間数は表2 - 4のとおりであった。

## (5) **浮遊粒子状物質(**SPM)**濃度の** 状況

環境基準の達成状況

平成13年度の浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

図2-5: 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移(一般局・自排局)



(長期的評価)は、58局中53局達成(約90%)であり、達成率は前年度とほぼ同等であった。

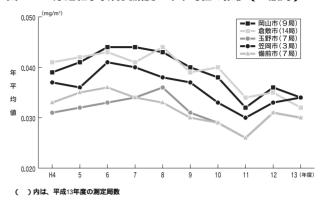
長期的評価の非達成局5局のうち2局(興除、早島)については、日平均値の2%除外値が0.10mg/m³を超えたことにより、残り3局(青江、広江、寺間)は日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことにより環境基準を達成できなかった。

短期的評価については、日平均値が0.10mg/m³を超えた測定局が57局、1時間値が0.20mg/m³を超えた測定局が56局と、ほとんどの測定局で環境基準を達成できなかった。

## 年平均値の経年変化

浮遊粒子状物質の測定を過去10年間継続して実施 している測定局における年平均値の推移は図2 - 5の とおりであり、平成13年度は前年度に比べほぼ横ば

図2-6: 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移(一般局)



いで推移している。

また、地域別一般環境大気測定局における年平均 値の推移は図2-6のとおりであり、笠岡市が前年度 に比べやや上昇したが、他の地域では減少した。

## (6)炭化水素(HC)濃度の状況

炭化水素については環境基準が定められていないが、光化学オキシダントの生成防止のための指標となる大気中の炭化水素濃度の指針値と対比すると、平成13年度は前年度に引き続きすべての測定局において、指針値の上限(0.31ppmC)を超える日が出現したが、年平均値はほぼ横ばい傾向にある。

また、自動車排出ガス測定局は一般環境測定局に比べて年平均値がかなり高い傾向にある。

# 2 大気保全対策

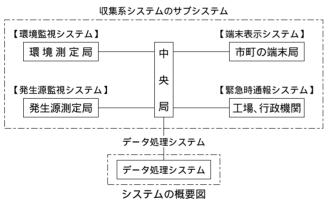
## (1)大気環境の監視

## 大気環境の常時監視

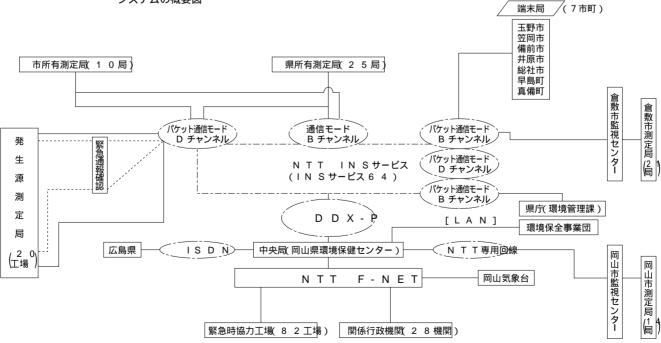
大気汚染状況の監視は、環境基準の達成状況の把握、大気汚染防止対策の確立等のために不可欠で、 大気保全行政の基盤をなすものであり、岡山県、岡山市及び倉敷市等関係5市は、県内71の測定局において大気汚染の状況を常時監視している。その内訳は、一般環境大気測定局58局、自動車排出ガス測定 局12局、気象観測局1局で、このうち70局が大気汚染監視テレメータシステムに接続されている。この他に、コンテナ局(移動測定局)として倉敷市が2局を有している。

テレメータシステムに接続された70測定局の測定 結果は、テレメータ装置により1時間ごとに中央局 (県、岡山市、倉敷市)に集められ、即時にデータ 処理が行われる。光化学オキシダントが高濃度になった際には、県民への周知や工場等に対し大気汚染 物質排出量の削減の要請など、緊急時の迅速な対応 が可能となっている。

図2-7: 大気汚染監視システムの概要







通信回路系統図

また、収集したデータは、月報、年報として集計 処理し、迅速に県民に公開している。

このシステムは、昭和48年10月に導入したもので、 平成8年4月に最新の通信・情報処理の技術を取り入 れて2回目の更新を行っている。通信網のISDN(総 合デジタル通信網)への切り替え、FAXによる緊急 時の通報、ワークステーション導入によるデータ処 理システムなどの整備により、データ収集の迅速化、 緊急時通報の効率化などを図っている。

また、大気環境自動測定機の高度化、効率化に対応して、逐次、測定機の整備、更新を行っている。 (監視体制、監視網を資料編に掲載)

環境大気測定車による大気環境調査

大気の常時監視測定局を設置していない地域については、環境大気測定車により測定を実施している。 平成13年度は高梁市など3地点で約10日間調査した ところ、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質 及び一酸化炭素はいずれも環境基準のレベルを下回っていた。

### 【調査地域】

高梁市、賀陽町、勝央町

大気汚染等情報システム

適切な大気保全対策を実施するために、大気汚染 防止法等に基づき届出された施設を管理するととも に、工場や自動車等から排出される大気汚染物質排 出量を的確に把握し、あわせて大気汚染の状況等と の関連を解析する総合的なシステムを整備してい る。

その構成内容は、大気汚染防止法等届出データ管理・大気汚染物質排出量集計等の大気関連データ処理システム、大気シミュレーションシステム、地図情報システム、社会情報管理システムからなっている。

## (2)大気汚染緊急時対策

诵年対策

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境

に係る被害が生じるおそれがある事態が発生したときは、大気汚染防止法第23条及び岡山県大気汚染緊急時対策実施要綱(昭和50年2月)に基づき、光化学オキシダント情報等を発令し、こうした事態の発生を周知するとともに、主要企業に対して大気汚染物質排出量の削減要請などを行い、人体被害及び農作物被害の未然防止に努めている。

なお、硫黄酸化物の情報・注意報については昭和 56年度以降発令されていない。

また、光化学オキシダント濃度は、依然として、 全国ほとんどの地域で環境基準を超え、気象条件に よっては注意報が発令される事態が生じていること から、今後とも、汚染状況の推移を的確に把握し、 適切な対策を講じていく必要がある。

さらに、県際間の大気汚染防止対策について、隣接する香川県、広島県及び兵庫県との間で、それぞれ県際間の協力体制をとっている。

## 大気汚染防止夏期対策

光化学オキシダントが高濃度になりやすい夏期(5月10日~9月10日)には、岡山県大気汚染防止夏期対策本部(本部長:生活環境部担当副知事)を設置し、平成8年度からは寄島町を新たに対象地域に加えた県南7市7町を中心として、光化学オキシダント汚染の未然防止に重点を置いた岡山県大気汚染防止夏期対策を実施している。

対策期間中は、緊急時協力工場に対し大気汚染物質削減の協力要請を行うとともに、自動車排出ガス低減のために、懸垂幕の掲示、ラジオスポット等により、マイカー使用自粛等の啓発を行った。期間中のマイカー自粛率(抽出調査)は、約10.0%であった。

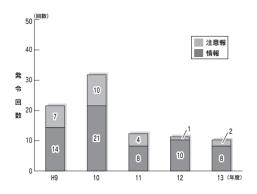
平成13年度は、夏期対策期間中オキシダント情報が8回(8日)、オキシダント注意報が2回(2日)の合計10回(10日)発令された。

5月は、大気の状態が不安定であったため、また 6月は、例年より梅雨前線の活動が弱く、高気圧の 影響で暖かく湿った空気が流れ込むなど、不安定な 天気が続いたため、発令はなかった。

7月4日に最初の情報が備前市に発令され、8日に は倉敷市にも発令されたが、過去2番目に遅い初発 であった。

梅雨明け後は、強い太平洋高気圧に覆われ、近年 稀にみる猛暑と小雨が続き、7月下旬から8月上旬に かけ、情報が倉敷市に集中的に発令された。そのう

図2-8:光化学オキシダント情報・注意報発令状況(過去5年)



ち8月1日と3日には注意報が発令された。その後は 上空に寒気が入ってきたことや、台風の影響を受け、 発令されることはなかった。

なお、昭和61年度以降、健康被害及び農作物被害 の届出はない。 (資料編)

更に、平成13年度は、低公害車()キャラバン隊によるパレード、県南の小学校でのふれあい体験、店舗での普及啓発資材の配布等を行い、工場からの大気汚染物質の排出抑制やマイカー使用自粛、アイドリング・ストップ運動等の大気汚染防止の普及啓発を行った。

#### 主な普及啓発

- ・低公害車キャラバン隊のパレード及びキャンペーン(平成13年6月5日、参加車両6台)
- ・低公害車ふれあい体験(夏期対策期間中 県南 小学校7校)
- ・店舗での啓発資材の配布(夏期対策期間中 4 店)

## (3)工場・事業場の大気規制

大気汚染防止法等に基づく規制

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設については、硫黄酸化物、ばいじん()及び有害物質(窒素酸化物、カドミウム等の8物質)に関して規制を行い、粉じん発生施設については、一般粉じん及び特定粉じん(石綿)に関して規制を行っている。

また、吹付け石綿を使用した建築物の解体作業の 特定粉じん(石綿)及びベンゼン等3物質を排出す る指定物質排出施設の有害大気汚染物質などに関し て規制を行っている。

さらに、大気汚染防止法の適用を受けないばい 煙・粉じん発生施設及び有害ガス発生施設等につい ては、公害防止条例により、硫黄酸化物、ばいじん、 有害物質及び有害ガスに関して規制を行っている。

このほか、倉敷市水島地区の大規模工場に対しては、県及び倉敷市が公害防止協定等に基づく行政指導により、窒素酸化物の総量規制を実施するなど、 法令を補完する形で排出抑制対策を進めている。

### 硫黄酸化物対策

### ・排出規制

硫黄酸化物の排出規制については、法に基づいて施設単位の排出基準及び工場単位の総量規制が実施されている。

施設単位の排出基準による規制は、K値規制と呼ばれ、地域ごとに定められた定数Kの値(Kの値が小さいほど厳しい)に応じて硫黄酸化物排出量の許容限度が定められている。Kの値は、昭和43年度以降昭和51年度の第8次基準改定に至るまで段階的に強化されている。本県については、3.5~17.5の5ランクとして地域ごとのK値が設定されている。なお、倉敷市水島地区において昭和49年4月1日以降に設置される施設については、大気汚染防止法第3条第3項の規定による特別排出基準としてK値1.75が適用される。また、ベンガラの製造の用に供する焙焼炉については、公害防止条例で県下一律にK値17.5を設定している。

#### [K値]

3.5 (倉敷市、備前市) 6.0 (岡山市) 6.42 (笠岡市) 13.0 (玉野市) 17.5 (その他の地域)

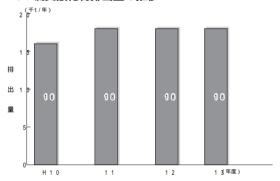
大気汚染防止法では、工場又は事業場が集合している地域で、施設単位の排出基準のみでは環境基準の確保が困難であると認められる地域を総量規制地域として指定することとしている。本県では、倉敷市及び備前市が硫黄酸化物に係る総量規制地域として指定され、昭和53年3月31日から燃料・原料使用能力が0.5k ℓ/h以上の工場、事業場については総量規制、0.5k ℓ/h未満の工場、事業場については燃料使用規制(使用燃料中の硫黄含有率規制)が行われている。地域別の1時間当たりの硫黄酸化物排出許容総量は倉敷市水島地区約2,226Nm³、水島地区以外の地区約291Nm³、備前市片上地区約85Nm³、三石地区約21Nm³である。

また、笠岡市については、広島県との協議に基づいて、昭和52年5月6日に笠岡・福山地域の地区別硫黄酸化物排出許容量(笠岡市243Nm³/H、福山市2,139Nm³/H)を設定し、昭和53年度当初から総量管理を実施している。

### ・硫黄酸化物排出低減対策

法令等に基づく排出規制及び排出抑制指導により、脱硫された重油の使用などの低硫黄燃料や低硫 黄原料(鉄鉱石、コークス等)の使用などの燃・原 料対策、及び排ガス中の硫黄酸化物を除去する排煙 脱硫装置の設置など、硫黄酸化物対策が着実に進め られた。これにより、県下の硫黄酸化物の排出量は 法令の規定が十分に整備される前の昭和48年度と比 較して、昭和53年度で約28%となり、その後も逐次 減少し、近年は約10数%の水準となるなど、大幅に 低下し、その後横ばいで推移している。

図2-9:硫黄酸化物排出量の推移



注) H10、12、13は発生源テレメータからの推計値

#### 窒素酸化物対策

### ・排出規制

窒素酸化物の排出規制については、大気汚染防止法に基づいて、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排出基準(濃度)として定められており、昭和48年の第1次規制から昭和58年の第5次規制まで順次、対象施設の拡大と排出基準の強化がなされてきている。この後も、ディーゼル機関、ガスタービン等の窒素酸化物の排出量が多い施設について、新たにばい煙発生施設に追加されるとともに排出基準が設定されている。これらの排出基準は、全県一律に適用される。

ピクリン酸製造施設のうち反応施設及び金属の表

面処理施設については、公害防止条例で規制基準 (濃度)を設定している。

工場単位の総量規制については、本県には大気汚染防止法に基づく総量規制地域は指定されていない。

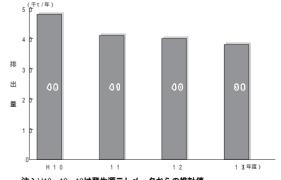
倉敷市については、大規模な工場が立地することから、昭和49年度以降県及び市において公害防止協定等による行政指導により、主要な工場に対して暫定的な排出抑制指導を行ってきた。しかし、昭和53年7月に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことなどを契機に、昭和56年6月に県独自の対策として「倉敷地域窒素酸化物総量削減計画」を策定し、昭和60年度当初に水島地区の大規模工場等が達成すべき窒素酸化物の排出許容総量を、1時間当たり約2,900Nm³と設定している。これに基づいて、主要工場においては、年次的な排出量削減計画を作成し、所期の計画どおり達成し、現在に至っている。

また、笠岡市については、広島県との協議に基づいて、昭和56年2月24日に笠岡・福山地域の地区別 室素酸化物排出許容量(笠岡市:337Nm³/H、福山市:2,427Nm³/H)を設定し、昭和60年度末から総 量管理を実施している。

#### · 窒素酸化物排出低減対策

法令等に基づく排出規制及び排出抑制指導により、脱窒された重油の使用やガス燃料などの良質燃料や低窒素原料(コークス等)の使用などの燃・原料対策、低NO×燃焼技術(二段燃焼法、排ガス再循環、低NO×バーナー等)、排ガス中の窒素酸化物を除去する排煙脱硝装置(乾式接触還元法、無触媒脱硝法)の設置など、窒素酸化物対策が着実に進められた。これにより、県下の窒素酸化物の排出量は、本格的な排出抑制対策が講じられる前の昭和48年度のデータはないので、環境基準が設定された昭和53年度の値と比較してみると、昭和60年度で約76%と

図2-10:窒素酸化物排出量の推移



注) H10、12、13は発生源テレメータからの推計値

なり、その後は増加し、近年は横ばい傾向にある。

## ばいじん及び粉じん対策

浮遊粒子状物質の発生源は、工場などの産業活動に関係するもののほか、自動車排出ガスやタイヤの巻き上げなど自動車の運行に伴うものや、土壌粒子の舞い上がりなどの自然現象、さらには大気汚染物質の大気中での反応生成物によるものがあるとされている。これらの内、工場・事業場から発生するものについては、大気汚染防止法に基づき、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する物質を「ばいじん」として、物の破砕、選別その他の機械的処理などに伴い発生する物質を「粉じん」として規制されている。

ばいじんについては、施設の種類及び規模ごとに 排出基準(濃度)が定められており、さらに、施設 が密集し汚染の著しい地域においては、新設の施設 に対して、より厳しい特別排出基準が定められてい る。本県においては、倉敷市水島地区に設置される 施設に特別排出基準が適用されるほか、昭和46年6 月23日以前に設置された施設については、県条例に よる上乗せ基準が適用される。なお、排出基準につ いては、法制定以降では昭和57年度に大幅な改定強 化が行われ、これを基本とした内容で現在に至って いるが、平成10年廃棄物焼却炉のばいじんの基準が 強化された。小規模なベンガラの製造の用に供する 焙焼炉について、公害防止条例に基づき規制基準を 設定している。

法令等に基づく排出規制により、ばいじんの発生 源対策として、良質燃料への転換、適切な燃焼管理 などのほか、集じん装置(電気集じん機、パグフィ ルタ、スクラバー等)の設置が進められた。

また、一般粉じん(「粉じん」の内「特定粉じん」 (石綿)以外のもの)については、大気汚染防止法により堆積場、コンベアなどの一般粉じん発生施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められ、散水、施設の密閉化、集じん装置の設置などの対策が行われているほか、公害防止条例においても、セメントサイロ等に対して法と同様に管理基準を定めている。

特定粉じんについては、大気汚染防止法により工場・事業場の敷地境界における規制基準(濃度)及び作業基準による規制が定められている。

## 有害物質対策

大気汚染防止法において、有害物質としてカドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の8種類の物質が定められ、排出基準(濃度)が有害物質の種類及びばい煙発生施設の種類ごとに定められている。

大気汚染防止法の対象とならない小規模な施設については、公害防止条例により有害物質の種類及び施設の種類ごとに規制基準を定めている。

また、倉敷市水島地区において石油コンビナートが形成されており、大気汚染防止法の規制対象とならない有害ガスの排出規制を実施する必要があったため、昭和48年度から公害防止条例により有害ガスに係る特定施設を定め、10種類の有害ガス(ホルムアルデヒド、シアン、塩化ビニル、ベンゼンなど)について規制基準(濃度)を設定している。

## (4)工場・事業場の審査、指導

ばい煙発生施設等の設置状況

平成13年度末における大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等の設置状況及び岡山県公害防止条例に基づくばい煙に係る特定施設等の設置状況は、表2-5、表2-6のとおりである。

表2-5: 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等の設置状況

	区分		ばい煙 発生施設		一般粉じん 発 生 施 設		分じん 施 設	合	計
所	管	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
초	岡山県	745	1,762	107	679	2	5	854	2,446
気流	岡山市	505	951	23	79	2	2	530	1,032
大気汚染防止法	倉敷市	328	1,469	19	1,518	6	29	353	3,016
法	計	1,578	4,182	149	2,276	10	36	1,737	6,494

表2-6:公害防止条例に基づくばい煙に係る特定施設等の設置状況

	区分	ば い 煙 特定施設		粉 じ ん 特定施設		有害ガス 特定施設		싐	計
所		事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
県	岡山県	25	56	74	166	142	1,058	241	1,280
条	岡山市	3	3	17	37	79	344	99	384
-	倉敷市	7	21	21	59	69	856	97	936
例	計	35	80	112	262	290	2,258	437	2,600

## 届出の状況

平成13年度における、法令に基づくばい煙発生施 設等の届出の状況は表2 - 7のとおりである。

(資料編にも関連データを掲載)

表2-7:ばい煙発生施設等の届出状況

法	\$	設置届	変更届	その他届	計
大 気 汚 染	防止法	93	57	144	294
岡山県公害	防止条例	46	30	46	122
合	計	139	87	190	416

(注)岡山市及び倉敷市の処理件数は除く。

### 煙道排ガスの常時監視

岡山市、倉敷市及び玉野市に立地する主要20工場について、大気汚染監視テレメータシステムのサブシステムである発生源監視テレメータシステムにより煙突から排出されているばい煙(硫黄酸化物、窒素酸化物)量の常時監視を行っており、法又は公害防止協定等に基づく総量規制値は平成13年度においても引き続き遵守されている。

また、発生源監視テレメータシステムに接続されているばい煙(SOx、NOx)自動測定機(SOx測定機55、NOx測定機55)の精度検査については、事業者からの自主検査報告により正常に作動していることの確認を行っている。

表2-8:発生源監視テレメータシステムによる監視対象工場

地 域	}	I	場	名
倉敷市	カ(玉島) 3 業、ニッコー	三菱化学、川崎	製鉄、水島井 斯化学、東京	カ(水島) 中国電 は同火力、旭化成工 製鉄、ペトロコー
岡山市	クラレ (岡山	)、同和鉱業、	テイカ、日本	エスクラン工業
玉野市	三井金属鉱業	、日比共同製金	東	

#### 監視・指導

大気汚染防止法及び公害防止条例に基づき、ばい 煙発生施設等を設置する工場、事業場の立入検査を 実施し、ばい煙発生施設等の設置状況、排ガス自主 検査結果を確認し、排ガス処理施設の適正な管理、 適切な燃料の使用等の指導を行っている。特に、新 規に設置された施設や規模の比較的大きい施設等へ 重点的に立入検査を実施している。 立入検査に合わせて使用燃料の抜取り検査を行い、燃料中の硫黄含有率を分析するほか、年間計画に基づいて煙道排ガスに含まれるばいじん、窒素酸化物等の濃度検査を実施するなど、排出基準の遵守状況を確認している。

なお、検査の結果、排出基準違反等が確認された場合は、当該事業者に違反内容を通知し、その原因について事情聴取するとともに、原因の究明及び改善対策の報告を求めた上で、改善後の状況を確認するなど、厳正な指導を行っている。

表2-9:立入検査等の実施件数

	項		目		件	数
延 :	立入検		207			
( P	り 訳)	ぱ	い煙発生	施設		191
		一般粉	じん発生だ	施設		16
		特定粉	じん発生だ	施設		0
延	検 査 施	設 数				506
( P	り 訳)	ば	い煙発生	施設		331
		一般粉	じん発生だ	施設		175
		特定粉	じん発生だ	施設		0
	ば	۲۱	U	h		17
実	窒	素	後 化	物		42
測	塩	化	水	素		9
	特	定業	<b>労 じ</b>	h		0
検	燃料	中の石	流 黄 含 有	率		140
查	有	害	ガ	ス		4
	£	<b>1</b>	計			212

表2-10:ばい煙発生施設の指導の実施件数

	指	導	内	容	f	‡	数	
排出	排出基準の遵守							
使用炉	使用燃料中の硫黄分の低減							
そ (	の他					31		
		合	計			47		

表2-11:粉じん発生施設の指導の実施件数

		指	導	内	容	件	数
管理	基里	i の遵	<del>रे</del>			6	6
そ	စ	他				2	2
			合	計		8	3

(特定粉じんを含む)

## (5)自動車排出ガス対策

## 自動車排出ガス対策の推進

近年の自動車交通量の増加に伴う窒素酸化物排出量の影響により、一部の地域では二酸化窒素濃度は横ばいからやや上昇傾向となっている。平成13年度は平成12年度とほぼ同等であった。なお、国道2号岡山バイパスの沿道に設置している青江測定局(岡山市)においては環境基準を達成できない状況が継続している。

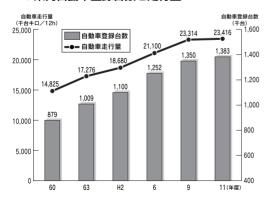
このような状況の中、岡山県南地域を対象として、 二酸化窒素による大気汚染等について、平成6年度 を現況とする現況解析を実施し、平成27年度を目標 とする将来予測調査を実施し、その概要を平成10年 2月にとりまとめたところである。

この結果を基に、今後強化される自動車排出ガスの最新規制適合車への代替、低公害車の普及、アイドリング・ストップ、マイカーの利用自粛等、二酸化窒素の環境基準の達成に向けての取り組みを強化している。

このため、環境基本計画において、自動車公害対策を重点プロジェクトに位置づけ、自動車に関わり深い24団体で構成する「岡山県自動車公害対策プロジェクト推進会議」を設立し、県民、事業者、行政が一体的に取り組む組織作りを行い、自動車公害防止の手法の検討、アイドリング・ストップ運動等の実践活動を実施している。(第1章、1、(2)参照)

また、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により、低公害車の使用に努める等自動車排出ガスの 負荷の低減のための取組を義務付けるとともに、不

図2-11:県内自動車登録台数と走行量



資料)「道路交通センサス」、中国運輸局岡山陸運支局資料

要なアイドリングを禁止する規定を定めた。(平成14年10月1日施行)

今後さらに、この条例に基づき、健康への影響が 懸念されているディーゼル自動車に係る粒子状物質 を削減するための対策を進めることとしている。

## 低公害車の導入と普及啓発

自動車排出ガスについては、昭和48年度以降、逐次、法の規制強化が行われ、自動車構造の改善等により大気汚染物質の排出量が大幅に削減されてきているが、中でも、対策の遅れていたディーゼル自動車の規制が順次強化される状況にもあり、今後は、最新規制適合車に可能な限り早く代替することが必要である。

また、低公害車(電気自動車、天然ガス自動車()、メタノール自動車()及びハイブリッド自動車())の普及は自動車公害問題の解決を図る上で極めて有効であり、各自動車メーカーにおいては排出ガス低減のための技術開発や、低価格化による普及の拡大に向けて、積極的な取組が行われている。

県においても、低公害車の普及を推進するため、

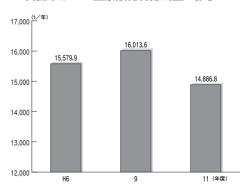
表2-12:県内の低公害車導入状況

(H13年度末現在)

車種別	県内全体	公 用 車			
平 作 加	宗 内 主 仲	県	市町村		
電気	17	5	4		
メタノール	0	0	0		
天然ガス	3	0	0		
ハイブリッド	1284	20	35		
合 計	1304	20	39		

数字は低公害車保有台数調査及び中国運輸局統計(速報)による

図2-12:自動車からの窒素酸化物排出量の推移



資料)道路交通センサスより推計(岡山県)

電気自動車、ハイブリッド車を率先して導入し、環境パトロール等に活用しているほか、マイカーの使用自粛、アイドリング・ストップのPR等(大気汚

染防止夏期対策を参照)を行うなど、自動車の上手な使い方を含めた普及啓発を行っている。

# 3悪臭の防止

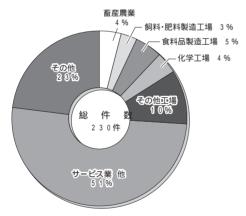
## (1)悪臭の状況

悪臭は、「感覚公害」といわれ、物的被害を生ずることはまれである。多くの場合は心理的、精神的な影響が主体となっており、その発生源は工場・事業場から家庭生活まで多種多様となっている。

平成13年度は、市町村に寄せられた悪臭に係る苦情は230件であり、発生源の内訳は、図2 - 13のとおりである。

なお、そのうち悪臭防止法の規制地域内では223 件、規制地域外では7件となっている。

図2-13:平成13年度悪臭苦情件数



## (2)悪臭対策

#### 規制地域の指定

工場・事業場から発生する悪臭は「悪臭防止法」に基づき、知事が指定する地域(指定地域)において悪臭原因物(悪臭の原因となる物質を含む気体または水)の排出が規制されている。

規制地域については、「特定悪臭物質」の濃度規

制を行う地域と「臭気指数<sup>()</sup>」による規制を行う 地域があり、市町村長の意向を踏まえて順次拡大を 図り、現在までにそれぞれ44市町村、3町の計46市 町村が指定されている(1町は両方の規制地域あり)。 (規制地域及び規制基準を資料編に掲載)

嗅覚測定法による規制(臭気指数規制)

平成7年の悪臭防止法の改正により、従来の特定 悪臭物質(22物質)の濃度を規制する方法に加えて、 人の嗅覚を用いて悪臭を測定する方法による規制方式(臭気指数規制)が導入された。これにより、物 質濃度規制では十分対応できなかった複合臭の問題 や、悪臭の原因となる未規制の多種多様な物質への 実効性のある対応が可能となった。

本県では平成12年度に2町の全域と1町の一部に、 物質濃度規制に代えて臭気指数規制を導入し、平成 13年10月から施行している。

今後の臭気指数による規制方式の指定に備えて、 環境省主催の研修会への参加や市町村担当職員を対 象とした説明会の開催などを行った。

#### 立入検査等

悪臭防止法では、工場・事業場から排出される悪臭が規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、市町村長は、当該工場・事業場に対し改善勧告などを行うことができるとされている。

平成13年度、規制地域の市町村長が、工場・事業場に対して行った立入検査は119件であり、このうち測定を行ったものは4件であった。

また、行政指導を行ったものが150件で、改善勧告(命令)まで至ったものはなかった。

## 研修会の開催

悪臭をはじめとして複雑多様化している生活環境 問題に第一義的に対処している市町村職員及び県の 窓口である地方振興局職員を対象に、「環境対策研 修会」を開催し、生活公害に関する専門知識の研修 を行っている。

平成13年度は、前期に法規制及び苦情処理、後期に法規制及び県条例の概要と実務の説明を中心とした研修会を開催した。

# 第3章 水環境

1 水環境の概況 2 水質保全対策 3 瀬戸内海の環境保全対策 4 児島湖の環境保全対策 5 清流保全総合対策

# 1水環境の概況

## (1)河川及び海域の状況

県下には、豊かな水量を誇る吉井川、旭川、高梁川の三大河川をはじめとする大小数多くの河川があり、清流といわれる河川が数多く存在しているが、都市近郊を流れる中小河川などでは、近年、生活の質的変化や都市化の進行等に伴う生活排水()の流入などにより汚濁の進行が見られる。

瀬戸内海は、東京湾や伊勢湾と同様に閉鎖性が強 く、陸域と海洋の両方からの影響を受けやすく、汚 濁も顕在化しやすい海域である。

瀬戸内海の水質汚濁の状況については、「水質汚 濁防止法」や「瀬戸内海環境保全特別措置法」等に 基づく工場・事業場に対する排水規制や下水道等の 整備により、汚濁負荷量が減少しているにもかかわ らず改善されていない。

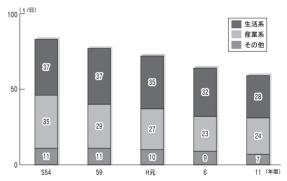
#### 水質汚濁の主な原因

河川等の公共用水域()における水質汚濁の原因となる汚濁物質の発生源は、工場・事業場などの産業系、一般家庭の生活系及び山林・農地などの自然系に大別される。これら発生源から排出される汚濁物質が、河川などが本来持っている浄化能力を超え

て流入したときに水質汚濁が発生する。

河川などへの汚濁負荷割合は、水質汚濁防止法等による規制や指導などの結果、産業系が減少する反面、都市化の進行による人口の集中や生活様式の変化などに伴って、生活系が汚濁の最大の原因となっている。

図3 - 1: COD の発生負荷量の推移



## 環境基準の達成状況

水質汚濁に係る環境基準については、人の健康の 保護に関する項目(健康項目)と生活環境の保全に 関する項目(生活環境項目)があり、それぞれの項 目について基準値が設けられている。

健康項目については、カドミウム等26項目あり、 全国一律の基準値が定められている。 また、生活環境項目については、河川・湖沼・海域別に利用目的に応じた「水域類型」が設定されており、その類型ごとに水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)()等の基準項目と基準値が定められている。

(環境基準を資料編に掲載)

### 河 川

河川の水質の状況については、水質汚濁防止法の規定に基づき県下41水域の78地点で常時監視している。

平成13年度の測定結果によると、健康項目については、63地点で延2,995検体について測定した結果、全測定点で環境基準を達成していた。

また、生活環境項目については、78地点で8,254 検体について測定しており、水域類型があてはめられている31水域について、水の汚れを判断する代表的な指標である生物化学的酸素要求量(BOD)について見ると、環境基準を達成しているのは26水域であり、達成率は83.9%である。

なお、環境基準を達成していない5水域は、旭川 上流、笹ケ瀬川、足守川下流、倉敷川及び高屋川で ある。

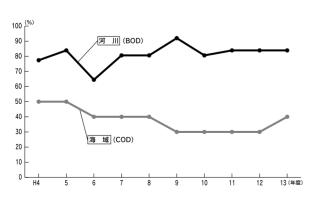
#### ・海域

海域については、県際水域を含めて10水域に分けて環境基準の水域類型があてはめられており、水質の状況については、水質汚濁防止法の規定に基づき県下10水域の69地点で常時監視している。

平成13年度の測定結果によると、健康項目については、53地点で2,287検体について測定した結果、全測定点で環境基準を達成していた。

また、生活環境項目については、69地点で4,636 検体について測定した結果、水の汚れを判断する代 表的な指標である化学的酸素要求量(COD)()の

図3-2:環境基準達成状況の推移



環境基準を達成していたのは10水域中4水域であり、 達成率は40%である。

これを水域別に見ると、玉島港区、水島港区、児島湾(甲)及び牛窓地先海域で環境基準を達成しているが、水島地先海域(甲)、水島地先海域(乙)、児島湾(乙)、児島湾(丙)、備讃瀬戸及び播磨灘北西部ではCODの環境基準を達成していない。

一方、全窒素及び全りんの水域類型があてはめられている8水域について、すべての水域で全窒素、全りんの環境基準を達成していた。

(測定結果を資料編に掲載)

## (2)児島湖の状況

児島湖は、沿岸農用地の干害、塩害を一掃するとともに、低湿地の排水強化及び干拓堤防の安全を確保するため、国営児島湾沿岸農業水利(締切堤防)事業により、児島湾を締め切ってできた人造湖である。

締切堤防建設工事は、農林省(現農林水産省)により昭和26年2月に着手され、昭和37年3月に完成した。

児島湖には、笹ケ瀬川、倉敷川、鴨川の3つの二級河川が流れ込んでおり、その流域は、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、灘崎町、早島町、山手村及び賀陽町の8市町村にわたっている。

児島湖は閉鎖性水域()であるため、本来、富栄 養化()や汚濁が進行しやすい特性を持っているが、

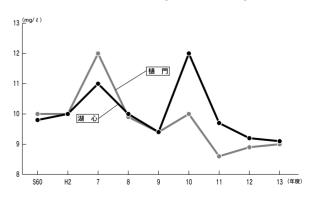
表3-1:児島湖の水質の経年変化

(ma/ l)

	S60	H2	7	8	9	10	11	12	13
COD	10	10	12	10	9.4	12	9.7	9.2	9.1
T - N	1.9	1.8	2.0	1.8	1.7	1.9	1.5	1.6	1.4
T - P	0.20	0.24	0.20	0.21	0.19	0.24	0.18	0.19	0.19

(注) CODは75%値、T - N、T - Pは平均値

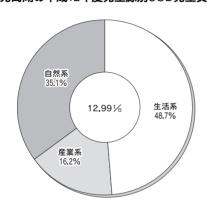
図3 - 3: 児島湖水質経年変化 (COD: 75%値)



さらに、近年では流域の都市化の進展や生活様式の 変化などによる水質の悪化が懸念されている。この ため、平成13年度に策定した湖沼水質保全計画(第 4期)に基づき各種の対策を実施している。

平成13年度の測定結果によると、化学的酸素要求量(COD)は平成12年度より濃度が下がったものの、環境基準の約2倍(9.1mg/ℓ)という状況にある。なお、健康項目については、4地点で132検体について測定した結果、4地点とも環境基準を達成していた。

図3-4:児島湖の平成12年度発生源別COD発生負荷量

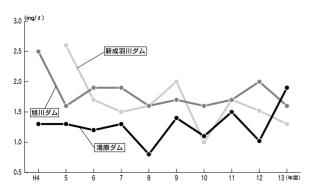


## (3) ダム湖の状況

旭川ダム、湯原ダム、新成羽川ダムなどのダム湖において、富栄養化が原因となってある種のプランクトンが異常に増殖して水面の色を変えてしまう現象(アオコ()、淡水赤潮()、水の華()と呼ばれる)が確認されている。

こうしたアオコ等は、水にカビ臭をつけたり毒性 物質を生産するものがあるため、各ダム湖管理者及 び周辺市町村では、定期的な監視や水質調査、曝気

図3-5:ダム湖水質経年変化(BOD:75%値)



装置の運転等により、発生抑制と利水被害の防止に 努めている。

## (4)地下水の状況

地下水は、水質が良好で比較的安定しており、水 温の変化が少なく容易で安価に利用できるため、飲 用はもとより農業用水や工業用水など、身近にある 貴重な水資源として広く活用されている。また、湧 水や伏流水として河川の源にもなっている。

しかしながら、近年、新たな化学物質による地下水汚染が懸念されるようになったため、平成元年の水質汚濁防止法の一部改正により、カドミウム等11種類の健康項目について評価基準が設定(平成5年の改正により23種類)されるとともに、常時監視することが義務付けられた。平成9年3月には、これらの物質について環境基本法に基づき「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が設定され、さらに平成11年2月には、3項目が追加され、全26項目に基準値が定められている。

平成13年度に県下64地点で測定した結果によると、概況調査(55地点、26項目、964検体)においては、岡山市及び赤坂町の2地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超えて検出されたが、当該井戸周辺の追跡調査をした結果、いずれの井戸も環境基準値以下であったことから、局所的な汚染であると判断している。

また、過去の概況調査等により確認された汚染の 継続的なモニタリングとして実施する定期モニタリング調査(9地点、26項目、118検体)においては、 環境基準を超過している項目は、揮発性有機化合物 であるシス・1,2・ジクロロエチレン、テトラクロ ロエチレンの2項目、自然的原因と推定されている ヒ素、ふっ素の2項目及び過剰施肥等が原因とされ ている硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の計5項目であ った。汚染が発見された時の結果と比較すると、成 羽町成羽地域が環境基準以下であったが、他の地点 はほぼ横ばいであった。

(測定結果を資料編に掲載)

# (5)有害化学物質等の状況

有害化学物質は、石油化学産業や先端技術産業な

ど様々な分野における使用の拡大などのほか、ゴルフ場等での農薬の使用などに伴って環境中に排出されており、環境汚染が懸念されている。

このため、有害化学物質について各種の環境調査 を実施し、これらによる汚染の実態把握に努めている。

## 有害水質汚濁物質調査

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準健康項目とはせず、公共用水域及び地下水の汚染状況、事業場における使用実態、毒性などを勘案し、将来的に環境基準健康項目への移行が検討されているものとして、クロロホルム等22種類の有害化学物質(国が要監視項目として「指針値」を定めている物質)があり、これらの環境濃度を把握するために調査を行っている。

平成13年度は、河川14地点、海域13地点及び地下 水2地点で延べ821検体について測定した結果、指針 値を超える検体はなかった。

## ゴルフ場周辺水質調査

ゴルフ場で使用される農薬が河川等へ及ぼす影響を把握し、必要な対策を講ずるため、昭和63年度から、ゴルフ場の排水口及びゴルフ場下流の河川において、環境省が「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」を定めている農薬35種類について調査を実施している。

平成13年度は、県下42ゴルフ場(岡山市及び倉敷市の実施分を除く)の排水口43地点とゴルフ場下流の河川6地点で35種類の農薬について調査した結果、ゴルフ場の排水口においては32ゴルフ場の排水口32地点で、フルトラニル等16種類の農薬が延べ1,505検体中70検体から検出されたが、いずれも暫定指導指針値以下であった。また、河川については、延べ210検体について調査した結果、6地点中2地点において、フェニトロチオン等3種類の農薬が検出された。(検出状況を資料編に掲載)

# 2 水質保全対策

## (1)環境水質の監視

環境水質の監視については、水質汚濁防止法の規定に基づく公共用水域及び地下水の水質汚濁の常時監視のほか、海水浴場の水質検査や水質汚濁事象に関する水質調査などを行い、その実態把握に努めるとともに、必要な対策を実施している。

## 公共用水域の常時監視

公共用水域については、水質汚濁防止法に基づいて作成した測定計画により、岡山県及び国土交通省並びに政令市である岡山市及び倉敷市が分担して常時監視している。

平成13年度に実施した測定地点及び測定項目は、 次のとおりである。

表3-2:調査水域数及び調査担当機関別調査地点数

水	域	調査		調査	地	点 数	
区	分	調 査 対 象 水域数	岡山県	国 土 交通省	岡山市	倉敷市	計
河	Ш	41	53	13	8	4	78
湖	沼	1	-	-	4	-	4
海	域	10	35	-	13	21	69
ŧ	t	52	88	13	25	25	151

表3-3:測定回数及び測定検体数

水	域	測	定				測	定	ŧ	<b></b>	体	数	ι		
区	分	回	数	健項	康目	生活境工	舌環 頁目	特項	殊目	そ <i>0</i> 項	他目	要監項	視目	計	
河	Ш	1,3	38		95 88 <b>)</b>	8,2 <b>(</b> 4,2	254 284 <b>)</b>		277 05 <b>)</b>		43 70 <b>)</b>		50 47 <b>)</b>	12,81 <b>(</b> 6,49	
湖	沼		72	1	32	.;	384		20		96		4	63	6
海	域	9	952		287 026 <b>)</b>		636 358 <b>)</b>		215 55 <b>)</b>		20 81 <b>)</b>		23 63 <b>)</b>	8,78 <b>(</b> 4,08	
i	†	2,3	862		114 314 <b>)</b>	13,2 <b>(</b> 6,0			60 <b>)</b>		59 51 <b>)</b>		77 10 <b>)</b>	22,23 <b>(</b> 10,57	

(注)( )内は、岡山県実施分で内数 要監視項目であるEPN(計147検体)については、その他の項目に計上している。

表3-4:測定項目内訳

健康項目	カドミウム等の重金属類、トリクロロエチレン等の揮 発性有機化合物及びシマジン等の農薬類等26項目
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH) 生物化学的酸素要求量 (BOD) 浮遊物質量 (SS)等9項目
特殊項目	銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、総クロム
要監視項目	クロロホルム、トルエン、ニッケル等21項目
その他項目	栄養塩類、EPN、塩素量等 5 項目

## 地下水の常時監視

地下水については、水質汚濁防止法に基づいて作成した測定計画により、岡山県及び国土交通省並び に政令市である岡山市及び倉敷市が分担して常時監 視している。

平成13年度に実施した測定地点数及び測定項目 は、次のとおりである。

表3-5:調查担当機関別調查地点数

調	調査機関名				岡山県	国 土 交通省	岡山市	倉敷市	計
調査地点数	概	況	調	查	40	4	6	5	55
地点数	定期	モニタ	リング	調査	2	2	3	2	9

**表**3 - 6:調査項目

区分	項	目
健康項目	カドミウム等の重金属類、ト 性有機化合物及びシマジン等	リクロロエチレン等の揮発 の農薬類等26項目
要監視項目	クロロホルム、トルエン、ニ	ッケル等22項目

### 海水浴場の水質検査

水浴の適否を確認するため、主要海水浴場を対象 に、関係市町の協力を得て、毎年海水浴場開設前 (5月中旬~6月上旬)及び開設中(7月中旬~8月上 旬)に水質検査を実施している。

平成13年度は、17の海水浴場についてCODやふん便性大腸菌群数等4項目の検査を行った結果、いずれの海水浴場も水浴上問題ないことが確認された。また、平成13年度もO-157の検査を実施したが、すべての海水浴場で検出されなかった。

(検査結果を資料編に掲載)

## 金剛川流域の水質保全調査

備前市三石、吉永町及び和気町を貫流し、吉井川 に合流している金剛川の一部水域において、水質が 酸性を呈していたが、県や地元市町など関係機関に よる各種の浄化対策の推進により改善されつつある。

なお、県では、昭和55年度から定期的に金剛川流域の水田等の土壌及びその周辺の河川水について、 ヒ素、カドミウム及び銅の検査を行っている。

平成13年度は、土壌及び河川水をそれぞれ8地点で測定したが、問題となる数値は検出されていない。 (調査結果を資料編に掲載)

## 広域総合水質調査

瀬戸内海における水質汚濁の深刻化、広域化に対処するため、総合的な水質汚濁防止対策を実施しているが、その効果を把握するために、環境庁の委託を受けて瀬戸内海の水質汚濁の実態調査を行っている。

・調査場所:8地点 ・調査回数:年4回

·調査項目:水温、塩分、色、透明度、pH、DO、

COD、全窒素、全りん、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、リン酸態リン、クロロフィルa、

プランクトン

# (2)工場・事業場の排水規制

水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、汚水・廃液を排出する施設 (特定施設)を指定し、特定施設を設置している工場・事業場(特定事業場)に届出の義務を課し、排 出水の濃度について基準を定めて規制している。

国の定めた排水基準では、人の健康に被害を及ぼすおそれがある「有害物質」と、生活環境に被害を及ぼすおそれがある「生活環境項目」に区分されており、有害物質については、カドミウム、シアン等27項目がすべての特定事業場に適用され、生活環境項目については、pH、COD、SS等15項目が日平均排水量50m3以上の特定事業場に適用されている。

(特定事業場数を資料編に掲載)

上乗せ排水基準条例による規制

水質汚濁防止法では、都道府県の実情に応じ、条

例により国が定める基準(一律排水基準)よりも厳しい基準(上乗せ排水基準)を定めることができるとされている。本県では、全県を対象に日最大排水量が50m³以上の事業場に対してCOD等に一段と厳しい排水基準を設定するとともに、生コンクリート製造業など19業種については、日最大排水量が50m³未満の事業場に対しても基準を設けて規制している。

また、児島湖が昭和60年12月に「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼に指定されたことから、児島湖流域内の特定事業場については、昭和62年3月、旅館、試験研究機関など18業種(日最大排水量が50m3以上のもの)について上乗せ排水基準を設定している。

さらに、児島湖流域内の特定事業場については、 平成4年4月から、日最大排水量が50m³未満の事業 場に対し油分等の規制を強化するとともに、日平均 排水量が20m³以上の小規模な特定事業場の内、78 業種を新たに規制対象とした。また平成5年4月から、 日平均排水量が20m³以上の特定事業場に対して、 窒素及びりんの上乗せ排水基準が適用されている。

瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

瀬戸内海環境保全特別措置法では、日最大排水量が50m³以上である特定事業場が特定施設を設置(変更)する場合は、環境影響事前評価を実施し、許可申請を行うことになっている。特に、汚濁負荷量が増加する場合には、詳細な環境影響事前評価を実施することとなっており、本県では、汚濁負荷量の削減を図るため高度処理の導入など、適正な施設整備について指導している。

(特定施設の許可件数を資料編に掲載)

湖沼水質保全特別措置法による規制

児島湖が湖沼水質保全特別措置法による指定湖沼に指定されたことに伴い、湖沼特定事業場(日平均排水量が50m³以上)を新増設する場合には、CODに係る汚濁負荷量規制基準が適用される。また、小規模畜舎などにも、指定施設として届出が義務付けられるとともに、構造及び使用の方法に関する基準が適用される。

なお、児島湖の水質改善及び富栄養化の防止対策 として、平成5年4月から湖沼特定事業場を新増設す る場合には、窒素・りんの汚濁負荷量規制基準が適 用されている。

岡山県公害防止条例による規制

岡山県公害防止条例では、全県を対象に、水質汚 濁防止法で規制されていない業種の内、比較的汚濁 負荷量の多い12種類を対象に特定施設を指定し、規 制基準を設けて規制している。

また、平成5年4月から、児島湖流域内の事業場であって、水質汚濁防止法の規制対象規模未満のものの内、飲食店など8業種11施設を特定施設に追加し、規制基準を設けて規制している。

また、平成13年12月には岡山県環境への負荷の低減に関する条例を制定し、公害防止条例の産業型公害への規制に加え、土壌及び地下水の浄化対策の推進、廃食用油の公共用水域への排出の禁止等を規定した。

(平成14年4月1日施行(一部平成14年10月1日施行)) 条例の概要は89ページ参照

(特定事業場数を資料編に掲載)

## (3)工場・事業場の審査、指導

届出及び許可の状況

平成13年度に、特定施設の設置などに関して、水 質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び公 害防止条例に基づく届出又は許可の状況は、次のと おりである。

表3-7:特定施設の設置等の届出等状況

							設 置	変 更	その他	計
水	質	汚	濁	防	止	法	35	31	101	167
瀬戸内海環境保全特別措置法					法	33	34	89	156	
岡山	山県	₹ 公	害	防工	L 条	例	1	0	5	6

監視、指導

水質汚濁防止法及び公害防止条例に基づく特定事業場を対象に立入検査を実施し、特定施設の設置状況の確認、排水処理施設の適正な維持管理の指導を行っている。特に、日最大排水量が50m³以上の特定事業については、重点的に立入検査を実施している。

また、排水基準が適用される特定事業場については、立入検査に合わせて排水検査による排水基準監視を行っている。さらに、総量規制基準が適用される特定事業場(日平均排水量が50m³以上)については、その遵守状況を報告聴取するとともに、自動測定装置の設置が義務付けられている特定事業場(日平均排水量が400m³以上)については、現地に立ち入り、総量規制基準の遵守状況を監視している。

なお、立入検査の結果、排水基準の違反などが確認された場合は、当該事業場に違反内容を通知し、その原因について責任者から事情聴取するとともに、原因の究明及び改善対策について報告を求め、今後違反を起こすことのないよう厳重に指導している。さらに、改善後の内容を確認するため、排水検査等を実施している。

表3-8: 工場・事業場の監視結果

X	分	対 象 事業場数	延べ採水 事業場数	延べ違反 事業場数	違反率 (%)
水質汚濁	<b>駶防止法</b>	1,576	678	52	8
岡山県公割	岡山県公害防止条例		10	3	30
合	計	1,585	688	55	8

# (4)有害化学物質対策

水質汚濁に係る有害化学物質については、シアン、カドミウム等26項目について環境基準が設定されているほか、クロロホルム、トルエン等22項目が要監視項目に指定されている。そのほかにも、未規制の有害化学物質が数多くあり、これらによる環境汚染が懸念されている。

このため、水質汚濁防止法に基づき実施している 公共用水域等の監視や工場・事業場の発生源監視に 加え、ゴルフ場などから排出される農薬の調査を実 施している。さらに、環境省の委託などを受けて、各 種の有害化学物質について環境調査を実施し、これ ら有害化学物質による汚染の実態把握に努めている。

# (5)ダム湖の水質保全対策

ダム湖における富栄養化防止を図るため、旭川、 湯原の各ダム湖を含む「旭川上・中流域水質浄化対 策推進協議会」と、新成羽川ダム湖を含む「成羽川 流域水質浄化対策推進協議会」を平成5年7月に設立 し、流域の町村等が一体となって浄化対策を推進し ている。

また、各協議会の機関紙として「旭川ものがたり」 「清流なりわ川」を作成し、協議会構成町村全戸に 配布した。

## (6)生活排水対策

生活排水対策重点地域の指定等

水質汚濁防止法の規定により、知事は、環境基準 が確保されていない等、生活排水対策の実施を推進 することが特に必要であると認められる地域を、生 活排水対策重点地域に指定しなければならないとさ れている。

本県では、これまでに児島湖流域をはじめとする 市町村を重点地域として指定している。

・生活排水対策重点地域の指定の状況

平成3年度...岡山市

平成4年度...倉敷市

平成5年度...玉野市、総社市、灘崎町、井原市 平成6年度...湯原町、川上村、八束村、中和村

#### 普及啓発事業

マスメディアの積極的な活用、普及啓発資材の作成・配布などにより、生活排水対策について県民に広く普及啓発を行った。

平成13年度における実績は、次のとおりである。

- ・マスメディアを通じての普及啓発
  - テレビスポット放送 ......3局、31回
- ・普及啓発資材の作成・配布

シール	20,000 <b>杯</b> 又
パンフレット	10,000部

### 生活雑排水対策推進事業

生活雑排水の浄化対策を推進するため、市町村が 実施する生活雑排水処理施設の設置促進事業に対し て補助を行い、微細目ストレーナー、三角コーナー の設置促進に努めた。

・平成13年度の実績

微細目ストレーナー ......358個

三角コーナー ......1,737個

### クリーンネットの使用の普及

台所における食物残さなどの流失防止のため、各 家庭に広くクリーンネットの使用推進を図るととも に、下水道未整備地区に対しクリーンネット使用実 践地区を指定し、その地区を核としてクリーンネッ トの使用の普及を図っている。

表3-9:クリーンネット使用実践地区の指定状況

(平成13年度末)

	流	E	ti	或	名			指定地区数	世帯数	
児	島	湖	流	域	市	町村 639		639	147,245	
ダ	۵	湖	流	域	市	町	村	105	13,954	
そ	Ø	他	流	域	市	町	村	302	36,447	

# 3 瀬戸内海の環境保全対策

# (1)総量規制の実施

瀬戸内海におけるCOD、窒素及びりんの第5次総 量削減基本方針に定められた削減目標量を達成する ため、平成16年度を目標年度とした第5次の総量削 減計画を平成14年度に策定した。また、同じく平成 14年度に、本計画との整合を図るため、瀬戸内海の 環境の保全に関する岡山県計画の改定を行った。

計画の主な内容及び削減目標量は、次のとおりで ある。

- ・発生源(生活排水、産業排水、その他排水)別 に目標量を定める。
- ・生活排水対策として下水道、農業集落排水施設、 合併処理浄化槽()等の整備の促進を図る。
- ・産業排水対策として工場・事業場に対する総量 規制基準の設定等、汚濁負荷量削減のための総 合的な対策を推進する。

表3-10:発生源別の汚濁負荷量の現状と削減目標量

COL	,							(早12	:t/日)
			岡	L	Ц	県			瀬戸内 海全域
区分	H 5 年 度にお ける量	H 6年 度にお ける量	H 7年 度にお ける量	H 8 年 度にお ける量	H 9 年 度にお ける量	H10年 度にお ける量	H11年 度にお ける量	削減目 標量 H 16年度	削減目 標量 H 16年度
生活排水	34	32	32	32	31	28	28	25	283
産業排水	26	23	23	22	22	23	24	25	285
その他	10	9	9	9	9	8	7	7	62
合 計	70	64	64	63	62	59	59	57	630

窒素 (単位: t/日)

	区分			岡 L	山 県	瀬戸内海全域	
				H11年度に おける量	削減目標量 H16年度	削減目標量 H16年度	
生	活	排	水	13	12	179	
産	業	排	水	24	26	179	
そ	そ の 他		他	24	22	206	
合			計	61	60	564	

りん

					山 県	瀬戸内海全域
	区分			H11年度に おける量	削減目標量 H16年度	削減目標量 H16年度
生	活	排	水	1.3	1.2	15.3
産	業	排	水	1.4	1.5	12.8
そ	その他		他	0.7	0.6	10.0
合			計	3.4	3.3	38.1

# (2)富栄養化防止対策

瀬戸内海では、産業や人口の集中による栄養塩類 などの流入に伴って藻類が大量に増殖するという富 栄養化の状況を呈している。富栄養化現象の一つで ある赤潮の発生は、岡山県海域においては少ないが、 瀬戸内海全体では毎年100件程度発生しており、広 域的な取組が必要となっている。

そのため、工場・事業場における窒素及びりんの 排出実態の把握並びに窒素・りんの調査及び削減指 導を行っており、平成13年度については、50事業場 を対象に調査を行い、T-N検査を92検体、T-P検 査を92検体実施した。

## (3) 自然海浜の保全

自然海浜は、海水浴、潮干狩りなどの海洋性レクリエーションの場や地域住民の憩いの場として多くの人びとに利用され、県民の健康で文化的な生活を保護するために必要不可欠なものとなっているが、近年の各種開発の進展に伴い減少する傾向にある。

このため、できるだけその利用に好適な状態で保

全されるよう、「自然海浜保全地区条例」に基づき 地区指定を行い、看板の設置や海浜の清掃作業など の環境美化活動を通じ、県民に海浜の保全の必要性 について周知徹底を図っている。また、埋立の協議 に当たっては、「瀬戸内海の埋立は厳に抑制すべき」 との考え方を基本として、埋立申請の審査を厳重に 実施するとともに、やむを得ず埋立を承認する場合 については、人工干潟の造成など代替措置を指導し ている。

(保全地区指定状況を資料編に掲載)

# 4 児島湖の環境保全対策

# (1) 湖沼水質保全計画に基づく水質 浄化対策

児島湖は、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置 法に基づく指定湖沼の指定を受け、水質を改善する ために湖沼水質保全計画を策定し、諸施策を総合的 かつ計画的に推進している。

平成13年度に、平成17年度までを計画期間とする 第4期計画を策定し、下水道整備等の生活排水対策 事業のほか、内部生産の抑制や自然浄化機能回復の ための底泥のしゅんせつや植生護岸の整備等の事業 を盛り込み、計画的に推進している。

平成13年度の水質は、第4期計画の水質目標値であるCOD 8.2mg /  $\ell$ 、全窒素1.4mg /  $\ell$ 、全りん0.17mg /  $\ell$  のうち全窒素は目標値を達成した。しかし、COD、全りんは未達成であり、ハード事業の適切な進行管理と普及啓発に努めている。

# (2)児島湖水辺環境整備基本計画の 推進

平成8年度に、児島湖を中心にその周辺を含めた 一帯を自然豊かな県民の憩い楽しむ場とするため、 「児島湖水辺環境整備基本計画」を策定し、護岸整 備や親水公園の整備などその実現に努めている。

## (3)児島湖環境保全条例の施行

児島湖流域の環境保全に関し、県、市町村、住民 及び事業者の責務を明らかにするとともに、児島湖 流域の良好な環境を維持し、回復し、及び創造する ことを目的とした児島湖環境保全条例を平成3年に 制定している。この条例に基づき、生活排水対策や 工場、事業場の排水対策等の水質保全、水辺環境の整 備、普及啓発等の総合的な環境保全を推進している。

# (4) 浄化用水導入事業

児島湖の水質改善のため、用水路に水量の少ない 非かんがい期に、農作物などに被害を及ぼさないよ う配慮しながら、旭川から旭川合同用水路、高梁川 から十二ヶ郷用水路と八ヶ郷用水路を通して、浄化 用水(清水)の導入(45.1m³/日)を行った。

# (5)普及啓発事業

児島湖流域の環境保全を推進していくことを目的 として、毎年9月を「児島湖流域環境保全推進月間」 と定め、県、市町村及び民間団体などが一体となり、 流域住民の理解と協力のもとに各種行事を実施して いる。

平成13年度に実施した主な月間行事は、次のとおりである。

・児島湖流域環境保全フェア

児島湖流域環境保全推進ポスターコンクールの 入賞者の表彰及び街頭キャンペーン(平成13年9 月5日開催、約70人参集)及びポスター・パネル 展(平成13年9月4~7日開催)を行った。

・児島湖流域清掃大作戦

児島湖及びその流域10ヶ所で、一斉清掃活動を行った。(平成13年9月2日実施、約4,600人参加)

・児島湖エコトーク

児島湖流域の小学生10人が児島湖の環境保全等 について、知事を囲んで自由に意見交換を行った。 (平成13年12月1日開催)

・児島湖クリーンアップキャンペーン

ラジオスポット放送により県民への啓発活動を 行った。(平成13年8月末~9月末)

・エコーはがきの作成

ポスターコンクールの優秀作品をデザインした エコーはがき50,000枚を作成した。

・ポスター、パンフレットの作成

ポスター1,000枚、パンフレット3,000冊を作成

し啓発資材として活用した。

#### ・広報

新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報 紙等により広報や啓発に努めた。

# (6)児島湖流域水質保全基金(児島湖クリーン基金)

流域住民の水質浄化意識の高揚を図るとともに、 地域特性に応じたきめ細かな水質浄化実践活動を支援していくことを目的として、「財団法人児島湖流域水質保全基金」(児島湖クリーン基金)を設立している。平成元年から3ヶ年で基金を造成し、その 運用益で普及啓発事業や水質浄化対策を推進するための助成事業などを実施している。

平成13年度は、普及啓発事業としてエコーはがき を県と共同で作成した。また、助成事業として環境 美化推進実践活動など27件に対し合計746,556円を 助成した。

表3-11:児島湖流域水質保全基金造成状況(平成13年度)

(単位:千円)

区分	県出捐金	流域市町 村出捐金	募金等	合 計
目標額	100,000	80,000	40,000	220,000
実績額	100,000	80,000	56,047	236,047

# 5 清流保全総合対策

岡山県の河川の多くは、現在でもきれいな水と豊かな水量に恵まれているが、都市周辺やダム湖などの一部には水質汚濁の進行が見られ、また、開発事業に伴う森林や農地の減少による水量、水質等への影響も懸念されている。他方、自然環境に対する意識の高まりを背景として、生物の生息・生育、美しい水辺景観及び保養レクリエーションの場などとして、多様な機能の確保が求められるようになってきており、清流の保全に向けて複雑で多様な課題の総

合的な解決が求められている。

このような清流環境を取り巻く背景を踏まえ、県では清流保全のための長期的かつ総合的な取組みの方向を体系的に示し、県民、事業者及び行政が一体となって、地域にふさわしい清流保全対策を積極的に推進するため、「岡山県清流保全総合指針」(おかやま清流ガイドライン)を平成9年3月に策定した。

また、県内のすばらしい清流を県民に広く周知し、清流保全意識の高揚を図るため、「おかやまの清流」

として37か所を選定している。

インターネットや各種研修会・イベントなどにより、ガイドライン等の一層の普及啓発に努めるとと もに、行政、県民、事業者が一体となった実践活動への取組や清流保全教育への支援を推進している。

## 清流保全実践活動の促進

・清流保全総合パンクの充実

清流や環境を守る活動団体のネットワーク化を図るとともに、団体や人に関する情報等を蓄積し、発信するために平成11年3月に設立した、清流保全総合パンクの運営充実を図った。(「人」16名、「団体」72団体)

・「清流を守る若者の集い」の開催 清流保全に関する調査研究を実施している 中・高等学校の生徒が中心となって開催する集 いに対し支援・助成を行った。

平成13年度は9校45人が参加した。

・清流保全研修会等の開催 地域における環境保全活動を促進するため、 清流保全研修会を開催した。

また、エコライフフェアにおいて、清流保全 活動の紹介を行った。

### 清流保全教育の支援

・岡山発・環境教育支援事業

小学校5年生を対象とした清流保全のための 副読本「守り育てよう!わたしたちの川」 (24,000部)を作成し、県下の全小学校に配布 した。

・清流保全研究助成

中学校及び高等学校のクラブ活動、サークル、 研究会等が取り組む清流保全に係る調査、研究 及び啓発活動に対し指導・助成を行った。

平成13年度は、11校に対し助成を行った。

・身近な川の健康診断

小学校5年生を対象に、県下11か所で水生生物の調査や水質検査等を行い、清流保全意識の 高揚を図った。

# 第4章 有害化学物質

1 ダイオキシン類対策

2 有害大気汚染物質対策

3 特定化学物質対策

4環境ホルモン調査

5 化学物質環境調査

# 1ダイオキシン類 分策

## (1)概要

ダイオキシン類は、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、ダイオキシン類による環境の汚染の防止やその除去等を行うため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」(以下「ダイオキシン法」という。)が平成11年7月16日に公布され、平成12年1月15日に施行された。

このため、ダイオキシン法に基づく常時監視に係る環境調査を平成12年度から本格的に実施するとともに、ダイオキシン法に基づく工場・事業場に対する指導・監視を行う等ダイオキシン法の円滑な運用に努めた。

# (2)環境調査

### 環境基準

ダイオキシン法に基づき、ダイオキシン類による 大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の 健康を保護する上で維持されることが望ましい基準 が次のとおり定められている。

表4 - 1:ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係 る環境基準

媒	体	基準値	備考
大	気	0.6pg - TEQ/m³以下	平成12年1月15日から適用
水 (水底の底質を	質 :除く。)	1pg - TEQ / ℓ以下	平成12年1月15日から適用
水底の原	質	150pg - TEQ/g以下	平成14年9月1日から適用
土	壌	1,000pg - TEQ/g以下	平成12年1月15日から適用

- 備考1)基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ・パラ・ジオ キシン (2,3,7,8-TCDD) の毒性に換算した値で ある。
  - 2)1pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムである。
  - 3) TEQはダイオキシン類の毒性を評価する単位。 ダイオキシン類は種類によって毒性が大きく異 なるので、ダイオキシン類の中で最も毒性が強い 2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン 類の毒性の強さを換算して評価したものである。
  - 4) 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、 年間平均値である。

## 環境調査結果

ダイオキシン法に基づき、環境中におけるダイオキシン類による汚染状況の調査を、県、岡山市、倉敷市、国土交通省及び環境省が分担して実施した。 調査主体別の調査地点数 調査結果の概要及び調

調査主体別の調査地点数、調査結果の概要及び調査結果の評価は、次のとおりである。

(詳細データを資料編に掲載)

表4-2:調査主体別の調査地点数

	調 査 地 点 数							
環境媒体	岡山県	岡山市	倉敷市	国 土 交通省	環境省	計		
大 気	9	2	-	-	1	12		
公共用水域水質	43	18	4	4	-	69		
公共用水域底質	32	18	4	4	-	58		
地下水質	40	6	-	-	-	46		
土 壌	40	12	-	-	-	52		

表4-3:調査結果の概要

環境媒体	調 査 地点数	平均值	濃度範囲 環境基準		単 位			
大 気	12	0.088	0.032	~	0.21	0.6	以下	pg-TEQ/m³
公共用水域水質	69	0.16	0.066	~	1.1	1	以下	pg-TEQ/ $\ell$
公共用水域底質	58	8.8	0.072	~ 13	30	150	以下	pg-TEQ/g
地下水質	46	0.070	0.051	~	0.15	1	以下	pg-TEQ/ $\ell$
土 壌	52	0.41	0	~	9.5	1,000	以下	pg-TEQ/g

備考 1) 濃度範囲は、大気は年4回の調査結果の平均値、その他の媒体は年1回の調査結果である。 2) 底質の環境基準は平成14年9月1日から適用された。

表4-4:調査結果の評価

環境媒体	評 価
大 気	調査地点12地点すべてにおいて環境基準を達成した。
公 共 用水域水質	調査地点69地点中68地点で環境基準を達成した。 環境基準を達成しなかった調査地点については、今後とも 引き続き環境調査を実施する。
公 共 用水域底質	調査地点58地点すべてにおいて、平成14年9月1日から適用 された環境基準を達成していた。
地下水質	調査地点46地点すべてにおいて環境基準を達成した。
土 壌	調査地点52地点すべてにおいて環境基準を達成した。

倉敷川水域ダイオキシン類汚染事象対策

環境省が、平成10~11年度に実施した水質調査で、 倉敷川水域において、水質で環境基準を超過するダイオキシン類が検出されるとともに、底質で比較的 高い濃度のダイオキシン類が検出された。

このため、県では、岡山市及び倉敷市と連携し、 平成13年度に学識経験者による専門委員会を設置 し、既存の調査結果の解析や追加調査等を行った。 (追跡調査結果を資料編に掲載)

## (3)発生源対策

特定施設等の設置状況

ダイオキシン法の規制対象となる特定施設を設置 する事業者は、届け出を行う必要があるが、届け出 がなされた平成13年度末の特定施設等の状況は、次 のとおりである。

表4-5:特定施設等の設置状況

	൛	区分		4	寺定施設数	<b>女</b>
		л	所数	新 設	既設	新設+既設
大気量	アルミニウ	ム合金製造施設	1	0	4	4
<b>大気基準適用施設</b>	廃棄物	匆 焼 却 炉	167	11	200	211
施設	小	計	168	11	204	215
水質	廃棄物焼去	<b>卩炉に係る施設</b>	28	2	38	40
水質基準対象施設	下水道終	未処理施設	1	0	1	1
施設	小	計	29	2	39	41
	合	計	169	13	243	256

- 備考1)「新設」とは、平成12年1月15日以降に設置される施設をいい、「既設」とは、ダイオキシン法の施行日である平成12年1月15日時点で既に設置されている施設をいう。
  - 2)「事業所数」は、1事業所で複数の種類の特定施設を設置しているものがあるため、小計及び合計が一致しない。
  - 3)岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。

### 監視・指導

ダイオキシン法に基づき、特定施設を設置する工場又は事業場の立入検査を実施し、特定施設の設置及び使用の状況、発生ガス及び汚水等の処理状況等を確認するとともに、ダイオキシン類に係る自主測定結果を確認する等、特定施設及び処理施設の適正な管理及び運転、排出ガス及び排出水に係る排出基準の遵守等について指導した。

なお、立入検査の結果、排出基準の不適合等不適

正な実態が確認された場合には、その原因について 事情を聴取するとともに、原因の究明及び改善対策 の報告を求めた上で、改善後の状況を確認する等、 厳正な指導を行っている。

表4-6:立入検査の実施件数(平成13年度)

	X		分		事業所数	特定施設数
大気量	アルミニ	ウム台	金製造店	色設	1	4
<b>大気基準適用施設水質基準対象施設</b>	廃 棄	物	焼却	炉	148	193
用施設		計		149	197	
水質量	廃棄物	焼 却 炉	に係る旅	色設	18	23
準対	下水道	[終末	処理施	設	3	3
家施設		計			21	26
	合		計		165	223

- 備考1)「事業所数」は、1事業所で複数の種類の特定施設を設置しているものがあり、当該事業所への立入により複数の種類の特定施設について検査を実施する場合があるため、小計及び合計が一致しない。
  - 2)岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。

ダイオキシン法においては、特定施設の設置者は、 ダイオキシン類に係る自主測定を実施し、その結果 を県に報告することとされ、さらに県は、その結果 を公表することとされていることから、当該測定の 実施及び結果の報告について、各種届出時、立入検 査時等あらゆる機会において指導を行うとともに、 文書による啓発を行う等、徹底を行った。

# 2 有害大気汚染物質対策

## (1)概要

大気汚染防止法が平成8年5月に改正され、有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握することが地方自治体の責務とされた(平成9年4月1日施行)。また、平成9年1月、大気汚染防止法に基づき、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを指定物質(有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質)に指定し、指定物質排出施設を定めるとともに、同年2月には指定物質抑制基準及び環境基本法第16条に基づく環境基準が設定された。(ベンゼン:0.003mg/m³以下、トリクロロエチレン:0.2mg/m³以下、テトラクロロエチレン:0.2mg/m³以下、テトラクロロエチレン:0.2mg/m³以下)

なお、平成13年4月にはジクロロメタンに係る環境基準 (0.15mg/m³以下) が設定された。

# (2)環境調査

岡山県内の有害大気汚染物質による大気の汚染状

況を把握するため、岡山市及び倉敷市と連携して県下13地点においてアクリロニトリル、ベンゼン等19 物質を対象に環境調査を実施した。

その結果、ジクロロメタン、トリクロロエチレン 及びテトラクロロエチレンについては、年12回測定 を実施した8地点すべてにおいて環境基準を達成し た。(年4回又は年7回測定を実施した他の5地点にお いても、環境基準を超えなかった。)

一方、ベンゼンについては、年12回測定を実施した8地点中7地点で環境基準を達成したが、松江大気測定局(倉敷市)において依然として環境基準を達成しなかった。(年4回又は年7回測定を実施した他の5地点では、2地点で環境基準を超過した。)

(詳細データを資料編に掲載)

# (3)発生源対策

有害大気汚染物質を排出する企業に対し排出抑制 対策の実施について指導を行うとともに、ベンゼン 等指定物質に係る排出抑制基準の遵守について指導 を行った。

特に、ペンゼンについては、松江大気測定局にお

いて環境基準を大幅に超過していることから、倉敷 市水島地区においてベンゼン排出施設を設置する事 業所に対し指導を行うとともに、当該事業所により 組織する団体(任意団体)と情報交換を行う等、一 層の排出抑制対策の推進を図った。

また、倉敷市水島地区においてベンゼン排出施設 を設置する事業所を対象として、当該事業所の協力 を得て、ベンゼン排出施設の排出口及び敷地境界に おけるベンゼン実測調査を実施した。

(ベンゼン実測調査結果を資料編に掲載)

なお、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により、地域を指定し、ベンゼンの製造・使用を行う事業者に対して、排出施設設置の届出、削減計画の作成、排出抑制対策の実施などの措置を講じさせることとした。(平成14年10月1日施行)

# 3 特定化学物質対策

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)は、平成11年7月に公布され、化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置(MSDS制度)については、平成13年1月から施行されており、化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置(PRTR()制度)については、平成14年4月から本格施行されることから、PRTR法の概要等を記載した小冊子を作成・配布し、普及啓発を図った。

また、平成13年度は、環境省の委託を受けて、 PRTRパイロット事業を行った。この事業は、法律 に基づくPRTR制度の円滑な導入に向けて、届出方 法、集計作業及び各種支援施策等の課題を明らかに して、その準備に資するとともに、PRTRの試行を通じて更なる普及啓発を行うため、県下の9地方振興局において各1市町(玉野市、備前市、総社市、笠岡市、高梁市、新見市、落合町、津山市及び勝央町)を対象地域とし、できる限り法律に基づくPRTRに近い形で実施した。調査票は455事業所に発送し、52%に当たる238事業所から回答があり、その37%に当たる89事業所から82種類の第一種指定化学物質について、排出量・移動量の報告があった。排出量の多い上位5物質は、キシレン、トルエン、エチレングリコール、クロロエタン、ジクロロメタンであった。

# 4環境ホルモン 調査

近年、化学物質等の使用の増大に伴って、環境ホルモンの疑いがある化学物質が水環境中から検出されていることから、これらの化学物質の公共用水域における存在状況を把握するため、平成11年度から環境調査を実施している。

平成13年度は、21物質(群)を対象に、20地点 (河川16地点、湖沼1地点、海域3地点)で、調査を 実施した。

水質調査ではフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等7物質が、底質調査ではPCB等13物質が検出された。

化学物質による内分泌攪乱作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、全国調査結果の範囲内であった。

なお、環境省が、魚類に対する内分泌攪乱作用を確認しているノニルフェノール及び4・オクチルフェノールについては、今回の調査結果は、いずれも、魚類への内分泌攪乱作用がないとされている水質濃度(ノニルフェノール: 0.608 µ g/ℓ以下、4・オクチルフェノール: 0.992 µ g/ℓ以下)であった。

また、県では、平成13年度に整備を行った超微量 化学物質分析施設の活用等による調査体制の充実や 調査の継続によりデータの蓄積を図るとともに、新 たな知見の収集に努め、対応を検討していくことと しているが、他の地点と比較して検出物質数が多く 検出濃度もやや高い傾向にある笹ヶ瀬橋について は、今後、上流に調査地点を追加し詳細に調査する 予定である。

(詳細データを資料編に掲載)

資料編巻末に、環境省による平成13年度環境ホル モン実態調査の結果概要を掲載した。

# 5 化学物質環境調査

化学物質による環境汚染を未然に防止するための 基礎資料を得るため、昭和51年度から国の委託を受けて、環境中における化学物質の濃度レベルの把握 及び分析法の開発等の調査を実施している。

平成13年度は、トリプチルスズ化合物等26種類の 化学物質について水島沖の海域の水質、底質及び魚 類における残留状況、蓄積状況等の調査を実施するとともに、ポリ塩化ターフェニルのGC/MS分析法等の開発調査を実施した。

なお、調査結果については、国において取りまとめている。

# 第5章 騒音・振動

1 騒音・振動の状況 2 工場・事業場の騒音・振動対策

3 交通騒音・振動対策

# 1騒音・振動の状況

騒音や振動は、悪臭と同様に「感覚公害」といわれ、物的被害を生ずることはまれで、多くの場合は心理的、精神的な影響が主体となっており、その影響範囲も発生源の近隣地域となっている。特に騒音については、工場騒音からピアノ、ペットなどの近隣騒音()まで、その発生源も多種多様である。

平成13年度、市町村によせられた苦情は、騒音に係るものが101件、振動に係るものが39件であり、発生源の内訳は、図5-1及び図5-2のとおりで、騒音、振動とも、工場・事業場、建設作業、道路交通に関するものが主体となっている。

また、「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度」が 平成12年3月に改正されたのに伴い指定地域の区域 区分等の変更を行い平成12年4月から施行している。

(環境基準等を資料編に掲載)

# (1)一般環境騒音の状況

騒音規制法・振動規制法では、市町村長は規制地域内の騒音・振動の大きさを測定することとされている。また、市町村長は、規制地域内において、一定の限度(要請限度())を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合は、県公安委員会に対し道路交通規制の要請や、道路管理者

に対し道路構造の改善等の意見を述べることなどが できるとされている。

平成13年度の一般地域における環境騒音の測定結果は、図5 - 3のとおりである。すべての時間帯で環境基準が達成されている割合は60.7%であった。

道路に面する地域の騒音測定結果は、図5 - 4のとおりである。すべての時間帯で環境基準が達成されている割合は45.7%であった。

また、要請限度の測定結果は、騒音については3 件、振動については19件測定されたがどちらも超過 していなかった。

(測定結果を資料編に掲載)

# (2)新幹線鉄道騒音 の状況

新幹線鉄道では、騒音については環境基準が定められており、振動については新幹線鉄道振動指針値 (70デシベル) が設けられている。

平成13年度の測定結果では、騒音については9か 所で環境基準を超えており、振動についてはすべて 指針値以下であった。

在来線鉄道については、平成7年12月、新設又は 大規模改良に際して騒音対策の指針が示されてい る。瀬戸大橋の列車騒音については、倉敷市が監視 測定を行っているが、平成13年度の結果では努力目標 (80dB)以下であった。

(測定結果を資料編に掲載)

# (3) 航空機騒音の状況

## 岡山空港周辺地域に環境基準の類型あてはめを行

図5-1:騒音苦情の状況

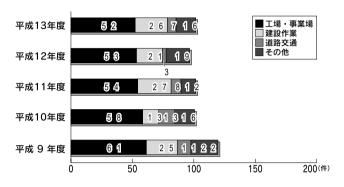


図5-2:振動苦情の状況

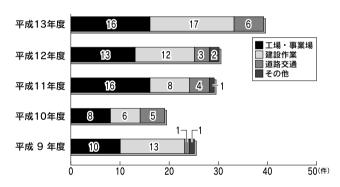
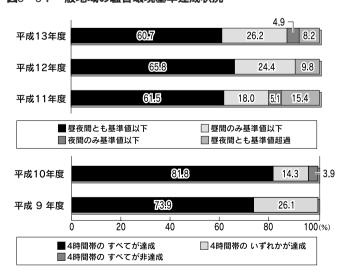


図5-3:一般地域の騒音環境基準達成状況



#### っている。

空港の東側及び西側に設定した測定点における環境基準達成状況は図5 - 5のとおりであり、環境基準は達成維持されている。

(測定結果を資料編に掲載)

図5-4:道路に面する地域の騒音環境基準達成状況

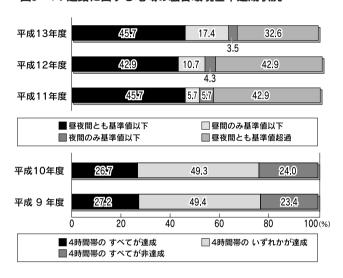
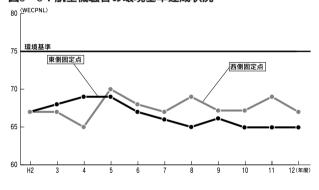


図5-5: 航空機騒音の環境基準達成状況



# 2 工場・事業場の騒音・振動対策

## 規制地域の指定

騒音規制法、振動規制法により、知事が指定する 地域(規制地域)において特定施設を設置する工 場・事業場に対し、騒音、振動の規制基準が設けら れている。

現在の規制地域は、騒音が48市町村、振動が46市町村である。また、平成13年度末での規制対象工場・事業場数は、騒音関係が2,936 (特定施設数26,135) 振動関係が1,916 (特定施設数18,009)である。

建設作業については、規制地域において施工される特定建設作業に対し、改善基準が定められている。 平成13年度に届出のあった特定建設作業は、騒音関係が369件、振動関係が170件であった。

(規制地域等を資料編に掲載)

#### 立入検査等

工場・事業場や建設作業に対する立入検査などの 規制業務は、騒音規制法及び振動規制法に基づき、 規制地域を管轄する市町村の自治事務になっている。 市町村長は、工場・事業場から発生する騒音、振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告などの措置をすることができるとされている。平成13年度の立入検査は、騒音関係が43件、振動関係が16件であり、改善勧告などの法的措置はなかった。

また、建設作業に伴う騒音・振動についても、工場・事業場と同様な規制が設けられている。平成13年度の立入検査は、騒音関係が24件、振動関係が17件であり、改善勧告などの法的措置はなかった。

### 研修会の開催

騒音、振動をはじめとして複雑多様化している生活環境問題に第一義的に対処している市町村職員及び県の窓口である振興局職員を対象に、「環境対策研修会」を開催し、生活公害に関する専門知識の研修を行っている。

平成13年度は、前期に法規制及び苦情処理、後期に法規制及び県条例の概要と実務の説明を中心とした研修会を開催した。

# 3 交通騒音・振動対策

# (1)道路交通騒音・振動

#### 自動車騒音の常時監視

騒音規制法では、自動車騒音の常時監視(環境基準)については、県知事(中核市の長)が測定することとされている。

平成13年度は、環境基準の達成状況を把握するため46地点で測定を行った。

### 関係者への要請等

騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域における自動車騒音及び道路交通振動について、市町村長は、一定の限度(要請限度)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、県公安委員会に対し交通規制、道路管理者に対し道路構造の改善の要請等ができるとされている。

平成13年度は、騒音について3件、振動について 19件の測定を行っているが、いずれも道路管理者及 び県公安委員会に対する要請等はなかった。

## (2)新幹線鉄道騒音・振動等

新幹線鉄道騒音・振動については、沿線市町とと もに、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」及び「環 境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策指針値」 の達成状況の調査を行っている。

平成13年度は、県が5地点、岡山市が2地点、倉敷市が2地点の計9地点で測定を行い、環境基準を超過する地点について、JR西日本に対し適切な対策を講ずるよう要請した。

なお、昭和63年に開業した瀬戸大橋の列車騒音に ついては、JR四国が騒音の自主管理徹底、騒音低 減化の開発等の対策を推進していくこととしている ことから、これらの対策の実施及び努力目標(橋梁 部80dB)の遵守状況を確認するため、倉敷市が監 視測定を行っている。

## (3) 航空機騒音

航空機騒音については、岡山空港周辺地域において、「航空機騒音に係る環境基準」の達成状況等の調査を行っている。

平成13年度は、あてはめ地域内の2地点及びあてはめ地域周辺の3地点において測定調査を行った。

# 第6章 廃棄物・リサイクル

1 循環型社会の構築

2 一般廃棄物の状況と対策

3 産業廃棄物の状況と対策

# 1 循環型社会の構築

大量生産、大量消費といった使い捨てのライフスタイルが定着し、ごみの処理量は年々増加するとともに質的にも多様化してきている。一方、最終処分場等の廃棄物処理施設は地域住民の理解が得られにくく、その建設が困難となってきている。

この結果、ごみ処理コストの高騰や不法投棄の増加など、廃棄物対策は大きな社会問題となっており、この問題を抜本的に解決するためには、従来のごみ処理中心の対策から、生産、流通、消費、処理といったそれぞれの段階での発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を行う循環型社会を構築することが不可欠となっている。

こうした中、国においては、循環型社会形成推進 基本法をはじめとして、各種リサイクル関連法を整 備してきている。

本県としても、このような中で循環型社会の構築 を具体的に早期に実現するため、岡山県循環型社会 形成推進条例を制定した。(平成14年4月1日施行 (一部平成14年10月1日施行))

この条例では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位、県民、事業者、県の役割や岡山県エコ製品の認定など県として具体的に取り組む施策などを定めている。

条例の概要は90ページ参照

## (1)リサイクル運動の推進

ごみの発生抑制やリサイクル活動は、行政だけでなく事業者、県民が一体となって推進する必要がある。平成6年度に策定した「リサイクル推進行動計画」に基づき、地域に根ざした組織づくりを進めるとともに、「エコフェスタおかやま」の開催などのPR活動を実施し、全県的なリサイクル推進運動を展開している。さらに、平成11年3月に設置した「ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」において、減量化・リサイクルの一層の促進を図る事業を実施している。(第1章、1、(2)参照)

# (2)各種リサイクル法の推進

容器包装リサイクル法()の推進

平成7年6月16日に「容器包装に係る分別収集及び 再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイク ル法)」が公布、平成9年4月1日から本格施行され、 平成12年4月1日からは、完全施行されている。

この法律は、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力、市町村が収集、事業者が再

商品化(リサイクル)を実施し、それぞれの責任分担に基づき、リサイクルを推進するものである。

県としては、市町村が作成した第2期の計画(平成 12年度~16年度)を取りまとめ、分別収集促進計画 を策定し、市町村における体制整備等を指導している。 (分別収集データを資料編に掲載)

## 家電リサイクル法の推進

平成10年6月5日に「特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)」が公布、平成13年4月1日から 施行されている。

この法律は、家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫及び洗濯機の家電4品目について、消費者(排出者)には廃棄の際に収集運搬料金とリサイクル料金の支払い、小売業者には引き取り、製造業者等(製造業者、輸入業者)には再商品化等(リサイクル)を義務付けており、それぞれの役割分担に基づき、廃家電のリサイクルを推進するものです。

この法律の運用は経済産業局が行っているところであり、県としては、パンフレットの配布等により 県民へ制度の周知徹底を図るとともに、市町村に対して廃家電の不法投棄対策等について指導している。

## 建設リサイクル法の推進

建築物等の分別解体と解体物等のリサイクルを促進するため、平成12年5月31日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」が公布され、平成14年5月30日から全面施行された。

県は、平成14年3月に「岡山県における特定建設 資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再 資源化等の促進等の実施に関する指針」を策定し、 平成22年度の再資源化等率の目標を、コンクリート 塊100%、建設発生木材95%、アスファルト・コン クリート塊100%と定めた。

### 自動車リサイクル法の推進

全国的に最終処分場の残存容量が逼迫している中で、使用済自動車の処理過程で発生するシュレッダーダストの処分費用が高騰し、従来、有価物として流れていた使用済自動車の逆有償化現象が起こり、不法投棄等不適正処理が増加する懸念が生じていることなどから、国は、使用済自動車から発生する廃棄物のリサイクルシステムを構築することを目的として、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」を平成14年7月12日公布した。平成16年末までに施行される予定。

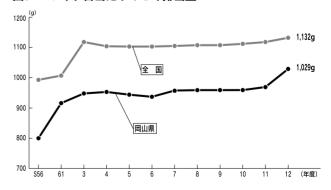
# 2 一般廃棄物 の状況と対策

# (1)一般廃棄物の状況

ごみの排出量は平成3年度以降ほぼ横ばいの状態であったが、平成12年度は前年度比でわずかに増加している。

また、埋立処分量は漸減傾向が持続していたが、 平成12年度は前年度比でわずかに増加している。一 方資源化量は、順調に漸増傾向が続いていることか ら、市町村のリサイクルに対する取り組みが進んで いるものと考えられる。

図6-1:1人1日当たりのごみ排出量



## ごみ処理の状況

ごみ処理の方法は、直接焼却、直接埋立、資源化 等及び自家処理に大別できる。

平成12年度の総排出量の内、市町村による処理が

99.6%、自家処理が0.4%となっている。市町村処理 の内訳は、直接焼却が79.1%(1,591t/日)、直接埋 立が8.8%(178t/日)、資源化等が12.1%(243t/日) となっている。

(詳細データを資料編に掲載)

表6-1:ごみ排出量及び処理状況

		_	年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
区分	<del>े</del>												
総	人	П	(人)	1,940,669	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970	1,963,178
総	排 出	■ (	(t/日)	1,840	1,853	1,837	1,828	1,871	1,914	1,887	1,886	1,903	2,021
市	町村処理		(t/日)	1,757	1,756	1,750	1,755	1,783	1,826	1,826	1,860	1,886	2,012
	直接烷	; 却 (	(t/日)	1,328	1,320	1,320	1,342	1,401	1,442	1,450	1,484	1,530	1,591
	資源化	等(	(t/日)	160	161	167	162	184	194	208	204	208	243
	直接埋	立	(t/日)	269	275	263	251	198	190	168	172	148	178
自	家 処 理	<b>=</b>	(t/日)	83	97	87	73	88	88	61	26	17	9
資	源化	■ (	(t/日)	44	49	69	69	88	100	124	139	150	178
集	団回収	■ (	(t/日)			115	119	128	138	147	153	161	167
焼	却	<b>=</b>	(t/日)	1,357	1,345	1,347	1,369	1,422	1,463	1,469	1,501	1,548	1,615
最	終処分	<b>=</b>	(t/日)	577	567	547	535	475	463	428	416	389	434

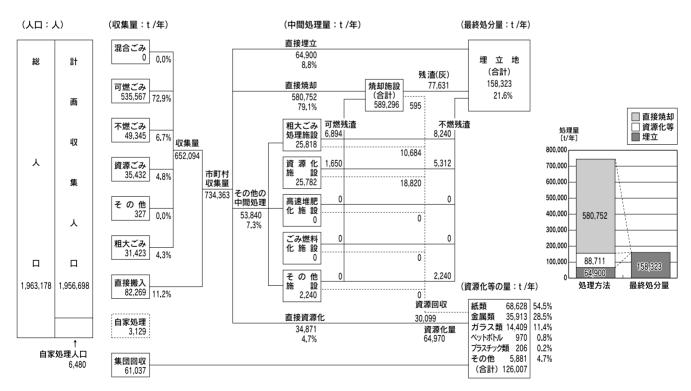
資源化等は、焼却以外の粗大ごみ処理施設や資源化施設での中間処理等をいう

資源化量は、市町村が資源化施設で資源化する量であり、一方集団回収量は、住民団体等が自ら回収する資源の量をいう。

焼却量は、直接焼却量及び中間処理残さの焼却量をいう

最終処分量は、直接埋立量並びに焼却残さ及び中間処理残さの埋立量をいう

#### 図6-2:岡山県におけるごみ処理フローシート(平成12年度)



- ●ごみ処理費 21,256,245 [千円/年] (建設改良費を除く)
- 1 人 1 ケ月当たりの 902 [円/月・人] 処理単価 (計画収集人口ベース)
- ●1人1日当たりの排出量 1,029 [g/日・人] (市町村処理量+自家処理量)
- ●ごみ1t当たりの処理単価
- 28,822 [円/t] ●減容処理率 91.2 [%]
- ●減谷処理率 91.2 [/o] (直接埋立以外の処理量/市町村処理量)
- ●リサイクル率 15.9%

(資源化等の量/市町村処理量+集団回収量)

| 126,007 | : 資源化等の量=中間処理による資源回収+直接資源化+集団回収量

## ごみ処理施設の状況

焼却施設は平成13年度末では34施設あり合計処理 能力は3,094t/日、粗大ごみ処理施設は10施設が稼 働中で合計処理能力は304t/日となっている。

また、再生利用施設として、リサイクルセンターが3施設、リサイクルプラザが4施設稼働中で、合計処理能力は141.6t/日となっている。

最終処分地施設は平成13年度末には39か所が稼働 しており、合計埋立面積は469,857m<sup>2</sup>、合計埋立容 量は2.966.699m<sup>3</sup>となっている。

また、平成12年度末の残存容量は約107万m³で、 今後、新たな最終処分場が整備されないと仮定すれば約6年で満杯となることが予想される。

(施設一覧を資料編に掲載)

### リサイクルの推進状況

廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、今後の循 環型社会形成に向けた廃棄物、リサイクル対策に関 する行政の基本的方向を定めた「岡山県廃棄物処理 計画」を平成13年度に策定している。この計画では、 最終年度である平成17年度にはリサイクル率を 25.5%としている。

なお、リサイクル率とは、市町村で資源化された量(64,970t)と町内会などの集団回収で資源化された量(61,037t)の合計(126,007t)を市町村処理量と集団回収量の合計(795,400t)で割った値(15.9%)である。

また、平成12年度末現在、資源ごみの分別収集は 72市町村で実施されている。

#### し尿の処理状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理方法は、し尿処理施設、 下水道施設に大別される。

平成12年度の総排出量の内97.3% (823千kℓ)が 市町村で処理されており、自家処理が2.7% (22千kℓ)となっている。市町村処理の内訳は、し尿処理施設での処理が89.8% (740千kℓ) 下水道施設が 9.1 (75千kℓ) その他が1.1%(9千kℓ)となっている。

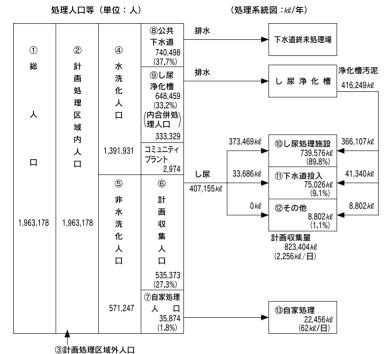
表6-2:リサイクル率の推移

区 分	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	<b>平成</b> 12 <b>年度</b>
リサイクル率(%	10.0	11.5	12.3	13.7	14.5	15.2	15.9

表6-3:分別収集の状況(平成12年度末)

X	分	市町村数	市町村名
17種:	分別	1	早島町
16種:	分別	1	矢掛町
15種:	分別	1	里庄町
14 <b>種</b> :	分別	1	倉敷市
13種:	分別	2	船穂町、笠岡市
12 <b>種</b> :	分別	7	玉野市、長船町、井原市、哲多町、勝央町、奈義町、勝北町
11種:	分別	3	岡山市、大佐町、落合町
10種:	分別	3	山陽町、総社市、哲西町
9種:	分別	9	牛窓町、山手村、清音村、真備町、寄島町、久世町、美甘村、新庄村、津山市
8種:	分別	1	芳井町
7種:	分別	16	邑久町、赤坂町、吉井町、吉永町、佐伯町、和気町、金光町、鴨方町、高梁市、有漢町、 北房町、賀陽町、成羽町、川上町、備中町、旭町
6種:	分別	6	御津町、瀬戸町、美星町、勝山町、加茂町、中央町
5種:	分別	14	建部町、加茂川町、灘崎町、備前市、新見市、神郷町、富村、奥津町、上斎原村、阿波村、 鏡野町、久米南町、久米町、柵原町
4種:	分別	2	熊山町、日生町
3種:	分別	11	湯原町、川上村、八束村、中和村、勝田町、大原町、東粟倉村、西粟倉村、美作町、作東町、 英田町
計	t	78	

## 図6-3:岡山県におけるし尿処理の状況(平成12年度実績)



●し尿処理単価 し尿処理費 (建設改良費を除く) 5,349,999 千円 し尿処理量 407,155 ke/年 し尿浄化槽、コミュニティブラント 及び計画収集人口 1,186,806 人 1ke当たりの処理費 7,234 円/ke年 一人当たりの処理費

平成13年度末現在で稼働中のし尿処理施設は、22 施設となっている。

し尿・浄化槽汚泥の排出量は、下水道の整備が年々進む一方、合併処理浄化槽の設置に伴う汚泥が増加しているため、収集処理量は横ばいである。なお、平成12年度におけるし尿の排出量は407千kℓで、1人1日当たりの排出量は2.1ℓである。

(詳細データを資料編に掲載)

#### 浄化槽の状況

浄化槽の設置基数は、平成13年度末現在で約20万 9千基である。内訳は、単独処理浄化槽が約67%で、 し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽 が約33%となっている。

平成13年度に新設された約7千基の浄化槽は、浄 化槽法の改正により、すべて合併処理浄化槽である。

また、平成13年度末における生活雑排水の処理人 口率 (汚水衛生処理率)は、下水道が41.2%、農業 集落排水処理施設が1.7%、合併処理浄化槽等が 16.2%となっている。

# (2)一般廃棄物の適正処理対策

近年の生活水準の向上などにより、廃棄物の質の

多様化は著しいものがあり、施設整備及び能率アップの必要性が高まっている。加えて、昭和50年代に施設整備を行った施設が更新時期を迎えている。

このため、市町村が能率的な清掃事業の実施に努めるよう指導するとともに、一般廃棄物の適正な処理が行えるよう指導している。また、一般廃棄物の減量を図るため、住民の自主的な活動を推進している。

さらに、平成9年度に策定した「岡山県ごみ処理 広域化計画」に基づき、市町村の「一般廃棄物処理 計画」を見直し、計画的な施設整備を行うよう指導 している。

また、平成9年6月に改正された廃棄物処理法等の 遵守及び平成9年1月に国が示した「ごみ処理に係る ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿った 対策や、平成10年3月に指摘された不適正処分場の 適正閉鎖と新たな処分場の確保等の対策を徹底する よう指導している。

(ダイオキシン類測定結果を資料編に掲載)

#### 一般廃棄物処理施設の立入検査

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を指導する ため、平成13年度は、ごみ処理施設123件、再生利用 施設9件、し尿処理施設31件、埋立処分施設80件の立 入検査を実施した。

表6-4: 浄化槽の設置状況

年 度	10	11	12	13
単独処理浄化槽	147,853	145,703	143,373	141,001
合併処理浄化槽	47,649	54,867	62,230	68,494
計	195,502	200,570	205,603	209,495

表6-5: 浄化槽法定検査結果

区分	7条検査	適	Œ	おおむ	ね適正	不 適 正		
年度	11条検査	件	%	件	%	件	%	
44	9,019	6,769	75.1	2,062	22.9	188	2.0	
11	153,520	99,048	64.5	52,115	33.9	2,357	1.6	
40	8,679	6,247	72.0	2,309	26.6	123	1.4	
12	154,789	101,477	65.6	50,668	32.7	2,644	1.7	
13	8,180	5,925	72.4	2,047	25.0	208	2.6	
	155,699	103,677	66.6	47,299	30.4	4,723	3.0	

### 浄化槽の適正な設置と管理

浄化槽の機能を維持するためには、適正な設置と 定期的な保守点検が必要である。

平成13年度末における浄化槽保守点検業者等は、 浄化槽工事業者が671業者、浄化槽保守点検業者が 40業者(資料編参照)、浄化槽清掃業者が41業者と なっており、これらの業者を対象に、「浄化槽法」、 「浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例」等関 係法令の周知徹底及び技術指導を行っている。

また、浄化槽法に基づく知事指定検査機関として、 (社)岡山環境検査センター、(社)倉敷環境検査センター及び(財)岡山県健康づくり財団の3機関を指定し、水質検査を実施している。平成13年度では、7条検査は100%、11条検査は約78%の実施率となっており、検査結果に基づく改善指導を行っている。

また、法定検査で不適と判定された浄化槽及び新設浄化槽を対象に、適正な管理や使用方法を指導するための立入検査や設置者教育を実施している。平成13年度は、478基の浄化槽の立入検査を実施するとともに、浄化槽設置者講習会を2回(延べ参加者292人)実施した。

(業者の登録状況を資料編に掲載)

### 合併処理浄化槽設置促進事業

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化 槽は、今や、下水道や農業集落排水処理施設とともに、 市町村における生活雑排水対策の柱となっている。

このため、環境省においては、昭和62年度から合併処理浄化槽の設置に対する国庫補助制度(合併処理浄化槽設置整備事業)を創設し、その普及を図っている。また、本県においても、昭和63年度に国に準じて補助金を交付する制度を創設しており、現在までに47,529基に対して補助を行っている。さらに、哲西町及び神郷町において、特定地域生活排水処理事業を取り組み、市町村自らが設置者となり面的な整備を図っている。

表6-6:補助事業の実施状況

(単位:千円)

年 度	市町村数	設置 数	総事業費	国 庫補助金	県 費補助金
S62 ~ H10	65	32,541	25,646,638	6,899,523	6,689,920
11	62	5,027	3,252,131 773,0		663,350
12	61	5,269	2,862,247	723,251	621,773
13	13 61		2,084,655	634,745	552,468
合 計		47,529	33,845,671	9,030,547	8,527,511

# 3 産業廃棄物 の状況と対策

## (1)産業廃棄物の状況

社会経済の発展に伴い、事業活動により排出される産業廃棄物の発生量が増大し、質的にも多様化している。平成13年度実施した「平成9年度実績のフォローアップ調査」によると、平成12年度の県内総発生量は、1,173万トン/年で、前回調査の平成9年度の総発生量に比べると67万トン/年(6.0%)の増加となっているが、産業廃棄物の資源化が進み、最終処分量は101万トン/年で、前回調査に比較し、49万トン(33%)の減少となっている。(関係データを資料編に掲載)

このことは、排出事業者の適正処理意識の高揚や 処理・リサイクル技術が着実に進展していることを 意味するものであるが、一方依然として不法投棄や 野焼きなどの不適正処理も多くみられる。また、廃 棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の 処理施設は、住民の不安や不信感の高まりを背景と して、確保がますます困難となっているとともに、 適正処理が困難な産業廃棄物の増大、産業廃棄物の 広域的な移動などの問題が生じてきているなど、産 業廃棄物を取り巻く状況はきわめて深刻である。

#### 産業廃棄物処理業の許可等

産業廃棄物の処理は、排出者が自ら実施することが原則であるが、自ら実施できない場合には、産業廃棄物処理業の許可を得た業者に委託することができる。これら産業廃棄物処理業者の許可に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき厳正な審査を行っている。

平成14年3月末の許可状況は表6 - 7のとおりである。

### 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、知事の設置許可を受けている産業廃棄物処理施設は、表6-8のとおりである。

なお、平成10年6月に施行された改正法においては、産業廃棄物の処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長の意見の聴取等の許可手続が規定されており、この手続を厳正に運用し、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされた施設の設置を進めていく。

### 産業廃棄物の最終(埋立)処分

県内で発生する産業廃棄物の最終(埋立)処分量は、実態調査を実施した昭和58年度で1,660千t、平成4年度で1,880千t、平成9年度で1,498千t、平成12年度1,005千tとなっており、中間処理による減量化・再(生)利用が徐々に進んできているが、なお、一層促進する必要がある。

#### 多量排出事業者の状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、平成13年度から産業(特別管理)廃棄物の多量 排出事業者は、産業(特別管理)廃棄物処理計画を 提出しなければならなくなった。

平成13年度の提出状況は、次のとおりである。

産業廃棄物処理計画	78 <b>件</b>
特別管理産業廃棄物処理計画	25 <b>件</b>

(財)岡山県環境保全事業団の産業廃棄 物処分場

第三セクターとして設立された(財)岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場は、昭和54年に営業を開始して以来24年を迎え、平成13年度末における埋立処分累計は15.807千tとなっている。

また、昭和58年度から平成10年度までは、下水道 汚泥などのコンクリート固化処理、平成11年度から は、下水道汚泥、廃プラスチック類の焼却処理によ る中間処理事業を実施しており、県下の産業廃棄物 適正処理体制の中核的な存在である。

図6-4:産業廃棄物の種類別発生量(平成12年度)

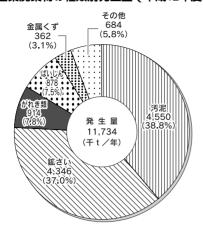


図6-5:産業廃棄物の種類別減量化量(平成12年度)

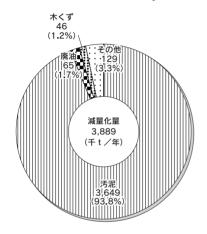


図6-6:産業廃棄物の種類別資源化量(平成12年度)

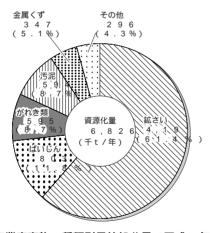


図6-7:産業廃棄物の種類別最終処分量(平成12年度)

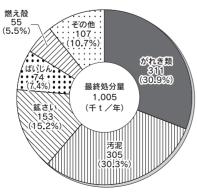


図6-8:産業廃棄物の業種別発生量(平成12年度)

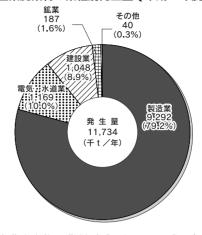


図6-9:産業廃棄物の業種別減量化量(平成12年度)

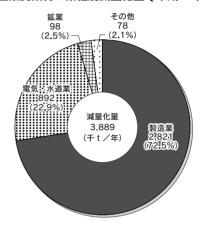


図6-10:産業廃棄物の業種別資源化量(平成12年度)

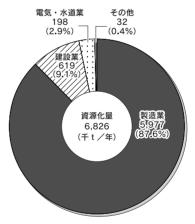


図6-11:産業廃棄物の業種別最終処分量(平成12年度)

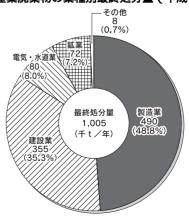


表6-7:産業廃棄物処理業の許可状況

(平成14年3月末現在)

j	産業原	棄物	処理業	の種別	J	許可業者	数
産	収	集	運	搬	業	1,970	(228)
業	処	中	間	処	理	114	<b>(</b> 9)
廃	分	最	終	処	分	9	<b>(</b> 0)
棄物	業	中間	処 理	・最終	処 分	5	(0)
120			計	2,098	(237)		
特別	収	集	運	搬	業	231	<b>(</b> 16)
管理	処	中	閰	処	理	5	(0)
特別管理産業廃棄物	分	最	終	処	分	1	(0)
廃棄	業	中間	処 理	・最終	処 分	-	
物			計			237	<b>(</b> 16)
	総			計		2,335	(253)

(注) 1 ( ) は平成13年度の新規許可件数 2 岡山市、倉敷市内分の許可業者は除く

表6-8:産業廃棄物処理施設の状況

(平成14年3月末現在)

						T-13% 14-		
施設の区分	施	設の	種	類		施	設	数
	汚 泥	の脱	水	施	設		51	
	汚 泥 の 乾 燥 施 設				設		5	
	汚 泥	の焼	却	施	設		2	
	廃油の	油水	分員	誰 施	設		3	
	廃 油	の焼	却	施	設		5	
中間処理施設	廃プラス	チック	類の	皮砕筋	設		9	
	廃プラス	チック	類の	尭却旅	設		11	
	木くず、	がれき	類の	皮砕筋	設		79	
	コンク	リート	固型	化施	設		1	
	産業廃	棄物	の焼	却 施	設		24	
	小			計			190	
	安 定	型	処	分	場		15	
最終処分場	管 理	型	処	分	場		14	
	小			計			29	
合			計	-			219	

# (2)産業廃棄物の適正処理対策

産業廃棄物は、事業者がその処理責任に基づき適 正処理することが原則となっており、あらゆる機会 を通じてこの原則を徹底させるよう努めている。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成14年3月に「岡山県廃棄物処理計画」を策定している。(概要を資料編に掲載)この計画は、広くパブリックコメントを求めたうえ、「岡山県環境審議会廃棄物対策部会」において検討のうえ策定したもの

表6-9:(財)岡山県環境保全事業団の最終処分場の概要

処分場の位置	倉敷市水島川崎1丁目地先
埋立面積	962,580m <sup>2</sup>
埋 立 容量	13,651,000m <sup>3</sup>
埋立廃棄物量	12,691,000m³ (約1,800万t)
埋 立 開 始	<b>昭和</b> 54 <b>年4月</b>
建設費	13,740百万円

表6-10:(財)岡山県環境保全事業団の中間処理及び最終処分の状況

(単位:千t)

年 度	S54 ~ H8	9	10	11	12	13	累計
中 間処理量	339.57	43.69	43.04	52.25	52.05	52.34	582.94
最 終 処分量	14,495	341	356	278	173	164	15,806

(注)四捨五入のため年度計と累計は一致しない

図6-12:廃棄物交換情報制度の流れ



表6-11:廃棄物交換情報制度による紹介・あっせん状況

年 度	紹介・斡旋	取引成立		
S62 ~ H8	87 <b>件</b>	14 <b>件</b>		
9	40 <b>件</b>	5件		
10	24 <b>件</b>	1件		
11	12 <b>件</b>	0件		
12	53 <b>件</b>	0件		
13	27 <b>件</b>	0件		

で、基本的な施策として、 排出事業者処理責任の 徹底・強化、 発生(排出)抑制と再使用・再利用 の推進、 適正処理の推進、 廃棄物処理施設の計 画的な整備の促進を定めており、この施策に沿って 対策を進めている。

## 処理業者の育成・指導

処理業者の産業廃棄物の適正処理に関する認識は 向上してきているが、一部の者による不法投棄や委 託基準違反などの不適正処理の事例もあり、このよ うな行為が産業廃棄物処理に対する住民の不信感を 招いている状況にある。

このため、講習会や立入検査を実施するとともに、 関係業界団体などと協力し、処理業者の適正処理意 識の向上や処理技術の向上を図っていく。

平成13年度において、不法投棄や不適正な保管などを防止するため、産業廃棄物排出事業者301件、処理業者466件、公共団体10件の立入検査を実施し、適正処理について指導した。

### 不法投棄等不適正処理の防止

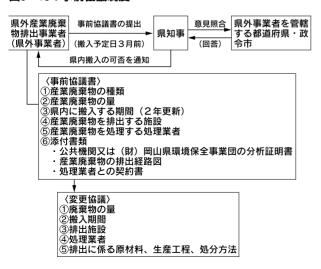
各地方振興局において、市町村等関係者と連携し 監視指導を実施するとともに、知事が委嘱した156 人の「廃棄物適正処理推進員」による環境パトロー ルを行っている。また、陸上からの監視が困難な島 しょ部や山間地においては、小型航空機による空か らの監視を実施し、不法投棄などの不適正処理に対 処している。

平成13年度において、廃棄物適正処理推進員による環境パトロールの出動回数は1,859回で、産業廃棄物17件、一般廃棄物293件、その他18件の計328件の不法投棄等を発見している。また、航空機による上空からの監視を10下旬から11月上旬にかけて4回実施し、不法投棄等を6件発見している。

不法投棄を発見した場合には、地方振興局職員が 発見箇所の調査を行い、違反者に対して撤去等の指 導を行っている。

また、必要に応じて、適正処理に関し専門的な知識及び設備・機材を有している「社団法人岡山県産業廃棄物協会」等の協力を得ている。

図6 - 13:事前協議制度



なお、平成10年12月1日から産業廃棄物管理票(マニフェスド )の使用がすべての産業廃棄物に義務付けられたことから、この制度の運用を厳格に指導した。

### 発生量の抑制と減量化・資源化

平成13年度に実施した「平成9年度実績のフォローアップ調査」によると、平成12年度における産業廃棄物の総発生量は、前回調査の平成9年度に比べ6.0%増加しているが、資源化が進み、最終処分量は33%減少している。

しかしながら、その量は101万トン/年と多量であり、排出事業者に対し、廃棄物発生量の抑制と減量化・資源化に向けた取組をより一層促していく。

また、産業廃棄物の資源化・再利用を促進することを目的として、「廃棄物交換情報制度」を昭和62年度から実施している。この制度は、再生利用できる産業廃棄物を排出する事業所及び利用する事業所の情報を(財)岡山県環境保全事業団(岡山県から委託)が収集し、その情報を提供することにより、産業廃棄物の資源化・再利用を促進するもので、今後一層の活用を促進する必要がある。

#### 産業廃棄物の広域移動の対策

産業廃棄物の県内への搬入については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」(昭和52年岡山県規則第61号)に基づき、県内に持ち込む3か月前までに県外の排出事業者から知事に事前協議を行う制度を設けているとともに、搬入できる期間は2年間としている。

事前協議に当たっては、廃棄物の種類、処理量、 排出施設等を申請させるとともに、公的な測定機関 等による有害物質等の分析証明書を添付させ、安全 性などの確認を行っているところであり、今後とも 厳正な運用を図っていく。

岡山県規則に基づく県外産業廃棄物の事前協議 は、年間300件余りで推移していたが、近年、増加 傾向にある。

年	度	平成7	8	9	10	11	12	13
件	数	301	318	378	371	608	568	798

#### 苦情処理

産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理に関する苦

情件数は次のとおりであり、関係機関と協力し、苦 情の解決に努めている。

主な苦情内容は、不法投棄、野焼き、大気汚染、水質汚濁などである。

年	度	平成7	8	9	10	11	12	13
苦情処	理件数	202	114	241	230	213	286	210

## (3)公共関与産業廃棄物処分場建設 の推進

産業廃棄物の最終処分場は、施設に対する住民の不安などから民間での設置が困難となっている。このため、安全面や環境保全などに万全を期したモデル的な処分場の整備を公共関与で進めていくこととし、その整備場所を現在の(財)岡山県環境保全事業団水島処分場に隣接する泊地とすることを設置検討委員会の検討結果を踏まえて決定した。

平成13年度は、施設整備計画・建設計画の基本事項についての基本構想をとりまとめた。

## (4)焼却施設のダイオキシン対策

ダイオキシン類については、焼却施設からの発生が大部分を占めるといわれている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則の改正(平成9年12月施行)に伴う規制強化に対応し、基準の遵守、ダイオキシン類の測定の実施などについて、焼却炉の設置者に対し強力に指導している。

なお、ダイオキシン類の排出濃度測定については、 平成13年12月1日現在で稼働中の27施設について、 暫定基準値80ng-TEQ/m³を超える施設はなかった。 (測定状況を資料編に掲載)

## (5)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理 対策

平成13年7月15日に施行された「ポリ塩化ピフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、高圧トランス、コンデンサ等ポリ塩化ピフェニル廃棄物を保管している事業者は、その保管状況及びポリ塩化ピフェニル使用機器使用状況について毎年度の届出が義務づけられたが、あらゆる広報媒体を利用して法の周知徹底を図るとともに届出指導を行った。

平成13年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管等届出状況

届出事業場数	295事業場
--------	--------

種類	保 管	使 用	
高圧トランス	29基	8基	
高圧コンデンサ	1,300基	178基	
低圧トランス	4基	0基	
低圧コンデンサ	679 <b>基、</b> 6kg	2基	
照 明 用 安 定 器	5,408 <b>個、</b> 0.28 <b>㎡</b>	2,644個	
ポリ塩化ピフェニル	1,119kg	0kg	
ポリ塩化ピフェニル入油	4,136kg	0kg	
廃 ウ エ ス	10kg	0kg	
その他の廃棄物	2個	9個	

また、これらのポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、平成13年11月1日に環境大臣の認可を受けた「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画」に基づき、環境事業団が北九州市若松区響灘地区に建設する処理施設において、今後処理される予定であるが、それまでの間は排出事業者において、適正に保管することが義務づけられており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正保管等を指導した。

# 第7章 自然環境

1 自然の保護 2 自然公園等の保護と利用 3 緑の環境づくり 4 野生動植物の保護と管理

# 1自然の保護

自然は、清らかな大気や水を与え、生命を育む地球上の生物共有の財産であるとともに、人類生存の基盤であり、健康で文化的な生活に欠くことのできないものである。かけがえのない郷土の自然や生態系を守るため、先人の知恵を受け継ぎつつ、適正な利用を図り、自然との共生を確保しながらそれを後世に引き継いでいくことは、現代に生きる我々の重要な責務といえる。

国においては、平成7年に、生物と共生し、生物 の多様性を確保するという観点から、生物多様性国 家戦略を策定している。

本県では、昭和46年に「岡山県自然保護条例」を制定し、これに基づき昭和47年から「自然保護基本計画」を策定し、自然環境の保全に努めてきたところであるが、自然環境をとりまく諸情勢の変化に対応すべく、新たに10か年計画として、平成13年3月に新しい自然保護基本計画を策定し、「人と自然の共生関係の構築」を目標として自然環境の保全に係る諸施策を推進している。

# (1)県自然環境保全地域等の指定拡 大と整備

岡山県自然保護条例に基づき、優れた自然の地域などを県自然環境保全地域等に指定し、その保護に努めている。

現在までに、「県自然環境保全地域」として、天 然林や野生動物の生息地など優れた自然の地域(面 積10ha以上)を3地域、「環境緑地保護地域」として、都市周辺の良好な生活環境を形成する緑地の地域(面積5ha以上)を2地域、「郷土自然保護地域」 として、自然と一体となって郷土色豊かな風土を形成し、県民に親しまれている地域(面積2ha以上)を37地域、また「郷土記念物」として、樹木及び地質鉱物で、県民に親しまれているもの又は由緒あるものを38件指定している。

(表7-1、図7-1)

県自然環境保全地域などに指定した地域について は、解説板や案内板を設置することとしている。

また、自然公園()や県自然環境保全地域などに 生育する貴重な巨樹・老樹・名木のうち、緊急に保 護対策の必要な樹木に対しては、病害虫予防事業を 実施することとし、事業実施市町村に対し補助を行 っている。 (表7-2)

表7-1:県自然環境保全地域等指定一覧表

(H14.10.31現在)

区分	県自 保 全	然環境 地域	環境緑均	也保護地域	郷土自然	然保護地域	郷 土 記念物	i	it
年度	地域数	<b>面積(</b> ha )	地域数	<b>面積(</b> ha )	地域数	<b>面積(</b> ha )	件数	地域· 件数	面積(ha)
48	2	66.04	1	6.91	4	142.22	3	10	215.17
49					5	70.75	2	7	70.75
50					5	40.36	2	7	40.36
51					3	19.39	2	5	19.39
52					3	89.00	2	5	89.00
53					1	163.50	2	3	163.50
54					2	30.30	2	4	30.30
55					2	143.18	4	6	143.18
56					3	89.28	2	5	89.28
57			1	19.83	2	19.71	1	4	39.54
58							3	3	
59					3	11.00		3	11.00
60					1	2.00	1	2	2.00
61							1	1	
62							2	2	
63							1	1	
元					1	6.54		1	6.54
2							1	1	
3					1	6.78		1	6.78
4							1	1	
5									
6							1	1	
7 ~ 10									
11							1	1	
12					1	10.26	3	4	10.26
13							1	1	
14	1	35.29						1	35.29
計	3	101.33	2	26.74	37	844.27	38	80	972.34

表7-2:貴重樹木一覧表

ने	町村	र्ग	樹木名	備考					
岡	Щ	市	曹源寺参道の松	郷 土 記 念 物					
	"		吉備津神社参道の松	郷土記念物					
	"		吉備津彦神社の松	県立自然公園					
長	船	町	天王社刃剣の森日向松	郷土記念物					
Щ	手	村	角力取山の大松	県立自然公園					
真	備	町	吉備寺・八田神社の赤松	郷土自然保護地域					
賀	陽	町	大村寺のクロマツ	郷土記念物					
神	郷	町	野原の松並木	郷 土 記 念 物					

# (2) 大規模天然林の保全

真庭郡新庄村の毛無山一帯は、100年生前後のブナを中心とする天然林が広がり、県下でも貴重な森林であるとともに、多様な植生、希少な動物及び昆虫の生息地であり、学術的にも貴重な存在である。

県では、この森林を保護するため約194haを買収 (平成5年度約191ha、7年度約3ha) したほか、自然 環境調査結果等を平成9年3月にまとめた。

## (3) 自然と調和した開発指導

無秩序な開発を防止し、開発と自然環境保全との調和を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、工場敷地やゴルフ場の造成などの大規模な開発(10ha以上)に際しては、県、市町村、事業者との間で自然保護協定を締結し、現存植生の保全や改変地の緑化などについて指導を行っている。

また、10ha未満の開発については、市町村と事業者において協定を締結するよう要請している。

平成13年度末現在で、自然保護協定の締結実績は、 ゴルフ場47件、住宅団地19件、別荘団地4件、工場 敷地8件、その他(総合的レジャー団地等)11件の合 計89件である。

## (4) 自然保護思想の普及等

かけがえのない郷土の自然を後世に伝えていくためには、何よりも県民一人一人が自然の重要性を認識し、その保全への理解を深め、実践をすることが重要である。

自然保護センターでは、自然についての知識を広めたり、自然保護に関するボランティア活動に役立てるため、各種自然観察会をはじめ、一般研修会、ボランティア研修会、環境学習指導者養成講座を開催するほか、要請に応じ、講師の派遣を行っている。

また、自然保護推進員等のポランティアによる活動を通じて、自然保護思想の普及啓発に努めるとと もに自然保護推進員の資質の向上を図り、意見交換 を行うための研修会を実施している。

#### 岡山県自然保護センター

自然を観察し、自然のしくみを学ぶ場として多く の人に利用していただき、また、自然保護に関する 普及啓発、指導者の育成、研究調査、情報の収集・ 提供を行う機関として、平成3年11月、和気郡佐伯 町に開設した。

各種自然観察会、一般研修会をはじめ、指導者や ボランティアを対象とした研修会を開催するほか、 要請に応じ、講師の派遣を行っている。

さらに平成10年度に、国の「総合環境学習ゾーン モデル事業」の拠点施設に指定され、平成11年度か らは、環境学習指導者養成講座を開設し、地域、職 場、学校等における環境学習推進の核となる人材を 育成するなど、積極的な普及、啓発に努めている。

- 定例観察会(昆虫、野草、野鳥の観察等)
- 指導者研修会
- 環境学習指導者養成講座
- 謙師派遣
- 「自然保護センターだより」の発行
- 自然保護センター友の会の育成
- 特別天然記念物タンチョウの飼育・増殖(平成13 年度末現在33羽)
- 傷病鳥獣の保護
- 入場者 33,885人(平成13年度)

### 鷲羽山ビジターセンター

鷲羽山山頂の一角に「鷲羽山ビジターセンター」を設置している。この施設は、瀬戸内海国立公園指定50周年記念事業及び瀬戸大橋架橋記念事業の一環として整備したもので、昭和60年7月に開館し、瀬戸内の歴史や自然の仕組みに関する展示、解説を行っている。

また、平成9年度には同センターに併設してボランティアルームを建設し、ボランティア活動を助長し、施設の利用促進に努めている。

- ●入館者 10,955人(平成13年度)
- 管理形態 倉敷市に委託

# 2 自然公園等の保護と利用

## (1)自然公園の指定

近年の余暇時間の増大や都市における身近な自然の減少、県民の環境に関する意識の向上等、自然とのふれあいを大切にするライフスタイルが定着しつつある。しかし、一方では、生活の快適性、利便性の向上、生産活動の増大などを目指した大小様々な開発により、貴重な自然が減少してきている。

自然は、一度破壊されれば復旧することが極めて 困難なものであり、できる限り自然のままの姿を存 続させなければならない。特に、すぐれた風景地は 天与の宝ともいうべきものであり、こうしたすばら しい自然の保護と適正な利用を図るため、自然公園 法及び岡山県立自然公園条例により、国立・国定公 園、県立自然公園の指定を行っている。

全国では、国立公園28地域、国定公園55地域、県立自然公園308地域が指定されており、これらの合計面積は国土面積の14%を占めている。

本県には、国立公園2地域、国定公園1地域、県立 自然公園7地域があり、その面積は県土面積の11% を占めている。こうした自然公園は、自然の風景地 の保護に資するとともに、自然系環境学習や野外レ クリエーションの場として重要な役割を果たしている。

# (2)国立公園

国立公園は、わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定する。

### 瀬戸内海国立公園

わが国最初の国立公園として昭和9年に指定されたものであり、内海多島美という特異な景観を形成している。

本県の公園区域は、日生諸島、笠岡諸島等の島々、 夕立受山、牛窓、貝殻山、金甲山、十禅寺山、渋川 海岸、王子が岳、由加山、鷲羽山、通仙園、御嶽山 等の展望の優れた陸地部並びに海面区域である。

### 大山隠岐国立公園

昭和38年に大山国立公園が拡張された際に、蒜山地区と三瓶山、島根半島、隠岐島を区域編入し、大山隠岐国立公園となった。また平成14年3月に、毛無山、宝仏山地域が新たに編入された。

本県の公園区域は、トロイデ型火山地形の蒜山三座とその山麓の高原、三平山、朝鍋鷲ケ山、郷原及び新庄村の毛無山一帯である。皆ヶ山のふもとには休暇村蒜山高原があり、家族連れで気軽に利用できるレクリエーションセンターとしてにぎわっている。

## (3)国定公園

国定公園は、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地で、都道府県の申し出により環境大臣が指定する。

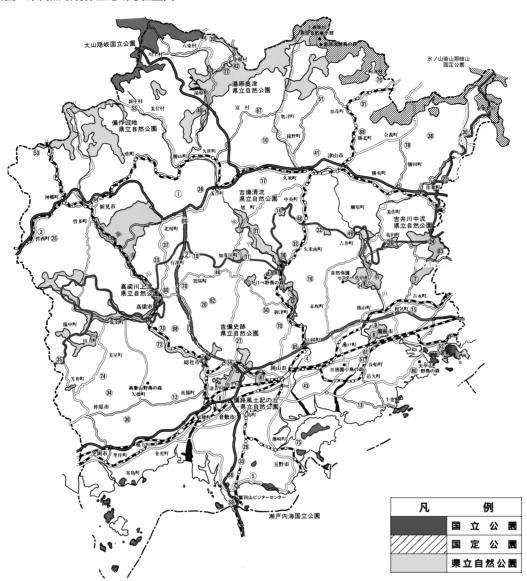
## 氷ノ山後山那岐山国定公園

岡山、鳥取、兵庫の3県境に位置し、東中国山地を代表する山岳景観を主体とする公園である。この公園は、ブナやミズナラなどの天然林を訪ねる登山、高原のスキーとキャンプ、渓谷と滝のハイキングなど、四季を通じて変化に富むレクリエーションの場となっている。

本県の公園区域は、後山山系、那岐山系、袴ヶ山、 大ヶ山、黒岩高原、恩原高原の地域からなっている。 とりわけ後山山系は、若杉、日名倉山、後山を含む 山岳からなり、特に後山は県下最高峰(1,345m) を誇り、修験道の霊山として広く知られている。

また、平成3年7月には「恩原自然展示館」を開館 し、恩原の自然などを解説した施設として一般の利 用に供している。なお、平成13年度入館者数は約5 千人である。

図7-1:自然公園・県自然環境保全地域等位置図



1	塩滝県自然環境	保全地域	21)	恵龍山 "	41)	中山神社の社叢 "	61)	"	天王社刀剣の森
2	大平山・権現山	11	22	波多 "	42	津黒 "	62	"	吉川八幡の森
3	鯉が窪	"	23	祇園山 "	43	郷土記念物・曹源寺の松並木	63	"	滝谷神社の樹林
4	竜の口環境緑地	保護地域	24)	八塔寺 "	44)	" 畝の松並木	64)	"	龍頭のアテツマンサク
(5)	田の口	11	25	荒戸山 "	45)	〃 笠懸の森	65	"	金山八幡宮の社叢
6	大滝山郷土自然	保護地域	26	真木山 "	46)	" 加茂総社宮の社叢	66	"	宮地天神社の社叢
7	和意谷	<i>II</i>	27	大井宮山 "	47	" 吉備津の松並木	67	"	布施神社の社叢
8	浅原	"	28	木山 "	48	" 西幸神社の社叢	68	"	御前神社の樹林
9	熊山・奥吉原	"	29	新熊野·蟻峰山 "	49	" 宗形神社の社叢	69	"	山形八幡神社の森
10	檜山	"	30	大原神社 "	50	" 九谷の樹林	70	"	徳蔵神社の樹林
11)	化気	"	31)	矢筈山 "	51)	" 岩屋の森	71)	"	四之宮八幡の森
12	箭田	"	32	仏教寺 "	52	" 高良八幡の森	72	"	水内八幡の森
13	安仁神社	<i>II</i>	33	稗田八幡宮 "	53	" 野原の松並木	73	"	高間熊野神社の森
14)	両山寺	"	34)	千手院 "	54)	" かしらの森	74)	"	星尾神社の社叢
15	松尾山	"	35	高原 "	55	"がいせん桜	75	"	両児山の樹林
16	布都美	<i>II</i>	36	甲弩神社 "	56	" 矢喰の岩	76	"	大村寺のクロマツ
17	幻住寺	"	37	高岡神社 "	57	" 福岡城跡の丘	77	"	下和の一本松
18	三樹山	"	38	梶並神社 "	58	" 柳田八幡の森	78	"	皆木のマンサク
19	天福寺	"	39	東湿原 "	59	" 下津井祇園神社の社叢	79	"	物見神社の社叢
20	具足山	"	40	天狗の森 "	60	" 津川のタブノキ	80	"	善福寺のツバキ

表7-3:岡山県の自然公園

公 園 別	名	称	面 積	県土面積に 対する割合	指定年月日
	瀬戸	内 海	4,962ha	0.70 <b>%</b>	<b>S</b> 9. 3.16
国立公園	大 山	隠岐	6,534	0.92	<b>S</b> 38. 4. 10
	小	計	10,322	1.45	
国定公園	氷ノ山後山	那 岐 山	15,024	2.11	<b>S</b> 44. 4. 10
	高 梁 川	上 流	13,478	1.90	<b>S</b> 41. 3. 25
	吉 備	史 跡	2,524	0.35	<b>S</b> 41. 3. 25
	湯原	奥津	16,537	2.33	<b>S</b> 45. 5. 1
県立自然公園	吉 備 路 風 土	記の丘	888	0.12	<b>S</b> 47. 1.11
宗 <b>五日</b>    公 <b>因</b>	備 作	山 地	8,176	1.15	<b>S</b> 54. 12. 25
	吉 備	清 流	4,428	0.62	<b>S</b> 58. 3. 29
	吉 井 川	中 流	8,112	1.14	<b>H</b> 3. 3.30
	小	計	54,143	7.61	
自 然	公園合	計	80,663	11.34	

## (4)県立自然公園

県立自然公園は、国立、国定公園に次ぐすぐれた 自然の風景地で、県知事が指定する。

### 高梁川上流県立自然公園

高梁川上流部の阿哲台地一帯と、高梁川支流の成羽川流域に広がるカルスト地形を中心とする地域及び学術参考保護林に指定されている臥牛山等からなっている。

この公園の主要な地点としては、井倉渓、井倉洞、満奇洞、羅生門、備中松山城と臥牛山、羽山渓、磐窟渓と磐窟洞、大賀デッケン、神野台、弥高山、穴門山神社の社叢、天神峡等がある。

### 吉備史跡県立自然公園

岡山市、倉敷市及び総社市に広がり、いわゆる吉 備高原の南端部に位置している。この公園区域には、 古墳を中心とする埋蔵文化財をはじめ、吉備津神社、 吉備津彦神社、高松城跡、高松最上稲荷、鬼ノ城遺 跡、岩屋寺、井山宝福寺などの歴史的な優れた郷土 景観を有する地域が多い。

なお、昭和53年12月には、吉備中山の南部地域を 編入している。

### 湯原奥津県立自然公園

旭川上流の湯原ダムを中心とする一帯と吉井川上流の奥津渓を中心とする一帯からなり、1,000m級の山岳と深い渓谷を特徴とする地域である。主要景観としては、湯原ダム、山乗渓谷、津黒高原、奥津渓、神庭の滝等がある。

また、本県の代表的な温泉地である湯原温泉、奥 津温泉がある。

#### 吉備路風土記の斤県立自然公園

吉備地方の埋蔵文化財を中心とする文化的遺跡が 集積している地域であり、備中国分寺、国分尼寺跡、 こうもり塚古墳、造山古墳などは、その代表的なも のである。特に備中国分寺は、なだらかな松林を背 景にした田園風景の中に、五重塔とともに、いにし えの姿をそのままにとどめており、吉備路のシンボ ルとなっている。

### 備作山地県立自然公園

高梁川と旭川の源流部に当たる花見山や二子山等の標高1,000m級の山岳地域、野原スキー場や天銀山スキー場のある高原地域、さらに御洞の滝を中心とした山麓部の渓流などからなっている。この地域は、登山、ハイキング、スキーなど年間を通じて野外レクリエーションの場として利用されている。

## 吉備清流県立自然公園

旭川中流域の旭川ダム、宇甘渓の渓谷と円城、両 山寺等の吉備高原地域からなっている。この地域は、 古くから文化が開け、志呂神社、円城寺、両山寺な どの神社仏閣が多数あり、特に円城一帯では、優れ たふるさと景観が見られる。

また、宇甘渓は、県南の代表的なモミジの名所である。

## 吉井川中流県立自然公園

吉井川中流域を中心に、吉備高原東部地域の真木山、八塔寺、和意谷の自然林、大滝山等の地域からなっている。この地域には、本県の自然保護思想普及のための中心施設である自然保護センター、山上仏教の面影を今に伝える本山寺、長福寺、国指定史跡の池田家の墓所、県下で最初に指定された八塔寺ふるさと村などがあり、河川景観、人文景観、文化財などが多くある優れた地域となっている。

## (5)自然公園の保護と管理

わが国の自然公園は、アメリカなどのように自然公園内の土地を管理者である国が所有するのではなく、土地の所有にかかわらず公園としての地域を指定している。そのため、公園内での行為をどのように規制し、どのような利用に供するかといった公園計画及び公園事業については、関係行政機関との協議

後、自然環境保全審議会の審議を経て決定している。 こうしたことから、土地所有権その他の財産権、 産業との調整を図りながら、自然の保護と利用の増 進を行う必要がある。

## 各種行為の規制

自然公園の保護の適正化を図るために、自然公園 法、県立自然公園条例に基づき特別保護地区及び特別地域を指定し、一定の行為を許可制としている。 また、普通地域での特定の行為に対しては事前届出 制とし、その保全を図っている。

これらの管理については、国立公園は原則として 国が行うこととなっており、環境省の出先機関とし て「山陽四国地区自然保護事務所」(岡山市桑田町) 「山陰地区自然保護事務所」(鳥取県米子市)が設置 されている。国立、国定公園内では、ボランティア の自然公園指導員(49人)が、環境省の委嘱を受けて 主要地域での指導に当たっている。

また、国立公園の法定受託事務及び国定公園や県立自然公園は、所轄地方振興局が管理に当たっている。

#### 自然公園内違反行為防止対策

自然公園内における無断開発などの違反行為を防止するため、県、市町村自然公園担当職員等の研修会を開催するとともに、自然公園指導員、自然保護推進員等のボランティア団体などとの積極的な情報交換に努めている。

表7	_	1	•	白夕	# //:			1目4	ılσ	烟重
<b>रा</b> र /	-	4		<b>=</b> 2	ΩY	L DEL	MV.	ノス分. IT	עטויו	呱七

行為の内容	特別	地域	普 通 地 域
工作物の新築、改築、増築	許	可	届 出(一定基準以上)
木竹の伐採	許	可	-
鉱物の掘採、土石の採取	許	可	届 出
河川、湖沼等の水位、水量の増減	許	可	届 出 (特別地域内へ影響を 及ぼす場合)
広告物等の掲出、設置、工作物等への表示	許	可	届出
水面の埋め立て、干拓	許	可	届出
土地の開墾、形状変更	許	可	届出
環境大臣が指定する植物の採取、損傷	許	可	-
屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更	許	可	-

表7-5:自然公園の許可申請、届出件数一覧表

自然公園の種類					保護計画及び事務権限			年 度					
日然公園の種類				10				11	12	13			
				海	特別地域	環	境	大	臣	16	10	8	5
	瀬	戸	内		1寸 加 地 埃	知			事	67	51	35	21
国					普通地域	環	境	大	臣	-	-	1	2
立					自厄地场	知			事	10	4	3	3
				岐	特別地域	環	境	大	臣	3	0	1	1
公	大	Щ	隠		איי פיי נונו ווו	知			事	3	3	0	0
園	^	щ	HE		普通地域	環	境	大	臣	-	-	0	0
					自厄地场	知			事	0	0	0	0
					小 計					99	68	48	32
国	¥Ł	/ 山後 :	i. II ⊞R dia	‡ılı	特別地域	知			事	37	39	25	15
国定公園	<i>**</i>	くノ山後山那▮		хЩ	普通地域		ı	"		0	0	0	0
					小 計					37	39	25	15
	高	梁川	川上	流	特別地域	知			事	13	13	11	11
	IFU	<b>本</b> /11		<i>//</i> IL	普通地域		ı	"		8	2	4	5
県	吉	備	史	跡	特別地域		ı	"		0	0	0	0
<b>7</b> K		me		1931	普通地域		ı	"		11	13	12	7
立	湯	原	奥	津	特別地域		ı	"		65	15	28	11
	190			<del>/</del>	普通地域		ı	"		29	14	8	2
自	★6	吉備路風土記の	) FF	特別地域			"		1	1	0	0	
	— m	口桶用風工心の		, ц	普通地域		ı	"		10	8	6	5
然	備	備作山	Ш	地	特別地域			"		3	0	1	3
	THB	IF	ч		普通地域		ı	"		4	0	2	2
公	吉	備	清	流	特別地域			11		2	2	0	1
買		H M		7716	普通地域			"		8	4	2	0
123	吉	井川	中	流	特別地域			11		2	1	1	1
					普通地域		ı	"		2	0	1	4
					小 計					158	73	76	52
	合				計					294	180	149	99

### 国立公園清掃活動事業

国、県、市町村及び関係諸団体が協力し、国立公 園の主要利用地域のうち、特に重点的に美化清掃を 行う必要のある地域で清掃活動事業を実施している。

本県では、瀬戸内海国立公園の主要な利用地域である倉敷市の鷲羽山、由加山一帯の地域と玉野市の渋川海岸、十禅寺山、王子が岳一帯の地域について、地元の美化清掃活動を実施する団体「倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会」に対し、昭和56年度から事業費の一部を補助し、美化清掃活動を実施している。

# (6)中国自然步道

自然公園をはじめ、高原や渓流などの景勝地、あるいは文化財などの人文景観を有機的に結び、中国地方を一周する長距離の自然歩道として「中国自然歩道」を整備している。この自然歩道を県民をはじめとする多くの人に利用していただき、郷土の自然に親しみ、また歴史や文化にふれて郷土を再認識し、あわせて健全な心身の育成に役立つよう期待している。

表7-6:中国自然歩道岡山県ルートの興味地点

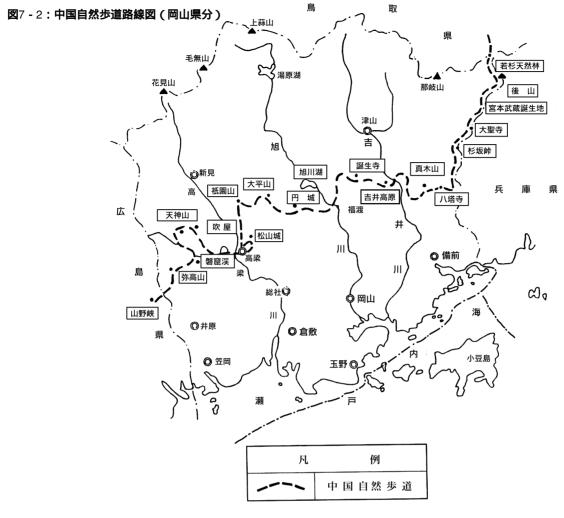
市	市町村名 延 長 (km)			通 過 興 味 地 点	近 傍 興 味 地 点
芳	井	町	13	上鴫地区(石灰岩台地の特徴) 高原荘(農村型リゾート)	天神峡
Ш	上	町	14	高山市、磐窟洞(石灰岩景観) 弥高山(キャンプ場、360°の展望)	穴門山神社(社叢) 大賀押被、吉備川上ふれあい 漫画美術館
備	中	町	15	銅撒出路、新成羽川ダム、天神山(標高777mからの360°の展望)	笠神文学岩展望公園
成	骃	町	22	吹屋ふるさと村、吹屋銅山跡、ベンガラ館、広兼邸、羽山渓(石灰岩渓流)	成羽町美術館、夫婦岩
高	梁	市	57	新城池保全林、愛宕山、臥牛山(天然林、自然研究路、展望) 備中松山城、石火矢町ふるさと村(武家屋敷館) 木野山(木野山神社) 祇園山(祇園寺)	
有	漢	町	13	大平山 (大平山権現山県自然環境保全地域、標高697mからの展望)	権現山(599m) 長代池、備中鐘乳穴
賀	陽	町	3	大平山 (天福寺郷土自然保護地域)	
加	茂川	川町	20	総社宮(郷土記念物、加茂大祭) 円城ふるさと村(円城寺、道の駅) 吉備 高原の風景	岩倉公園、小森温泉、化気神 社、本宮山
建	部	町	18	志呂神社、三樹山(郷土自然保護地域)、竹内流古武道発祥の地、旭川湖	八幡温泉郷、旭川第一ダム
中	央	町	12	両山寺(郷土自然保護地域) 二上山(あまのじゃくの重岩) 棚田風景	滝谷池と滝谷の滝
久	米官	有町	14	誕生寺(法然上人誕生地、イチョウ、本堂)、誕生寺池(江戸時代築造)	仏教寺、清水寺
柵	原	町	12	本山寺(本堂、三重塔) 本山寺国有林(学術参考保護林) 本経寺、月の輪 古墳	月の輪郷土館、柵原鉱山跡、 飯岡の断層
吉	井	町	8	血洗の滝、宗形神社、是里ぶどう生産地、ワイン記念館	諏訪神社、城山公園
佐	伯	町	4	田園風景(棚田)	
英	田	町	17	大芦高原、長福寺(三重塔) 真木山(郷土自然保護地域)	天石門別神社 (渓流)
吉	永	町	12	八塔寺ふるさと村、滝谷神社(社叢) 兵庫県「山陽自然歩道」との接続地点	八塔寺山 (行者山)
作	東	町	26	白水の滝(男滝、女滝) 蓮花寺(庭園) 杉坂峠(史跡) 長城寺、大聖寺	
大	原	町	12	宮本武蔵生誕地、武蔵資料館、因幡街道(本陣、脇本陣)	竹山城跡
東	粟飠	首村	16	道仙寺、行者山護摩堂、後山キャンプ場、駒の尾山	後山(行者山) 日名倉山(遊歩道)
西	粟倉	1 村	12	ダルガ峰、大茅キャンプ場、若杉渓谷、若杉原生林(自然研究路) 後山若 杉登山歩道	ストーンサークル あわくら温泉
20	市町	丁村	320		

表7-7:中国自然歩道の整備概要

3	整備	施	設	整 備 内 容	¥	整	備	#
歩	道	约	! 良	幅員1.5m、一部敷砂利、階段、標識一式	延	長	2	7.4km
標諳	】工	既設道	道区間	) 指導標、案内板、解説板、注意標識	延	長	29	2.6km
路	傍	休	憩地	休憩舎、便所、くず入等 (1日行程(15km~20km)に1か所)			2	25 <b>か所</b>

中国自然歩道は全長が1,900kmあるが、このうち 岡山県内ルートは20市町村を通っており、その距離 は約320kmである。昭和52年度から整備を始め、昭 和58年3月に完成している。

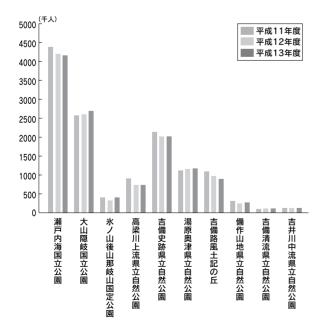
(図7-2、表7-6、表7-7)



# (7) 自然公園等の利用

平成13年度に本県の自然公園を訪れた利用者の総

図7-3:自然公園利用者数



数は、約1,258万人である。このうち、国立公園の 利用者は約685万人、国定公園の利用者は約40万人、 県立自然公園の利用者が約533万人となっている。

中国自然歩道の利用希望者には、パンフレットを 配布しており、利用者の好みに合ったルート選びに 供している。

また、毎年10月を「全国・自然歩道を歩こう月間」 とし、歩くことを通じて自然とのふれあいを深めて いくことを目的に「自然歩道を歩こう大会」が全国 各地で実施されている。

(図7-3)

# (8) 自然公園等の施設整備

自然公園は、すぐれた自然景観を保護する一方、これを健全な野外レクリエーション活動や自然教育の場として活用することを目的としている。このため、自然公園の利用施設として、園地、キャンプ場、休憩所、遊歩道などの整備を進めている。

## 国立・国定公園整備

国立公園及び国定公園内において、公園計画に基づく施設の整備を県が環境省の補助を受けて実施するもので、平成13年度は次の事業を実施した。

#### ● 那岐山歩道整備事業

場所	勝田郡奈義町高円地内外、勝田郡勝北町市 場地内外(氷ノ山後山那岐山国定公園内)
事業概要	步道整備 L = 2,000m 避難小屋 (木造) 1棟 展望施設 (木造) 2棟 休憩 所 (木造) 4棟
事業費	60,000千円(国1/2、県1/2)

#### ● だるが峰野営場整備事業

場	所	英田郡西粟倉村大茅地内(氷ノ山後山那岐 山国定公園内)
事業相	要	テントサイト等造成12サイト、給排水設備、 園路、散策路、電気設備等
事業	費	88,000千円(国1/2、県1/2)

## 自然公園施設整備

自然公園の公園計画に基づく施設の整備について、岡山県自然公園等施設整備事業補助金交付要網に基づき、事業を実施する市町村に対して県が補助金を交付するもので、平成13年度は、次の事業を実施した。

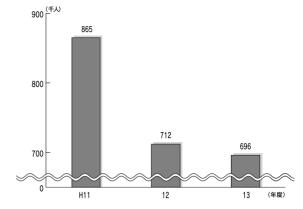
実施市町村	鏡野町ほか1町
事業概要	步道整備、案内板、公衆便所
事業費	20,000千円(補助率 1/2)

## 自然共生型地域づくり事業

地域の自然環境の状況を踏まえ、多様な生きものが生息できる環境を回復・創出するための整備に対して補助を行うもので、平成13年度は次の事業を実施した。

実施市町村			清音村
事	業概要	į	ピオトープ広場の整備
補	助都	į	10,640千円(補助率2/3)

図7-4:中国自然步道利用状況



## 矢喰の岩公園

平成6年度に、岡山市高塚の郷土記念物「矢喰の岩」前(約8,142m²)を、周辺の田園風景と調和した自然園地「矢喰の岩公園」として整備し、その適正な管理に努めている。

# (9) 自然保護のための土地の公有化

県立自然公園や自然環境保全地域などに指定されている地域等、自然保護上、特に重要な地域の公有化を図ってきた。

(表7-8)

# (10)温泉の保護と利用

温泉は、天然資源として極めて重要なものであり、 古くから保養、療養に広く利用されてきている。岡 山県には、特に美作三湯として有名な3つの温泉地 があるが、そのほかにも多くの泉源がある。平成13 年度中、現在、県内の温泉ゆう出泉源数は202か所 (うち利用数112か所)あり、平成13年度における温 泉利用施設の宿泊者数は約101万人にのぼるなど、 その温度、泉質に応じた利用がなされている。

温泉は、温泉地の発達や乱掘によりゆう出量が減少又は枯渇する場合があるので、貴重な資源である温泉を保護し、その利用の適正を図る必要がある。このため、温泉法に基づき、その掘削、増掘、動力装置などについての指導、許可を行っている。

表7-8:公有化の状況

場所	年 度	面 積(m²)	施設
高 清 水 高 原(上斎原村)	昭和48	266,800	氷ノ山後山那岐山国定公園
両 山 寺(中央町)	<b>#</b> 49	9,216	両山寺郷土自然保護地域
鬼 ノ 城(総社市)	<b>"</b> 50	216,628	吉備史跡県立自然公園
安 仁 神 社(岡山市西大寺一宮)	<b>"</b> 51	40,717	安仁神社郷土自然保護地域
矢 喰 の 岩 前(岡山市高塚)	<b>"</b> 55	3,759	(内153.19m <sup>2</sup> を平成5年度に譲渡) 郷土記念物矢喰の岩
備中国分寺前(山 手 村)	"	1,397	吉備路風土記の丘県立自然公園
矢 喰 の 岩 前(岡山市高塚)	<b>"</b> 57	1,079.79	郷土記念物矢喰の岩
"	<b>"</b> 59	3,278	"
吉備路北駐車場(総 社 市)	<b>"</b> 62	2,209	吉備路風土記の丘県立自然公園
吉備路南駐車場(山 手 村)	"	2,962.45	"
備中国分寺前(山 手 村)	<b>"</b> 63	781	"
"	平成 4	1,177	ıı .
"	"	748.91	ıı .
"	<b>"</b> 5	676	"
矢 喰 の 岩 前(岡山市高塚)	"	178.44	郷土記念物矢喰の岩
毛 無 山(新庄村)	"	1,910,534	プナ林等天然林の保護
備中国分寺前(山 手 村)	<i>"</i> 6	2,184.86	吉備路風土記の丘県立自然公園
"	"	1,175.17	"
毛 無 山(新庄村)	<i>"</i> 7	32,794	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前(山 手 村)	<b>"</b> 10	695	吉備路風土記の丘県立自然公園
11	<b>"</b> 10	902	II .

# 3緑の環境づくり

# (1)岡山県の緑の状況

人類の生存基盤は大気、水、土、動植物などの自然であるが、この自然の中でも森林や農地、あるいは草地等の緑地は、私たちの生活と関わりが極めて深い。緑地は、水資源のかん養、大気の浄化、災害の防止、あるいはレクリエーションの場として、多様な役割を果たしている。また、近年、熱帯林の減少、砂漠化()、オゾン層の破壊、温暖化、酸性雨等の問題が地球規模で生じており、森林・樹木を主体とする緑の復元と創造は、その重要性を増してきている。

岡山県の緑は、森林、農地、公園などの緑地により構成されている。森林や水田等の農地は、優れた自然景観を形成するとともに、水源のかん養、野外レクリエーションや自然学習の場、あるいは土砂流出防止等の防災機能など、県民の生活に大きな恩恵を与えている。また、都市部の緑地は、地域のシンボルとして、あるいは県民憩いの場として大いに利用されており、街路やその他の緑と併せて潤いのある町づくりの一翼を担っている。

平成11年度の県下の土地利用の状況は、森林が68.1%、農用地・原野が10.9%で、この2つが緑の主要な構成をなし、緑被率は79.3%である。しかし、過去10年間に面積で16千haの緑地が減少しており、

その主な原因は住宅や工業団地の建設、ゴルフ場等の大規模開発などに伴う農地、森林からの転用によるものである。

森林の約36%、国有林を含めると41%はスギ、ヒノキなどの人工林で、その他がアカマツ林及びナラなどの天然林となっている。近年、県中南部の代表的植生となっていたアカマツ林がいわゆるマツクイムシ等の被害により減少し、コナラ、アベマキ、シイ・カシ類など広葉樹林への転換が進みつつある。

これらの森林は、都市近郊の緑として、保健休養 やレクリエーションなどのため、今後とも適切な保 全整備を図る必要がある。

# (2) 緑化の推進

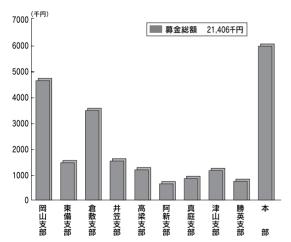
本県では、平成13年3月に策定した「岡山県みどりの総合基本計画」に基づき、市町村をはじめ関係機関などと連携を密にしながら総合的な緑化推進を行っている。

## 緑化運動の展開

緑に対する意識の高揚を図るため、市町村をはじめ、(社)岡山県緑化推進協会など推進団体との連携により、県民総参加による運動を実施している。

毎年4月1日から5月31日の「春のみどりの月間」

図7 - 5:緑の募金額 (H.13年度)



では、街頭募金や企業・団体などからの募金により 緑化推進の協力を呼びかける緑の募金運動をはじ め、緑化運動ポスターコンクール、ふれあい森林浴 などを実施している。

毎年10月1日から31日の「秋のみどりの月間」では、岡山県緑化推進大会を開催している。

## (社)岡山県緑化推進協会の強化、充実

県土緑化の推進母体である(社)岡山県緑化推進協会の基盤を強化するため、新たな会員を募集するとともに、独立事務所を開設して専任職員を置き事務局体制の充実を図っている。

# (3)緑のボランティアの育成

## 「みどりの少年隊」の育成

21世紀を担う少年たちを対象に、緑の必要性や重要性についての普及啓発を図り、地域の緑化推進の 先駆けとなる「みどりの少年隊」の育成及び新規少 年隊の結成を促進している。

平成13年度末において、「みどりの少年隊」は85 隊が結成されており、隊員数は2,789人である。

(結成状況を資料編に掲載)

#### ボランティアのネットワーク化

緑の募金活動、水源林の造成、緑化の推進などは、 ボランティア活動によるところが大きい。今後、こ うした活動をますます充実し広めるために、ボラン ティアを募り、そのネットワーク化を図っている。

平成13年度末において、緑のボランティアが69グループあり、構成員は12,775人である。

#### 緑の募金による緑化活動

平成13年度における各支部の緑化活動事業費は次のとおりである。

表7 - 9: 支部緑化活動 (H.13年度)

支	部	市町村数	事業費(千円)
岡	Щ	9	2,471
東	備	10	844
倉	敷	7	2,019
井	笠	9	842
高	梁	7	659
阿	新	5	331
真	庭	3	458
津	Щ	10	450
勝	英	10	352
吉	†	70	8,426

表7 - 10: 本部緑化活動

区 分	事業主体	事業費
森林の整備	真庭地域美しい 森林づくりの会	100千円
緑化の推進	御津町教育委員会 他 8件	5,069千円
計		5,169千円

# 4 野生動植物の保護と管理

# (1)植生の概況

本県南部の瀬戸内海沿岸は降水量が少なく、地質的特性からも植物の成長が遅いが、それに加え弥生時代からの製塩や陶器生産のための燃料採取が盛んとなったこともあり、周辺の山を荒廃に導いた。戦後は、砂防や治山の山腹工事で、ヤマモモ、ニセアカシヤ、オオバヤシャブシ等が植栽された。

落葉や下草がこれらの林中を覆うようになってヒ サカキ、ソヨゴ、ネジキ、アカマツ等が成長し、谷 筋などにはコナラ、アベマキの落葉広葉樹林が発達 し、その樹下にはヤブツバキ、クスノキ、アラカシ などの常緑広葉樹も見られるようになっている。

海抜約800m以下の温暖な中国山地や吉備高原では、シイ、カシ類、ヤブツバキなどが天然林を形成していたが、現在そうした場所が残っているのは一部の国有林や神社林のみである。

ほとんどの森林は薪炭林として繰り返し伐採され、2次林としてのコナラ、アベマキ、アカマツや 人工林のスギ、ヒノキが主な植生である。

北部の海抜約800m以上の高冷地は冷温帯のブナ 帯に属し、ブナを優占種とする落葉広葉樹林が発達 したが、天然林は毛無山(新庄村) 若杉天然林 (西粟倉村) 高清水高原(上斎原村)等わずかしか 残存していない。これらの林床には、チシマザサ、 チマキザサ、オオイタヤメイゲツ、タンナサワフタギ、クロモジ、リョウブ、オオカメノキ等が混在している。また、一部の自然林には、ツルシキミ、ヒメモチ、エゾユズリハ、ムラサキマユミ、トキワイカリソウ等の日本海側を中心に生育する種類も見られる。

ブナの自然林が少ないのは、深い山が少なく人手が入りやすかったこと、昔からタタラ製鉄用の燃料としてブナが伐採されたこと、また、近代のスギ、ヒノキの拡大造林も一因となっている。

# (2)野生動物の概況

我が国は、地形が複雑で気象条件も変化に富んでいるため、多くの野生動物が生息している。これらの野生動物は、農産物などへ被害を与えることもあるが、自然の生態系の一部を構成しており、自然の風景と調和して人間の生活環境に潤いを与えるとともに、農林水産業にも密接に関わっている。

本県の動物相は、基本的には本州の縮図であり、 大陸系の動物と南方系の動物が渾然と一体化したも のとなっている。

本県のみの特産種ではないが、オオサンショウウオ、アユモドキ、カプトガニ、ヤマネは、国の天然記念物となっている。また、スイゲンゼニタナゴ、

オヤニラミなど国内での分布域の狭いものもいる。 また、本県に生息するダルマガエルは「岡山種族」 といわれ、その特徴をよく表わしている。一方、ヌ ートリア、オオクチバス等の帰化動物の定着が見ら れる。

## 哺乳類

哺乳類では、タヌキ、キツネ、イノシシ、ニホン ザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、カワネズミ、ヤ マネ等、35種程度が生息している。

### は虫類

は虫類は、世界に約7,000種、日本には60種程度が確認されているが、このうち本県で見られるのは、トカゲ類4種、ヘビ類8種、カメ類3種の計15種である。

トカゲ、カナヘビ、アオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシ、マムシは全県下に見られ、ジムグリやスッポンはかなり減少している。クサガメは、中部以南に多い。イシガメは、全県下にいるが数が少ない。ヤモリの分布も全県下に及んでいるが、家屋依存型で野外にはいない。タワヤモリは、笠岡諸島と瀬戸内海沿岸地域に点々と見られるだけである。タカチホヘビは、井原市、御津町、奈義町で記録された極めて珍しいヘビである。

### 鳥類

鳥類は、世界に約8,600種の野鳥が生息している といわれている。そのうち日本では、約550種が観察・記録されている。

本県では、日本の野鳥の約55%に当たる303種が確認されている。渡りの区分別に見ると、繁殖のため夏に渡来する夏鳥が51種、越冬のため渡来する冬鳥が92種、季節により短距離を移動する漂鳥が21種、春や秋の渡りの途中に日本を通る旅鳥が58種、一年中県内に留まっている留鳥が67種、その他迷鳥が14種となっている。

夏には、キピタキ、オオルリ、コルリ、コマドリをはじめ、ツツドリ、コノハズク、ヨタカなどが渡来する。渓流域には、ミソサザイ、アカショウビン、カワガラス、キセキレイ、ヤマセミなどが生息する。

また、県北部には、大型猛禽類のイヌワシ、クマ

タカが生活域としている場所もある。

水辺の鳥として、河川では、カワセミ、セグロセキレイ、コサギ等が代表的である。そのほか、イカルチドリ、イソシギ、クサシギ、セッカ、オオヨシキリ、オオジュリンなどが見られる。

湖沼には、留鳥としてカイツブリ、カルガモが見られ、冬鳥としてキンクロハジロ、ホシハジロ、マガモ、コガモ、ヒドリガモ、ツクシガモなどが渡来する。

干潟には、旅鳥のコチドリ、ムナグロ、ダイゼン、 トウネン、ハマシギ、ツルシギなどが飛来する。

### 昆虫

昆虫の起源は、古生代といわれているが、その後、著しく発展して今日に至っている。現在、昆虫の種類は全動物の約5分の4を占め、名前が付けられたものだけでも100万の大台に達し、さらに毎年新種が付け加えられている。日本には、そのうち約3万種が記録されているが、実際には7万種以上いるものと推定されている。

本県で確認されたものは6,000種を越えており、 基本的には旧北区系の昆虫と東洋区系の昆虫とが混 じり合っている。

中国山地は、年平均気温12 前後の冷涼地で降水量が多い。ほぼ海抜800m以上の高所にはブナ林地帯もあり、この地域に生息する昆虫の種類数は非常に多く、冷温帯特有の昆虫も少なくない。この地域には、ギフチョウ、フジミドリシジミ(以上チョウ)ニセタバコガ、カギバモドキ(以上ガ) ヒラサナエ(トンボ) オニクワガタ、フサヒゲルリカミキリ、チュウゴクオオミズクサハムシ(以上甲虫)コエゾゼミ、ハネナガフキバッタ、アイヌギングチバチ、ウエノヒラタカゲロウ等が生息している。

岡山県中部に広がる吉備高原は、暖温帯に含まれているが、早くから人間の手が加えられたことなどから、常緑広葉樹林はわずかしか残されておらず、多くはアカマツ林やアベマキ、ナラガシワなどの落葉広葉樹林に変わっている。本州西部にのみ見られるヒロオビミドリシジミは、このナラガシワ林にすんでいる。

近年、南方系昆虫であるナガサキアゲハ、タイワ ンウチワヤンマの北上東進が注目されている。

## 淡水魚

淡水魚については、日本に170種余り生息しているが、このうち県下には、70種余りが確認されている。

古い時代に大陸と陸続きであったころ、河川を伝って淡水魚類の往来があったといわれ、本県には大陸や朝鮮半島に近縁種や共通の淡水魚類が多い。これらの大陸系の魚に加えて、海洋性のヨシノボリ、ドンコ、さらに冷水にすむ北方系のアマゴも見られ、変化に富み種類は豊富である。

国の天然記念物であるアユモドキも生息し、学術上あるいは地理的分布上貴重な種類も少なくない。

主なものは、スイゲンゼニタナゴ、ツチフキ、カネヒラ、タビラ、オヤニラミなどである。また、注目すべき種としては、近年県内で減少しつつあるスナヤツメ、ホトケドジョウ、アカザ、オヤニラミなどがある。また、県内へ進出中のタイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギル、ワタカなどがあげられる。その中でもオオクチバスの進出は著しく、県南の池や用水路にまで見られる。

# (3)野生生物の保護

野生生物は、長い進化の歴史を生き続けてきたものであり、生態系を共有するパートナーとして、また、資源や精神・文化の糧として、私たちに多くの恩恵をもたらすかけがえのない存在である。

しかし、河川や海岸の改変、水質の汚濁、乱獲、あるいは森林の開発などの人間活動により、野生生物相は、その豊かさを急激に失いつつある。いったん絶滅してしまった種は、もはや人の手で再生することは不可能である。多様で豊かな野生動植物を保護し、その生息地とともに次代に引き継いでいくことは、我々に課せられた大きな責務である。

表7-11:鳥獣保護区等の設定状況 (H.13年度)

区 分	箇	所 数	<b>面積 (</b> ha)	
鳥獣保護	X		75	32,300
(特別保護地区	)		<b>(</b> 12 <b>)</b>	<b>(</b> 1,345 <b>)</b>
国設鳥獣保護	X		1	662
休 猟 [	X		23	53,666
銃 猟 禁 止 区 均	域		49	29,161
計			148	115,789

種の絶滅を防止するためには、まず絶滅のおそれのある種を明らかにする必要がある。すでに国際的には、国際自然保護連合(IUCN)によって、世界の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにしたレッドデータブックが刊行され、我が国においても、平成3年に作成されている。

本県においても、平成10年度から5ヵ年計画で県内に生息・生育する野生生物の現状について、文献調査及び現地調査等から的確に把握し、その中から絶滅のおそれのある種を選定し、「岡山県版レッドデータブック」として平成14年度末に発刊を予定している。

この県版レッドデータブックは、自然環境の保全 対策、野生生物保護対策の基礎資料として活用する とともに、県民の自然環境保全意識の高揚を図るも のである。

特に野生鳥獣については、昭和38年に「狩猟法」が改正され、積極的な鳥獣保護思想が全面に押し出された「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」として生まれ変わり、鳥獣保護事業が都道府県知事を中心に強力に推進される一方、狩猟適正化の必要性も一層明確化されるに至った。その後、数回の法令改正を経て現在は、鳥類の卵を採取、殺傷、損傷する行為の制限、「かすみ網」を所持、販売、又は頒布することの禁止のほか、野生鳥獣の適正な生息数の確保を目的に特定鳥獣保護管理計画制度が導入されている。本県では、平成12年3月ツキノワグマ保護管理計画を策定し、平成12年度から3年間、ツキノワグマの捕獲を禁止するなど、人と野生鳥獣との共生を基本とした保護対策を強力に推進している。

また、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を図るためには、長期的な見地から計画性

表7-12:食餌木の植栽状況

区分	年度	10	11	12	13	
箇	所	4	7	3	3	
本	数	615	1,365	492	710	

表7 - 13:鳥獣保護センター

名	称	岡 山 県 自 然 保護センター	(株)池 動 物	田	津山市鶴山 公園動物園
所在	地	和気郡佐伯町	岡山市京	Щ	津山市山下

のある鳥獣保護施策を積極的に推進することが必要 である。

このため、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」の規定により、平成13年度に「第9次岡山県鳥獣保護事業計画」(平成14年度~18年度)を策定し、この計画に基づいて鳥獣保護行政を推進している。

## 鳥獣牛息状況調査

野生鳥獣の保護対策の基礎資料とするため、生息 分布調査や希少鳥獣の生息調査などを毎年実施して いる。

#### 鳥獣保護対策調査

- 鳥獣生息分布調査
- ガン・カモ科鳥類一斉調査

(平成13年度調査集計表を資料編に掲載)

#### 狩猟対策基礎調査

● 放鳥効果測定調査

### 鳥獣保護区等の設定

野生鳥獣の保護繁殖、狩猟の危険防止などのため、 鳥獣保護区等を設定し、巣箱、給餌台、パードパス などを設置するとともに、食餌木の植栽により、野 生鳥獣の生息環境の整備を図っている。

# (4) 鳥獣保護思想の啓発

野生鳥獣の保護は、一般県民の参加による理解と協力が必要であり、鳥獣保護団体の育成指導を行うとともに、愛鳥週間()には「野鳥保護のつどい」を開催するなど、保護思想の普及啓発に積極的に取り組んでいる。

県内組織として日本鳥類保護連盟岡山県支部があり、野鳥の会も県下の8地域で結成されている。

また、傷ついた野生鳥獣の保護看護のため、県内 3か所の施設を鳥獣保護センターとして指定し、救 護活動を実施している。

## 愛鳥週間行事

5月10日から16日までの愛鳥週間を中心に、次の 行事を積極的に展開し、愛鳥思想の普及を図っている。

## ・岡山野鳥保護のつどい

日本鳥類保護連盟岡山県支部との共催により行っており、平成13年5月12日に倉敷市の倉敷市少年自然の家で開催した。

## ・県下各地探鳥会

各地方振興局で探鳥会などの愛鳥行事を行い、野鳥に対する認識を深め、自然に親しむ気運を醸成する。 平成13年度は、全県で400名の参加を得た。

表7-14:狩猟免許者の推移

区分	試験			更 新					合	計	計	
年度	甲	Z	丙	計	甲	Z	丙	計	甲	Z	丙	計
平成11	184	62	22	268	118	294	60	472	302	356	82	740
平成12	224	61	4	289	712	3,576	66	4,354	936	3,637	70	4,643
平成13	235	71	5	311	107	218	31	356	342	289	36	667

表7-15:狩猟者登録数の推移

区分	県 内 者				県 内 者 県 外 者				合 計			
年度	甲	Z	丙	計	甲	Z	丙	計	甲	Z	丙	計
平成11	880	3,848	240	4,968	7	132	6	145	887	3,980	246	5,113
平成12	1,062	3,711	290	5,063	10	111	2	123	1,072	3,822	292	5,186
平成13	1,204	3,551	303	5,058	10	106	2	118	1,214	3,657	305	5,176

#### 表7 - 16: キジ放鳥状況

(単位:羽)

年		度 11		12	13	
120	日	齢	1,650	1,650	1,450	
成		鳥	1,898	1,898	2,098	

## ・愛鳥ポスターの募集

県下の小・中・高等学校の児童、生徒から愛鳥に 関するポスターの募集を行い、制作過程を通じて、 愛鳥思想の高揚を図る。平成13年度は、1,000点を 超える応募があり、その内27点を入賞作品と決定し た。

# (5)狩猟の適正化

狩猟は、厳しい法規制の下に許されている。この ため、特に人身事故の絶滅、法令違反の絶無、マナ ーの確立を重点目標として指導するとともに、狩猟 の維持を図るため、計画的に放鳥を行っている。

## 狩猟免許試験及び更新

狩猟免許を受けようとする者に対して、狩猟免許 試験及び更新を実施し、狩猟免許を交付している。

### 狩猟者登録

法定猟具を使用して狩猟を行う者に対して、厳重な審査を行い狩猟者登録証を交付している。

## キジの放鳥

鳥獣保護区、休猟区等にキジの増殖を図るため、 放鳥を実施している。

## 指導、取締り

司法警察員(23人)及び鳥獣保護員(89人)など の鳥獣行政関係職員を中心に、人身事故の絶滅、法 令の遵守、マナーの確立を目標として、狩猟者に適 正な狩猟の指導を行うとともに、狩猟者の法令違反、 密猟者及び違法飼育者の取締りを実施している。

表7-17:ヌートリア、サル捕獲補助金交付状況

(単位:頭)

年度 区分	11	12	13	1頭当たり 補 助 額
ヌートリア	1,477	1,054	1,612	500円以内
サル	79	80	168	7,000円以内

# (6) 野生鳥獣による被害対策

農林水産物に被害を及ぼす鳥獣については、迅速 かつ適確に駆除するため、捕獲許可の権限を知事か ら市町村長に委譲している。

権限委譲した駆除対象種は、次のとおりである。 キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシブト ガラス、ハシボソガラス、ノウサギ、イノシシ、 ヌートリア、ドバト、サル、ヒヨドリ、タヌキ、 シカ(鳥獣による被害状況を資料編に掲載)

## 有害鳥獣の捕獲

県下で広域的に生息し害性の強いヌートリア、局 地的ではあるが特に害性の強いサルについて、捕獲 補助金を交付している。

#### 駆除班による駆除の推進

適正な駆除を行うとともに駆除効果を高めるため 共同駆除を推進し、県下に155班の駆除班を結成し ている。これら駆除班に対し、活動奨励補助金 (30,000円/班) 及び同活動実績加算補助金 (20,000 円以内/班:13年度77班)を市町村を通じて交付し ている。

# 野猪等捕獲柵の設置

田畑等に侵出するイノシシ等を捕獲し個体数を調整するため、平成11年度から捕獲柵の設置に対して助成をしている。

事業主体:市町村

事業対象:有害獣を確実に捕獲できる構造を有

する柵

補助率:補助基本額(190千円)の1/3以内

表7-18:野猪等捕獲柵設置状況

(単位:基)

年 度	11	12	13
捕獲柵設置数量	37	47	115

# 第8章 地球環境

1 地球環境の状況 2 地球環境保全対策

# 3 国際環境協力の推進

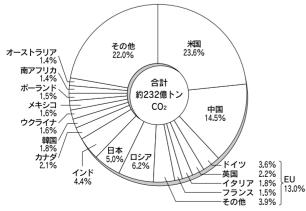
# 1地球環境の状況

# (1)地球温暖化 の状況

#### 二酸化炭素()の排出状況

大気中に微量に含まれる二酸化炭素(CO2)メタン、一酸化二窒素などは、太陽から地球に降り注ぐ光(放射エネルギー)は素通しさせるが、暖まった地球から放射される熱(赤外線エネルギー)は吸収する性質を持っている。このように、地球を暖める性質を持つ気体を「温室効果ガス()」と呼ぶ。この温室効果ガスの中でも、影響の度合いが最も大

図8 - 1:世界のCO2排出量(1997年)



出典:オークリッジ国立研究所(米国)データに基づく平成13年度版環境白書 (環境省編)

きいのが二酸化炭素である。

二酸化炭素は、主に化石燃料(石油、石炭等)の使用に伴って排出される。人間の活動が活発になるに従ってエネルギーの消費量は増大し、二酸化炭素排出量も増加を続けている。この結果、産業革命前は280 ppmv (ppmvは容積比で百万分の1を表す単位)だったと考えられている大気中の二酸化炭素濃度は、平成11(1999)年には367ppmvとなっている。

平成9 (1997)年における世界全体の二酸化炭素排出量は、約232億トンである。この内、日本はアメリカ、中国、ロシアに次いで第4位となる5.0%を排出しており、この4か国だけで世界全体の約半分を占める。岡山県全体では、約5,000万トンの二酸化炭素を排出しており(1998年度の推計値)これはデンマークやスウェーデンなどの国に匹敵する量となっている。

平成12年度(2000年度:環境省調査)の全国の二酸化炭素の排出量を部門別にみると、二酸化炭素の排出量の約4割を占める産業部門は、1990年度比で0.9%の増加、運輸部門は、1990年度比20.6%の増加、民生(家庭)部門は、20.4%の増加、民生(業務)部門は、22.2%増加となっている。運輸部門の増加は、自動車台数の増加や平均車体重量の増加(大型化)などが原因であり、また、民生部門の増加は、家庭部門での世帯数の増加や、家電製品の保有率の

上昇、あるいは業務部門におけるOA機器の普及拡大などが原因である。

## 温暖化の影響

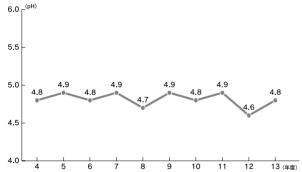
地球の温暖化が進むと、海水の膨張や氷河などの 融解により海面が上昇したり、気候メカニズムの変 化により異常気象が頻発するおそれがあり、ひいて は自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念 されている。

過去100年間に地球全体の平均気温は0.4~0.8度上昇しており、現在のペースで温室効果ガスが増え続けると、2100年には平均気温が1990年に比べ最大で5.8度上昇すると予測されている。

# (2)酸性雨の状況

酸性雨とは、化石燃料の燃焼に伴い、硫黄酸化物 や窒素酸化物が環境大気中に放出され、これが上空 で移動する間に酸化されて硫酸や硝酸となり、強い 酸性を示す降雨又は乾いた粒子状物質として降下す

図8-2:県下の酸性雨の状況



る現象をいう。

酸性の強さを示す尺度としては、通常pHが用いられる。pH7が中性で、数値が低いほど酸性が強くなる。ただし、雨水には空気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、汚染物質が含まれていない場合でもpH5.6程度の酸性を示している。したがって、一般に酸性雨とはpH5.6以下のものを指している。

酸性雨は、土壌や水質を酸性化することにより、 森林や湖沼の水生生物に悪影響を与えるといわれている。また、歴史的な石造建造物や芸術作品などに 対する被害も心配されている。

岡山県では、平成2年度から平成9年度まで県下 10地点で、平成10年度からは4地点で酸性雨の調査 を行っている。

平成13年度の調査結果については、表8 - 1のとおり 各調査地点のpH年平均値は4.7~5.0の範囲であった。

なお、環境庁が実施した第3次酸性雨対策調査取 りまとめ(平成5年度~平成9年度)における全国の pHの年平均値は4.7~4.9であった。

酸性雨の原因物質は、大気中を拡散し、国境や海洋を越えて移動するため、国内で一層の汚染物質の削減に努めるとともに、国際環境協力()にも今後積極的に取り組んでいく必要がある。

表8-1:平成13年度酸性雨調查結果(年平均值)

i	周	查		地	F	Ħ	13 <b>年度</b>	過去の測定結果 (平成2年度~)
岡	Щ	地	方	振	興	局	4.8	4.5 ~ 4.8
井	笠	地	方	振	興	局	5.0	4.6 ~ 5.1
真	庭	地	方	振	興	局	4.7	4.6 ~ 4.9
吉	備	高	5 J	京	都	市	4.7	4.5 ~ 4.8
É	<b></b>	平		均	ſi	直	4.8	4.6 ~ 4.9

(詳細データを資料編に掲載)

# 2 地球環境保全対策

# (1)地球温暖化防止対策の推進

岡山県地球温暖化防止行動計画の策定

地球温暖化対策を地域レベルで計画的・体系的に

推進するため、県内の温室効果ガスの排出量の削減 目標を設定するとともに、県としての地球温暖化対 策の全体像を明らかにし、さらに、県民、事業者、 行政が取り組むべき行動を示した岡山県地球温暖化 防止行動計画を策定した。

#### 計画の基本事項

・対象物質 二酸化炭素、メタン、

一酸化二窒素、

代替フロン等 (ハイドロフルオロ カーボン、パーフルオロカーボ ン、ふっ化硫黄)

・基準年度 1990年・目標年度 2010年・温室効果ガス削減目標 6.5%

表8-2:各部門ごとの削減量及び削減率

	区分	■(率)	1990年	1990年比			
		予 測排出量	削減量	削減率	削減後の 排 出 量	排出量	削減率
部門	]	(千t-CO2)	(千t-CO2)	(%)	(千t-CO2)	(千t-CO2)	(%)
	産業部門	43,511	4,523	10.4	38,987	42,840	9.0
酸	運輸部門	4,743	237	5.0	4,506	3,265	<b>-</b> 38.0
化	民生部門	4,084	1,130	27.7	2,954	3,183	7.2
炭	その他	1,828	596	32.6	1,232	1,782	30.9
素	計	54,166	6,486	12.0	47,680	51,069	6.6
メ	タ ン	358	95	26.5	263	454	42.0
<b>— </b>	後化 二 窒 素	491	57	11.6	434	414	- 4.8
代督	フロン 等	1,417	909	64.1	508	351	<b>-</b> 44.9
温室	効果ガスの合計	56,433	7,547	13.4	48,885	52,287	6.5

注)四捨五人の関係で合計が合わないことがある。

## 地球温暖化防止プロジェクト推進会議

環境基本計画においても、地球温暖化防止対策は、 重点プロジェクトのひとつに位置づけられており、 県民、事業者、行政で構成される「地球温暖化防止 プロジェクト推進会議」を設置し、エコライフ実践 活動の推進や新&省エネルギー設備の導入等、各主 体が一体となった取組の推進に努めている。(第1章、 1、(2)参照)

## エコライフ実践活動の推進

地球温暖化を防止するためには、一人ひとりが、 自動車や家電製品等の購入や使用に際し、環境に配慮すること(ライフスタイルを省エネルギー型・循環型に転換すること)により、二酸化炭素の排出量を削減することが重要であることから、環境家計簿「エコライフのすすめ」を配布するなど家庭やオフィス等でできる温暖化防止対策の普及を図っている。

また、環境にやさしいライフスタイルについて、 県民、事業者、行政が考えることを目的に、エコク ッキング教室を開催しており、平成13年度は、各地 方振興局ごとに各1回(計9回)の開催で延べ約350 人の参加を得た。 省資源・省エネルギー運動の推進

官公庁、消費者関係団体、エネルギー・水資源関係団体、経済関係団体等で構成する省資源国民運動岡山県推進会議を開催し、構成団体が一体となって夏季及び冬季の省エネルギーに取り組むとともに、それぞれの団体での自主的な取組や普及啓発活動の発表を通じ、連携をとりながら省資源・省エネルギー運動の推進を図っている。

## 地球温暖化防止月間行事

平成9(1997)年12月の地球温暖化防止京都会議(COP3)において、温室効果ガスを2008~2012年の間に、1990年比の6%削減することが日本の目標となった。このことから、平成10年6月に政府は「地球温暖化対策推進大網」を定め地球温暖化対策を推進することとなり、毎年12月を「地球温暖化防止月間」と定め、重点的かつ継続的な広報活動を展開することとなった。

本県では、平成13年12月1日に「エコフェスタおかやま2001」を開催し、環境行政関係者をはじめ一般県民を対象(参加者約3,000人)に講演及びエコ製品の展示会等による地球温暖化防止に対する普及啓発を図った。

# (2)星空観察の実施

身近な星空の観察を通じ、大気環境や地球環境問題に対する関心や認識を深めてもらうため、関係市町村の協力を得て県民の参加を呼びかけ、昭和62年度から「スターウォッチング(星空継続観察)」を実施している。

平成13年度は、夏期はこと座、冬期はすばる星団 の観察を実施し、3市11町の18か所で延べ219人の参 加を得た。

# (3)樹木の大気浄化能力調査

身近な樹木の大気浄化能力の実験を通じ、大気環境や地球環境問題について関心を深めてもらうため、小・中学生や高校生の参加を呼びかけて、昭和63年度から「樹木の大気浄化能力調査」を実施している。

平成13年度は、中学校3校、高等学校1校の参加を 得た。

# (4)フロン回収対策

オゾン層を破壊する特定フロン()は、モントリオール議定書()に基づき、我が国を含む先進国では1995年末までにその製造等が全廃されるとともに、その他のフロンについても順次規制が課せられているところである。

また、地球温暖化防止の観点からは、特定フロンだけでなく代替フロン()も大気への放出を防ぎ、回収を推進する必要がある。

このため、家庭用の冷蔵庫及びエアコンについては、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、平成13年度から回収が開始された。

業務用冷凍空調機器及びカーエアコンについては、平成13年6月に制定された特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

(フロン回収破壊法)に基づいて、平成14年度(業務用冷凍空調機器は平成14年4月、カーエアコンは同年10月)からフロン類の回収等が義務づけられることとなった。

県では、フロン回収破壊法が施行されるまでの間、 岡山県フロン回収・処理推進協議会において構築し た岡山県フロン回収・処理システムの運用を継続す るとともに、ラジオ放送やパンフレットの配布、説 明会の開催等によりフロン回収の必要性やフロン回 収破壊法の内容を周知し、協力を呼びかけた。

なお、フロン回収破壊法に基づきフロン類の回収 等を行う事業者は、同法に基づき知事の登録を受け なければならないが、平成14年3月末日現在の登録 事業者数は、表8-3のとおりである。

表8-3:フロン回収破壊法に基づく登録事業者数

区	分	事業者数
業務用冷凍空調 機器関係	第一種フロン類回収業者	155

# 3 国際環境協力の推進

地球環境問題は、被害・影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題である。特に、開発途上国等では、急速な経済発展に伴う工業化、都市化が、深刻な公害問題を引き起こしている。 したがって、地球環境問題に対処するためには、開発途上国等に対する人的・技術的な協力や援助など、国際的な取組が必要とされている。

岡山県では、従来から国や国際協力事業団(JICA) 等と協力し、岡山県環境保健センター等における研修員の受け入れや職員の海外派遣等を実施しており、 これまでの公害対策等を通じて蓄積してきた環境保 全に関する技術の移転や技術指導に努めてきた。

# (1)中国江西省への環境技術協力

岡山県と中華人民共和国江西省とは、昭和60年度 から友好交流を進めているが、江西省は、急速な経 済成長と人口増加という2つの要因により、大気汚染や水質汚濁等の環境破壊が進んでいる。そこで、中国江西省に対し、環境保全分野における技術協力を行っている。

平成13年度は、江西省から林業専門技術員2名を研修員として2週間、岡山県林業試験場に受け入れるとともに、岡山県からは林業専門技術員2名を林業技術指導のため派遣した。

# (2)こども国際エコチャット

地球環境保全を積極的に推進する人材を育成するため、県内の中学生、教師等8名を江西省に派遣し、江西省の中学生等と環境保全の活動事例を話し合うとともに、江西省の環境保全の取組状況を視察した。(「こども国際エコチャット」事業を平成12年度から実施)

# 第9章 その他環境

1 放射線 2 景観の保全と創造 3 新しい課題への対応

# 1放射線

# (1)核燃料サイクル開発機構人形峠 環境技術センターに係る環境保 全協定の締結等

苫田郡上齋原村人形峠には、核燃料サイクル開発 機構人形峠環境技術センターが立地し、ウランの製 錬転換、濃縮等に関する研究開発が行われている。

県、上齋原村及び当時の動力炉・核燃料開発事業 団(以下「動燃」という。)の三者は、昭和54年7月 「動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所(現在の サイクル機構人形峠環境技術センター)周辺環境保 全等に関する協定書(環境保全協定)」を締結した。

県では、この環境保全協定に基づき、サイクル機構に対し放射性物質等の放出の管理等を求めるとともに、昭和54年からサイクル機構人形峠環境技術センター周辺の環境を保全するため、環境放射線等の監視測定を行っている。

また、昭和63年8月に報道され問題となった捨石 堆積場についても、当時の動燃に対して恒久対策を 実施させるとともに、平成元年3月に捨石堆積場を 環境保全協定の対象とする確認書を交わし、事業所 周辺と同様に環境放射線等の監視測定を実施してい る。

さらに、「回収ウラン転換実用化試験」等については、県は「環境放射線等専門家会議」の意見を聴

いたうえで、平成5年3月に了解したもので、これらの試験に関連して、回収ウラン中に含まれるプルトニウム等の監視測定も実施している。

これらの監視測定の結果は、学識経験者で構成される「岡山県環境放射線等測定技術委員会」において詳細に検討され、次のとおり、事業所等の周辺は 平常な状態であるとされている。

事業所周辺の環境放射線等の監視測定

サイクル機構人形峠環境技術センター及び捨石堆 積場周辺の監視測定は上齋原村内の「人形峠」「赤 和瀬」「天王」の3か所で空間ガンマ線線量率等の連 続測定を実施するとともに、大気、河川水等各種試 料の採取測定を実施した。

測定対象及び測定地点は図9-1、図9-2のとおりで、これらの測定の結果、空間ガンマ線線量率、大気中ふっ素等管理目標値の設けられている項目はいずれも目標値以下であり、それ以外の項目については、従来とほぼ同じレベルで異常値は無かった。

(測定データを資料編に掲載)

プルトニウム等に係る監視測定

回収ウランの製錬転換実用化試験実施に伴うプル

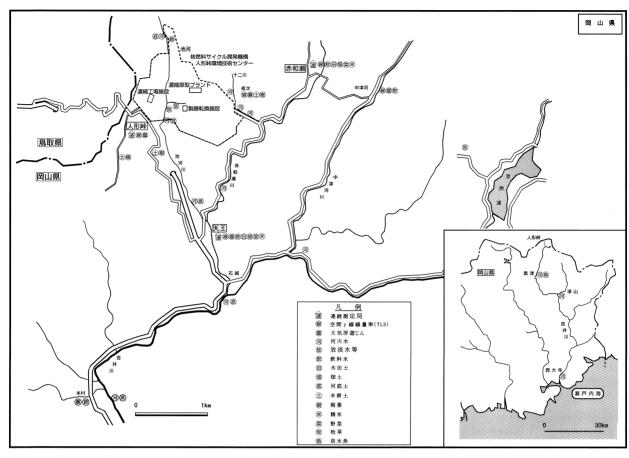
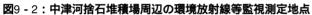


図9-1:核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等監視測定地点



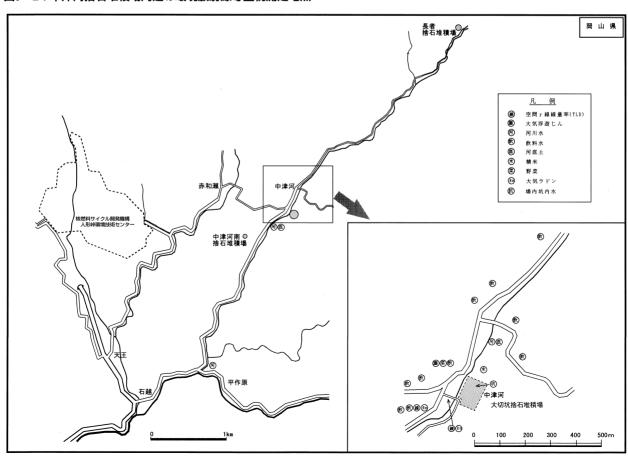


図9-3:プルトニウム等の監視測定地点

トニウム等監視測定は図9 - 3に示す地点で行っている。測定結果はいずれの核種項目でも文献による参考値の範囲内にあり異常値は認められなかった。

なお、河川水の一部、土壌(畑土、水田土)及び 生物質(野菜)からプルトニウム(239+240)が検 出され、また、土壌の一部からプルトニウム238が 検出されたが、これらのプルトニウムはその検出レ ベル及びその同位体比から過去に大気圏内で行われ た核実験によるものであると考えられている。

(測定データを資料編に掲載)

# (2)原子力と安全対策

サイクル機構人形峠環境技術センターに関連して、原子力に関する正しい知識や安全対策等県の施 策について広く県民に広報した。

主な内容は、次のとおりである。

- ・原子力の開発と安全に関するホームページの作 成
- ・県民を対象にした人形峠施設見学会の開催
- ・人形峠アトムサイエンス館の原子力広報展示物 の製作、維持
- ・環境監視のあらましに関するパンフレットの作 成、配布

# 2 景観の保全と創造

私たちのふるさと岡山は、白砂青松の瀬戸内海や 優美で緑あふれる山々など美しい自然に恵まれると ともに、吉備文化をはじめとする数多くの歴史的遺 産や落ち着いたたたずまいを見せる街並みなど優れ た景観を有している。

このような快適で文化の薫り高い岡山の景観を守り育て、さらに創造し、より優れたものとして次代に引き継いでいくため、昭和63年3月「岡山県景観条例」を制定し、条例に基づいて総合的な景観対策に取り組んでいる。

# (1) 大規模行為の届出

景観条例に基づき、周囲の景観に大きな影響を与 える大規模な建築物の新築などの大規模行為につい て、事前の届出を義務付けている。

県は、大規模行為と周囲の景観の調和を図るために定めた「大規模行為景観形成基準」により届出内容を審査し、必要に応じて届出者との協議を行い、また指導、助言を行うことを通じ、周囲との調和のとれた景観づくりを進めている。

平成13年度の届出件数は479件であった。

(詳細は資料編に掲載)

# (2)景観モデル地区

県内にある多くの優れた景観を有する地域の中でも、特に県民に親しまれ県民の誇りとなる地域や、新たに優れた景観づくりを行うべき地域を「景観モデル地区」として指定している。現在までに「高梁地区」、「吉備高原都市地区」、「渋川・王子が岳地区」の3地区をモデル地区として指定している。

(図9-4、表9-1)

行為の届出

景観モデル地区内では、景観に影響を与えるおそ

れのある建築行為等について届出を受け、指導、助言を行うことを通じ、優れた景観づくりを進めている。 (平成13年度各モデル地区届出件数)

高梁景観モデル地区

15**件** 

吉備高原都市モデル地区

5**件** 

渋川・王子が丘モデル地区 0件

(詳細は資料編に掲載)

# (3)背景・借景の保全

歴史的・文化的に優れた施設等の背景・借景を保全するため、「背景保全地区」として「後楽園地区」「吹屋地区」、「閑谷地区」の3地区を平成4年6月2日に指定し、大規模行為の計画構想段階からの事前指導により、景観誘導を行っている。

なお、今までに事前指導申出があったのは主に後 楽園地区で、吹屋地区は1件、また、閑谷地区につ いては事前指導の申出は提出されていない。

(平成13年度申出件数)

後楽園地区 25件

(29-4)

# (4)アドバイザーの活用

望ましい景観づくりのため「景観対策推進アドバイザー制度」を設け、建築、造園、デザイン等に専門的な知識を有する者10人を委嘱し、大規模行為の指導等を行う上で必要がある場合にアドバイスを受けている。

# (5)市町村景観対策の推進

地域における景観づくりを積極的に推進するため、市町村景観条例の制定や景観形成基本方針の策定等、市町村の景観対策に対し指導・援助を行っている。現在までに、新庄村、八束村、中和村、川上村の4村で景観条例が制定されている。また、岡山

市、牛窓町、加茂川町、佐伯町、倉敷市、高梁市、 湯原町、川上村、八束村、中和村、津山市の4市4町 3村で景観形成基本方針が策定され、県は策定のた めに必要な経費の一部を助成している。

また、地域の景観を守り育てるために、自治会や

町内会単位で景観形成住民協定を結ぶことができる。県は協定を認定し、その内容を公表するとともに、その区域間での修景事業に必要な経費の一部を助成している。

(表9-2、表9-3)

図9-4: 岡山県景観条例に基づく指定地区位置図



表9-1:景観モデル地区の指定状況

名	名 称		面	積	指定年月日
高梁景観モデル	也区	高梁市	580ha		平成2年1月9日
		加茂川町・	446ha		平成 5 年 6 月 15 日
吉備高原都市景観モデル地区		智陽町	拡張後	509ha	平成8年3月8日拡張
		貝阿叫	拡張後	697ha	平成9年7月25日拡張
渋川・王子が岳	景観モデル地区	倉敷市・玉野市	556ha		平成6年7月29日

# (6)普及啓発

景観に対する県民、事業者の意識の高揚を図るた

め、啓発用パンフレットを作成・配布している。

表9-2:市町村の景観条例制定状況

市	町村	名			名		称			制定等年月日	備	考
新	庄	村	新	庄柞	寸 景	観	保存	7 条	例	平成4年3月12日	全面改正	
八	束	村	八	束	村	景	観	条	例	平成3年12月24日	制定	
中	和	村	中	和	村	景	観	条	例	平成4年3月11日	制定	
Ш	上	村	Л	上	村	景	観	条	例	平成4年9月25日	制定	

平成3月3月12日に定めた「新庄村景観保存条例」を全面改正したもの

表9-3:景観形成住民協定締結の状況

名	你	締結年月日	認定年月日
東粟倉村野原地区美しいまちづくじ	<b>)協定(18戸)</b>	平成3年3月7日	平成3年6月7日
東粟倉村中谷第五組合美しいまちづく!	)協定(11戸)	平成3年10月9日	平成3年11月1日
佐伯町塩田地区美しいまちづくり	協定(53戸)	平成 5 年11月26日	平成 5 年12月17日
佐伯町河本地区美しいまちづくり	協定(20戸)	平成7年7月20日	平成7年8月28日
佐伯町父井原小原地区美しいまちづく!	<b>)協定 (12戸)</b>	平成8年4月1日	平成8年8月2日

# 3新しい課題への対応

生活環境を取り巻く新たな課題に適切に対処する ために必要な事項を定めた3本の条例を平成13年12 月に制定した。

# (1)岡山県快適な環境の確保に関する条例

### 目的

美観や清潔さを損なう落書き、空き缶等の投棄、 自動車等の放置及び光害を防止し、きれいで快適な 環境の実現を図る。

# 内容

#### 落書きに対する措置

- ・落書きを禁止し、違反者へは罰則を適用 5万円以下の罰金
- ・県管理の施設については消去も命令

## 空き缶等の投棄に対する措置 空き缶等の投棄を禁止

#### 自動車等の放置に対する措置

- ・自動車等の放置を禁止
- ・県管理の土地へ放置された自動車等を迅速な手続 きにより撤去し、違反者へは処分費用等を請求

#### 光害の防止に関する措置

- ・屋外照明の上方への漏れ光等を規制
- ・屋外におけるサーチライト等の投光器は原則使用 を禁止し、違反者に対しては使用停止命令を行い、 命令違反者へは罰則(行政罰)を適用 5万円以下の過料

## 施行日

平成14年4月1日(既存の投光器の使用禁止は平成17年4月1日)

# (2)岡山県環境への負荷の低減に関する条例

### 目的

公害防止の規制措置、事業活動及び日常生活における環境負荷の低減に関する必要な事項を定めることにより、環境への負荷の低減を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

### 内容

#### ベンゼン等の排出抑制

地域を指定し、ペンゼン等排出施設の設置の届出、 排出抑制対策の実施等を義務付け、設置届の未届出 者へは罰則を適用

10万円以下の罰金

## 土壌及び地下水の汚染防止

- ・有害物質を取り扱い、又は取り扱っていた事業所 設置者による汚染発見時、事故時の届出義務や汚 染原因者による土壌又は地下水の浄化対策の実施 を義務付け
- ・地下水の水質の浄化に係る措置命令を行い、命令 違反者へは罰則を適用
  - 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

#### アイドリング・ストップ

・自動車駐車時の原動機の停止を義務付けし、違反 者へは罰則(行政罰)を適用 5万円以下の過料

## ディーゼル自動車の粒子状物質の削減

- ・ディーゼル自動車の微粒子除去装置の装着促進
- ・指定地域における特定事業者の責務(年次計画の 作成、実施状況の報告)
- ・粒子状物質等を増大させる燃料の使用の抑制

## 廃食用油の公共用水域への排出の禁止 違反者へは罰則(行政罰)を適用

5万円以下の過料

#### 施行日

平成14年4月1日(ベンゼン、土壌・地下水(一部)、アイドリング・ストップ及び廃食用油の規制は平成14年10月1日、ディーゼル自動車の規制は公布後3年4月を超えない日で規則で定める日)

# (3) 岡山県循環型社会形成推進条例

## 目的

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の 形成を図る。

### 内容

## グリーン購入を促進する措置

- ・毎年度グリーン購入に関する調達方針を策定
- ・再生品の使用促進の指針を策定
- ・特定の事業者に、再生品の使用状況の公表を義務 付け

#### 廃棄物等の排出抑制等の対策

多量に排出される廃棄物等の排出抑制等の指針を 策定

#### 循環型社会の形成を推進する製品等の認定

- ・循環型社会の形成に資する製品を岡山県エコ製品 として認定
- ・ゼロエミッションへの取組等循環型社会の形成を 推進する事業所を認定

### 循環型社会の形成を推進する事業の承認 循環型社会の形成を推進するモデル的、先進的な 事業を承認・支援

循環型社会の形成のための情報拠点づくり 循環資源に関する県内の様々な情報の発信、データベースの整備、学習機会の提供等必要な業務を行う総合的な情報発信基地として公益法人を指定

### 循環型社会の形成のためのインフラ整備

公共関与により、リサイクルを優先させた広域的 かつ拠点的な廃棄物処理施設の整備を促進する制度 を創設

#### 施行日

平成14年4月1日(廃棄物等の排出抑制等の対策 及び循環型社会の形成を推進する製品等の認定等に ついては、平成14年10月1日)